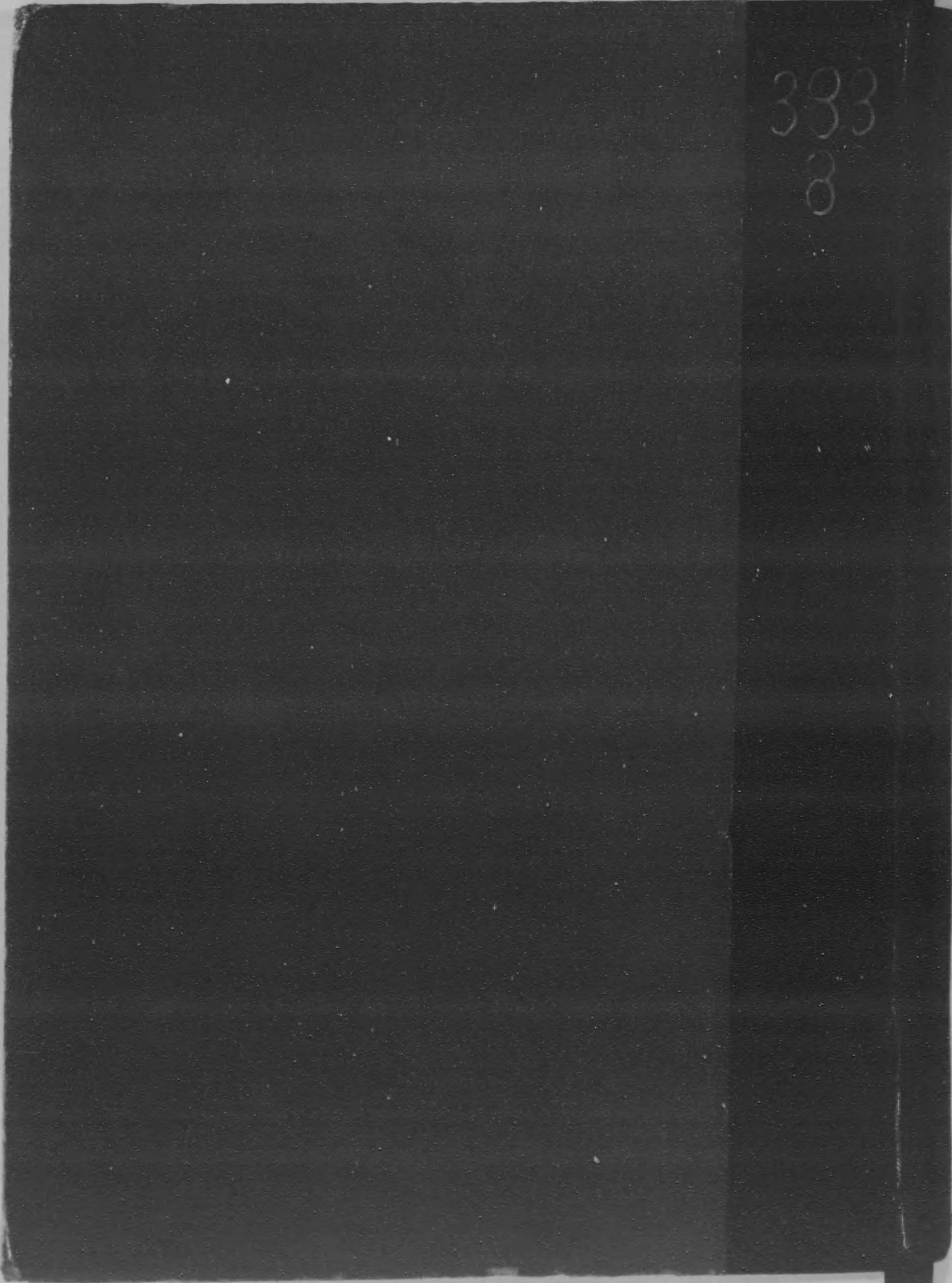


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 70 1 2 3 4

333
33

始



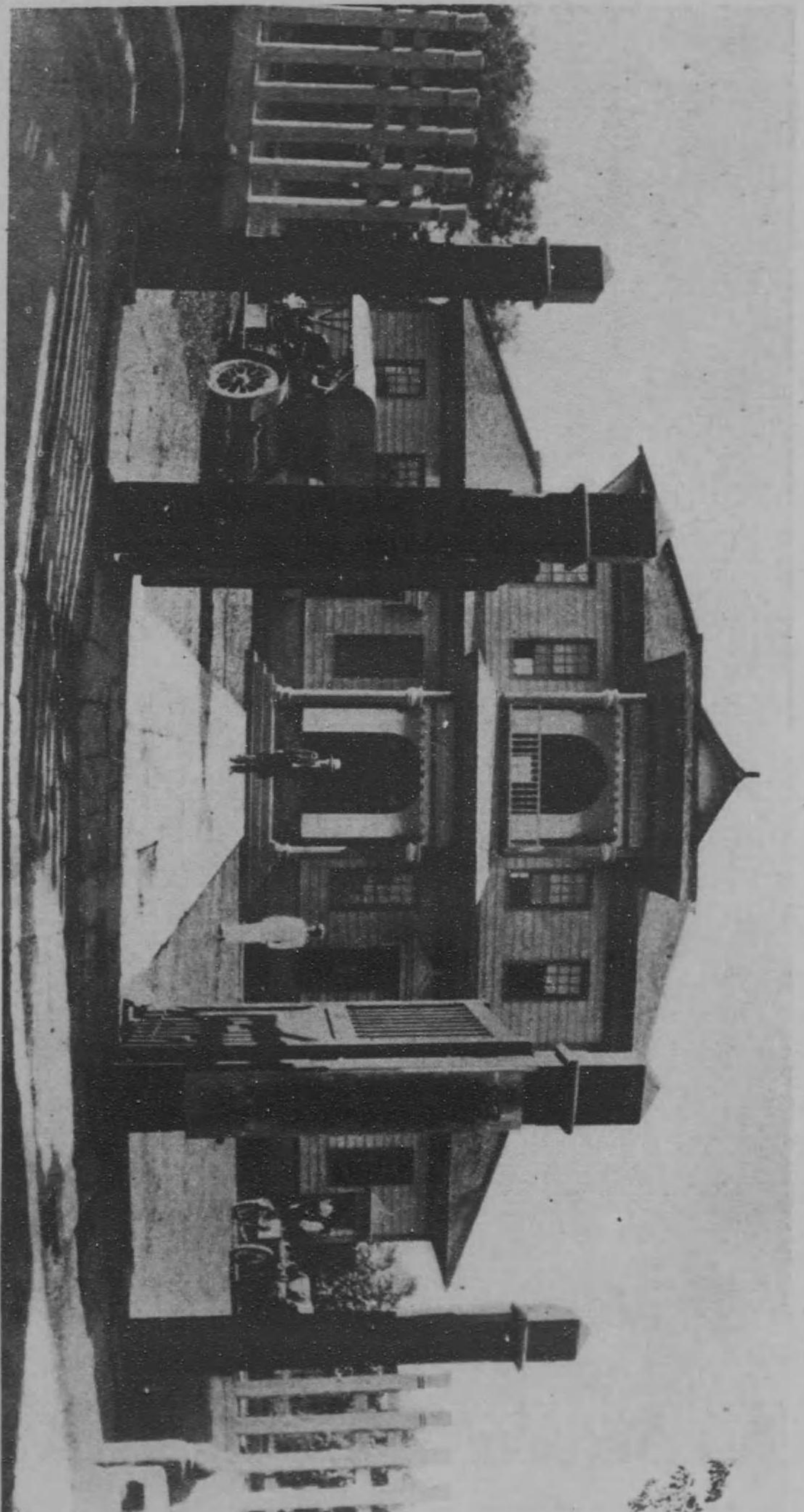
29.4.27

383-8



福島縣耶麻郡誌

大正
8.5.21
内交



所 役 郡 麻 耶
察 の 成 御 下 殿 宮 川 酒 有)

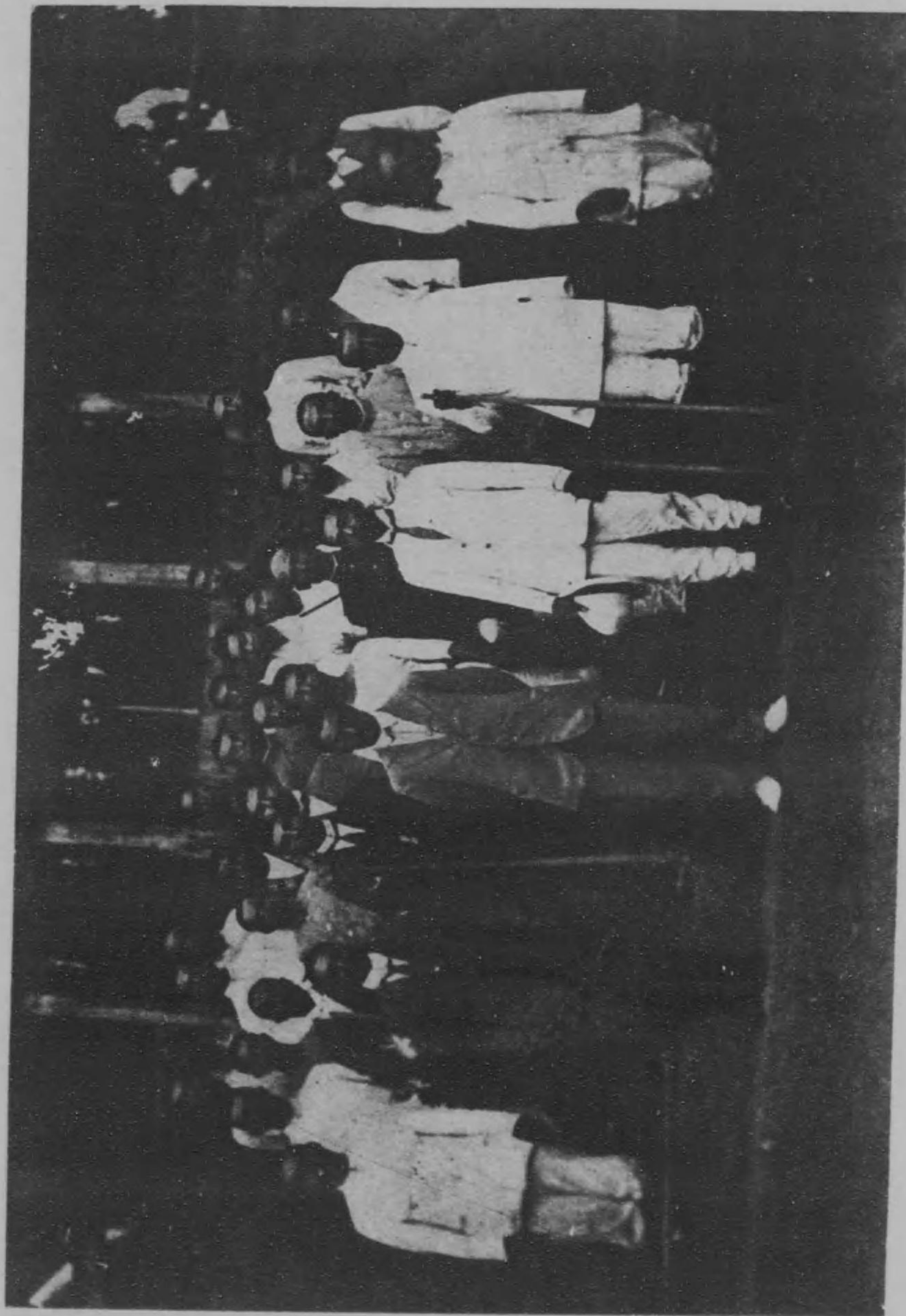


保容平松

先代
いけの
お招き
あま
おれ
おれ
おれ
おれ



男保平松 爵子



行一山登御山梯磐下殿宮選久東日八月八年五正大

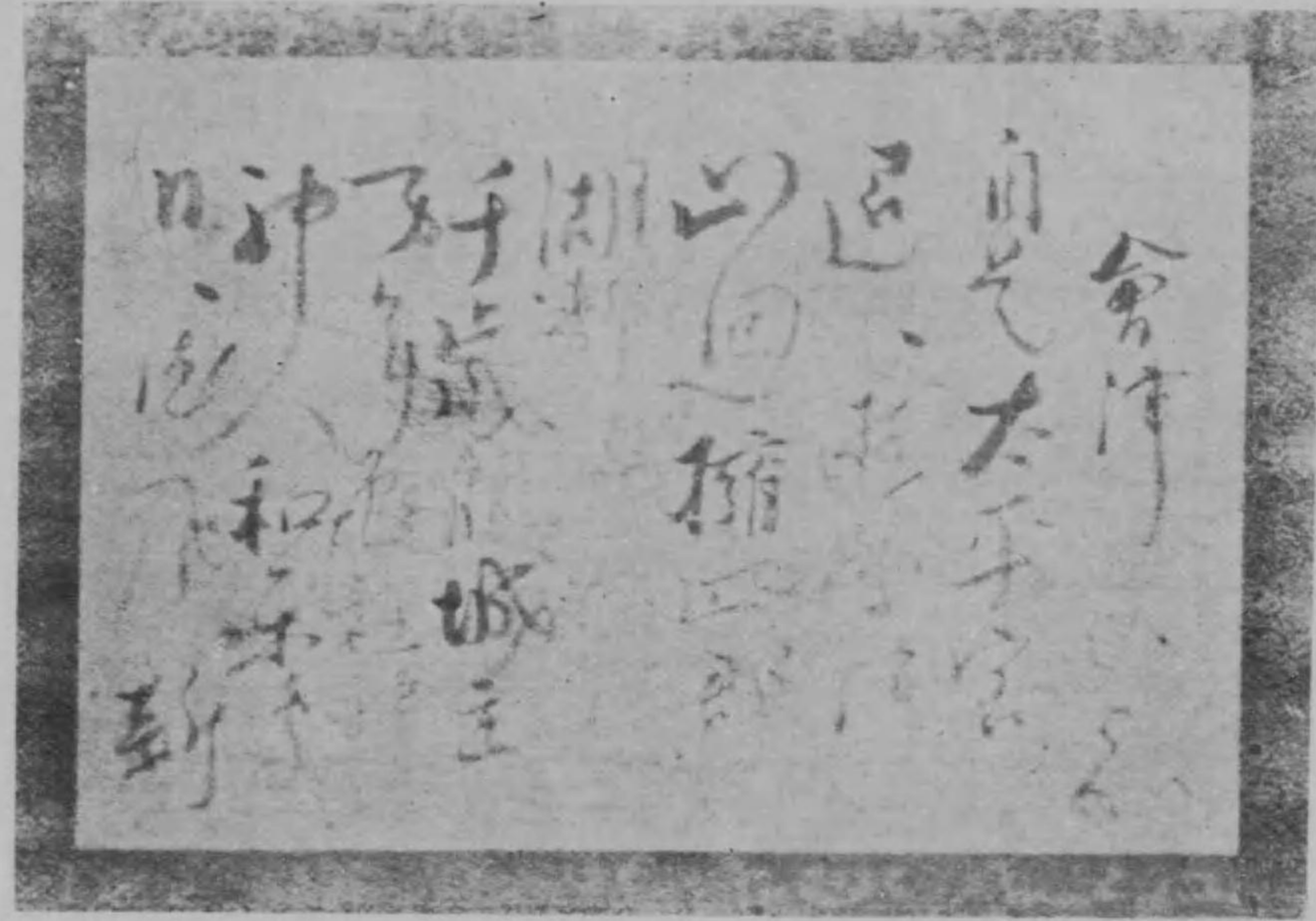
(一其) 長郡代累郡麻耶



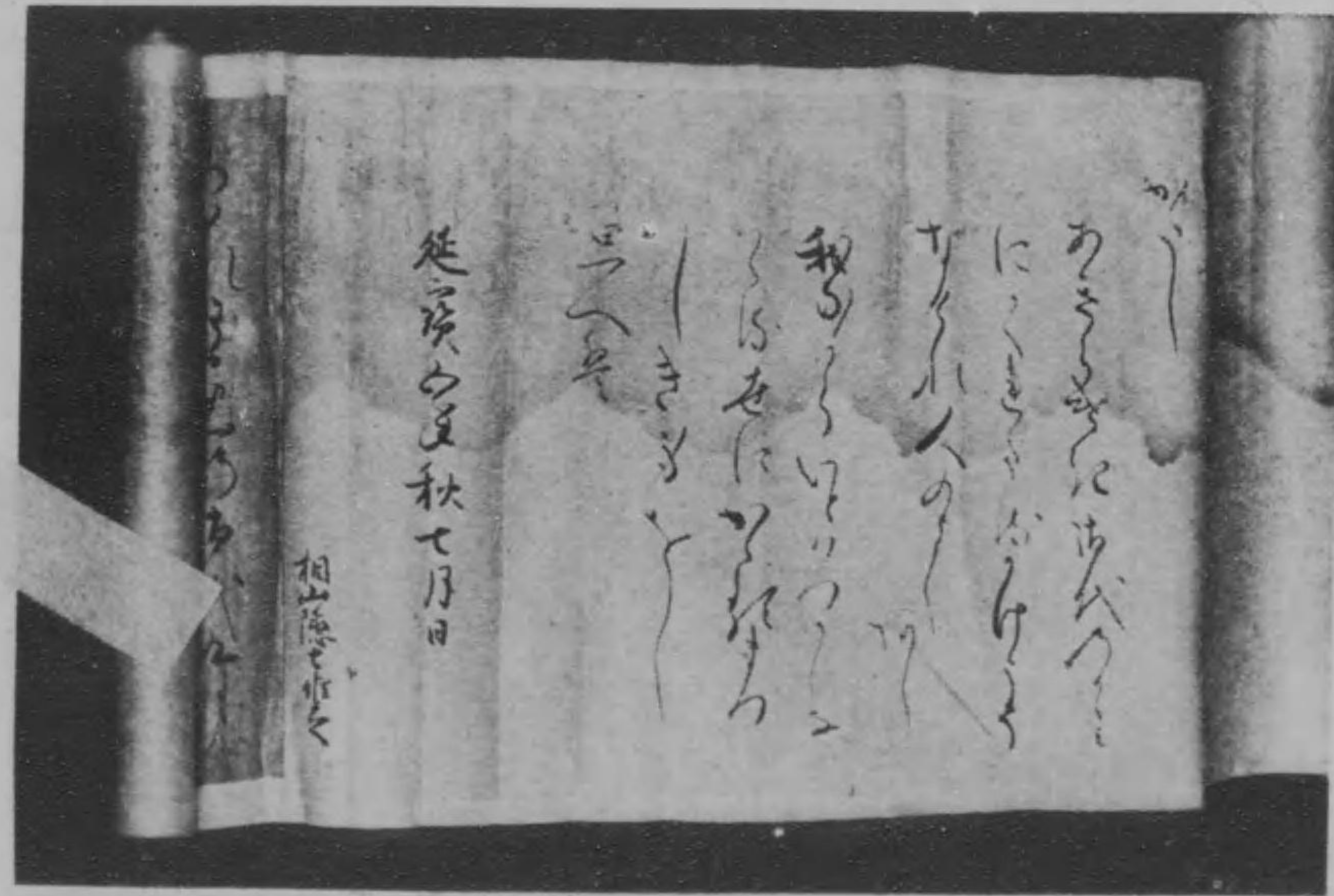
靖行本宮



助力嵐十五



筆眞齋開崎山



筆眞足惟川吉

(三其) 長郡代累郡麻耶



勇 田 和



謙 友 池 小

(二其) 長郡代累郡麻耶



明 志 藤 佐



扶 田 吉

(五其) 長郡代累郡麻耶



正時本松



格井武

(四其) 長郡代累郡麻耶



光直永楠



吾兵澤石

(七其) 長郡代累郡麻耶



助伴子神



立信藤須

(六其) 長郡代累郡麻耶



郎太録沼青



郎三富井酒

(二其) 長 議 會 郡 麻 耶



彦武嵐十五



郎三四條東

(一其) 長 議 會 郡 麻 耶



一成田宇



次源左橋唐

者 彰 表 被



子 岩 生 瓜



郎 重 屋 士

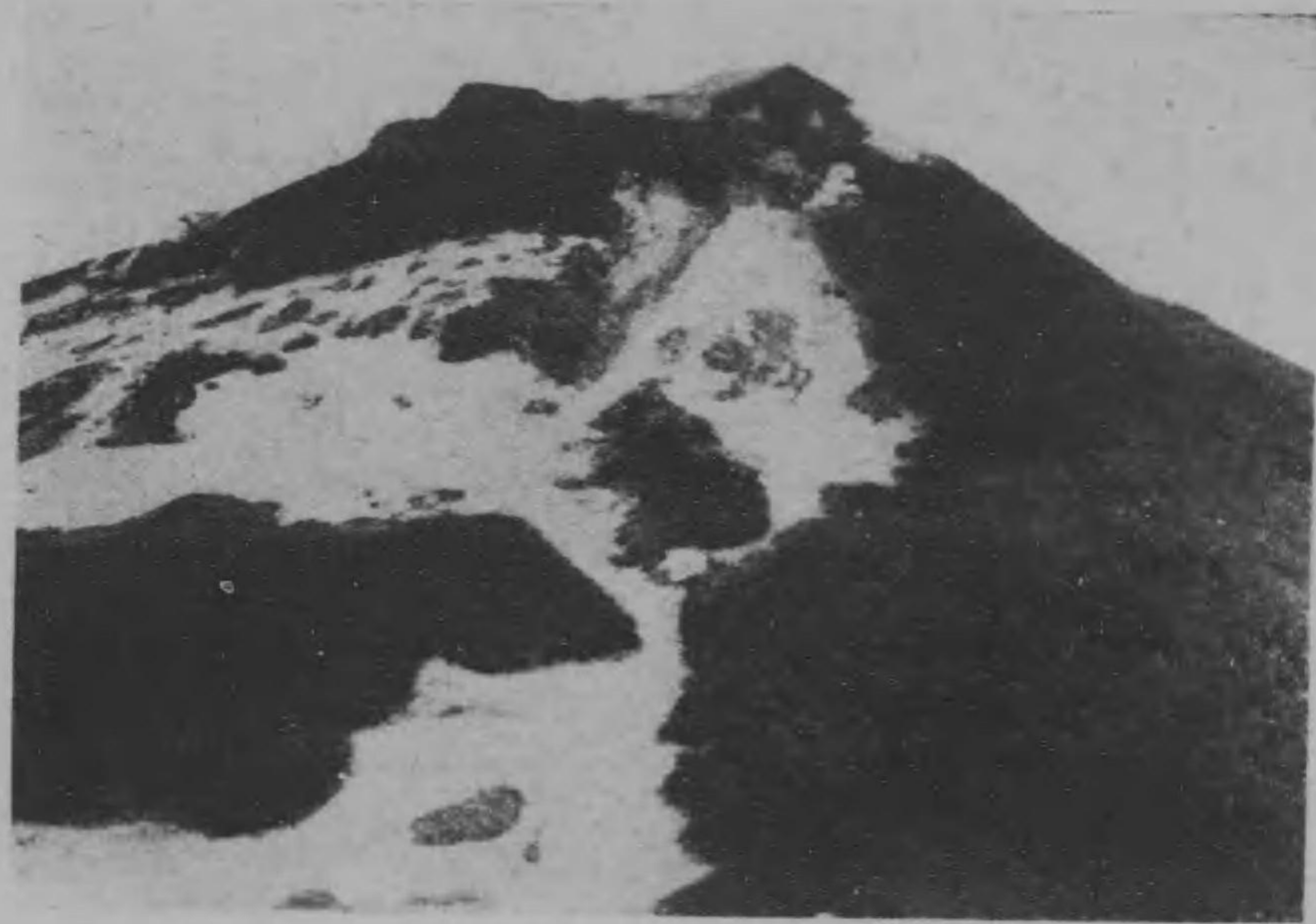
(三其) 長 議 會 郡 麻 耶



八 泰 塚 平



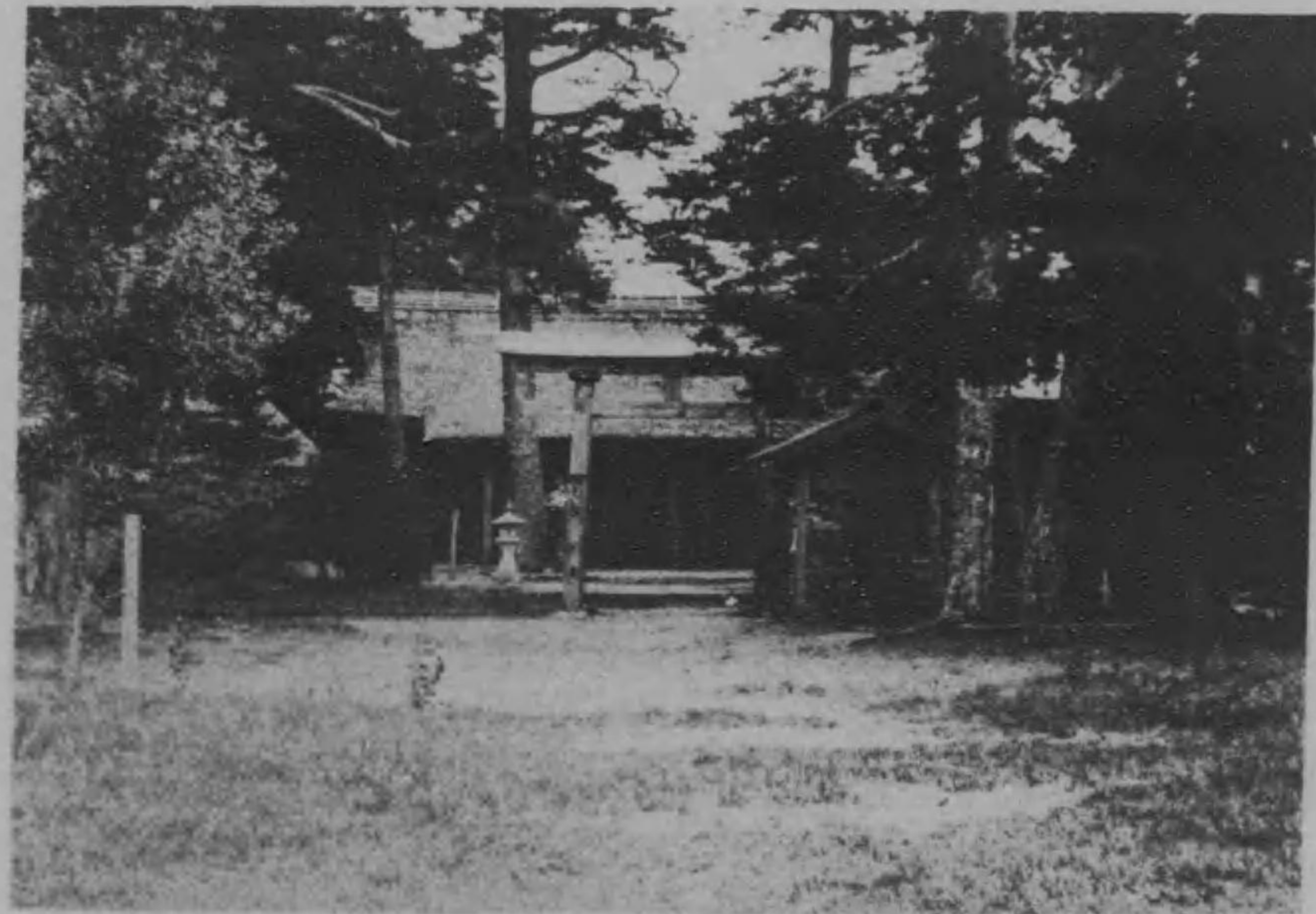
志 善 部 田



縣社飯豊山神本殿



縣社士津神社



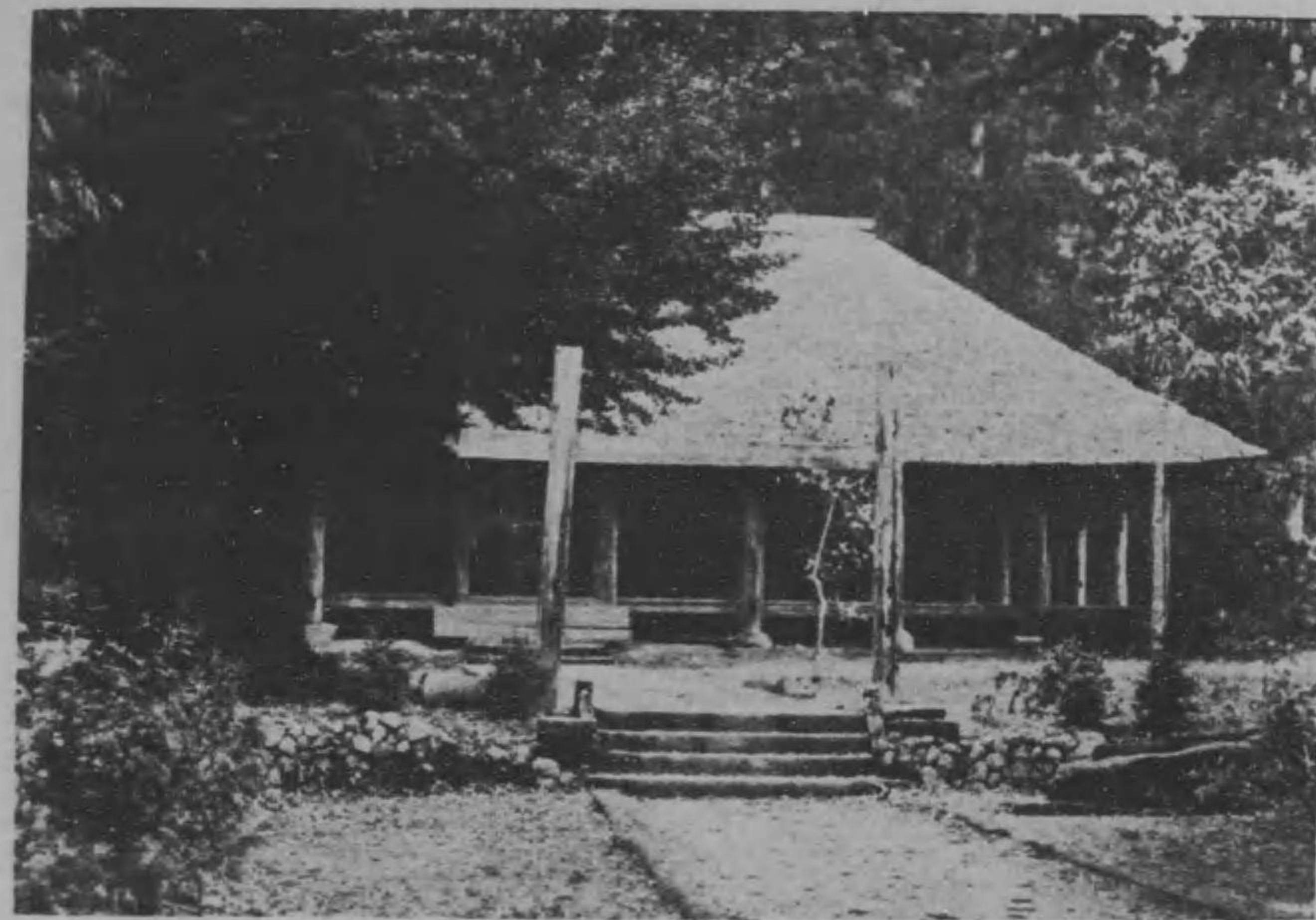
小平天満宮



縣社磐崎神社



慶徳村稻荷神社



新宮熊野神社及大銀杏樹



山都村宗像神社



新宮熊野三社



示 現 寺 開 山 堂



惠 日 寺



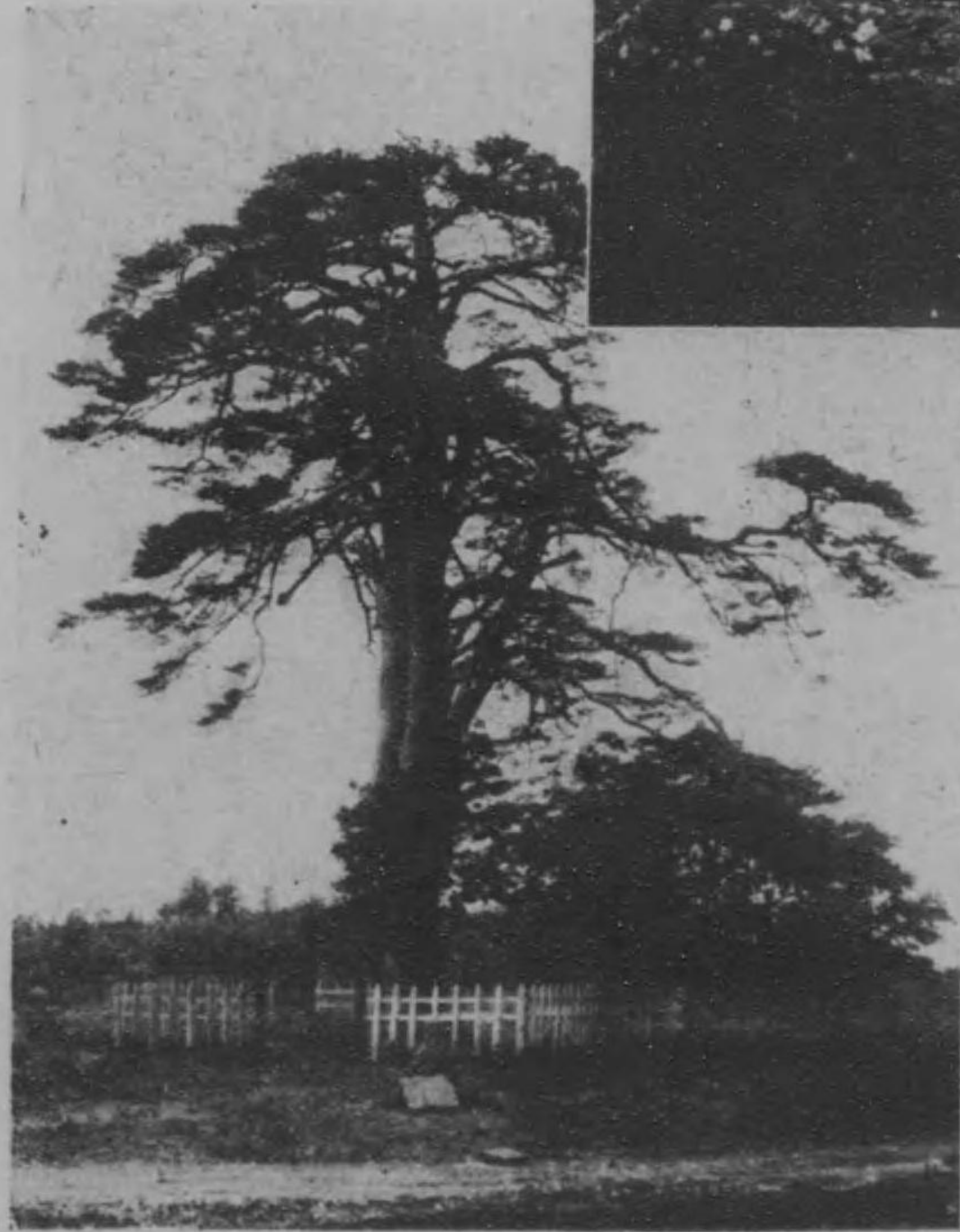
願 成 寺



示 現 寺



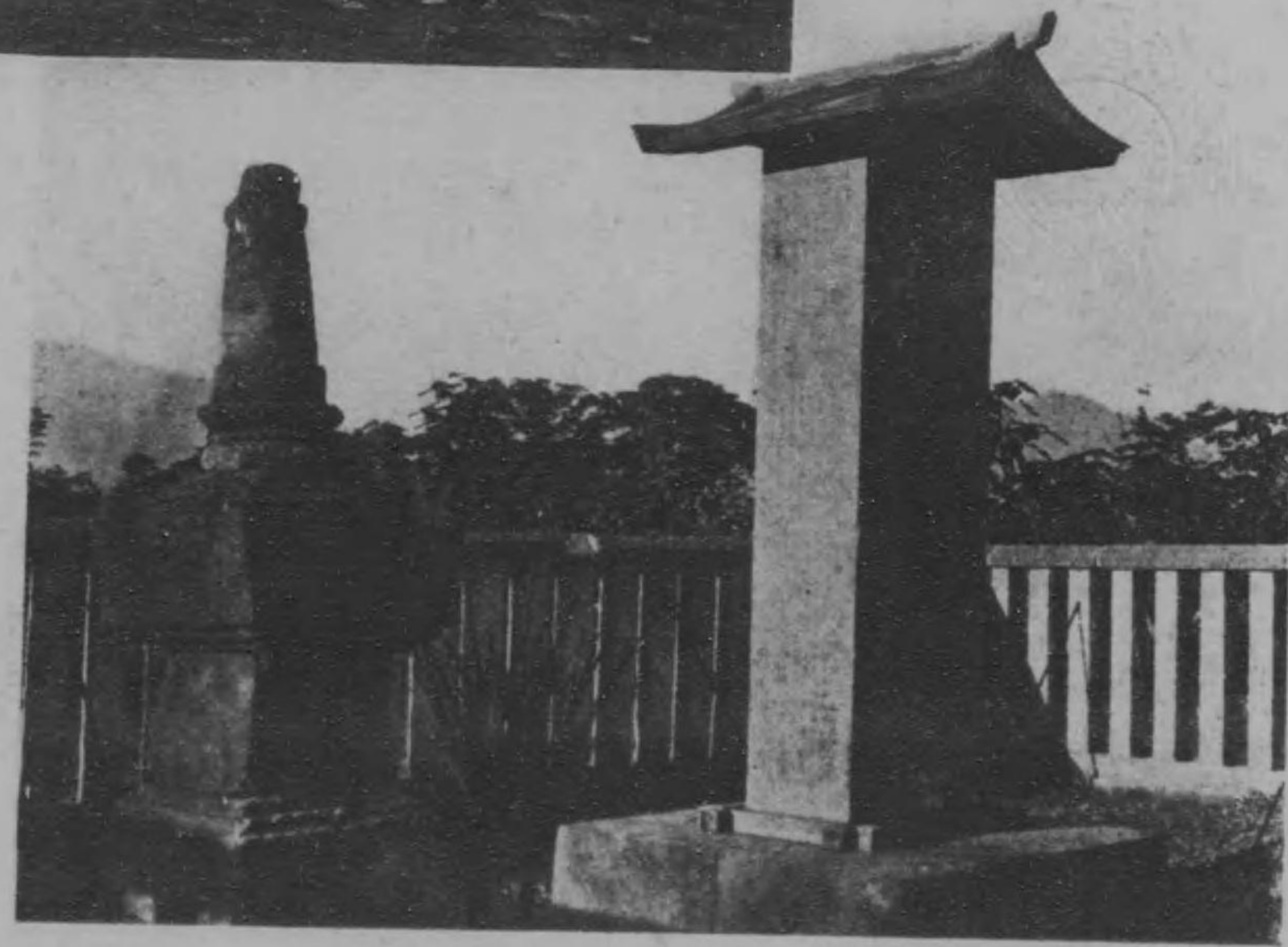
三 忠 碑



金 上 盛 備 墓



土 津 靈 神 碑



佐 原 義 連 碑



磐梯山災死者招魂碑



德一大師墓



佐瀨大和種常墓



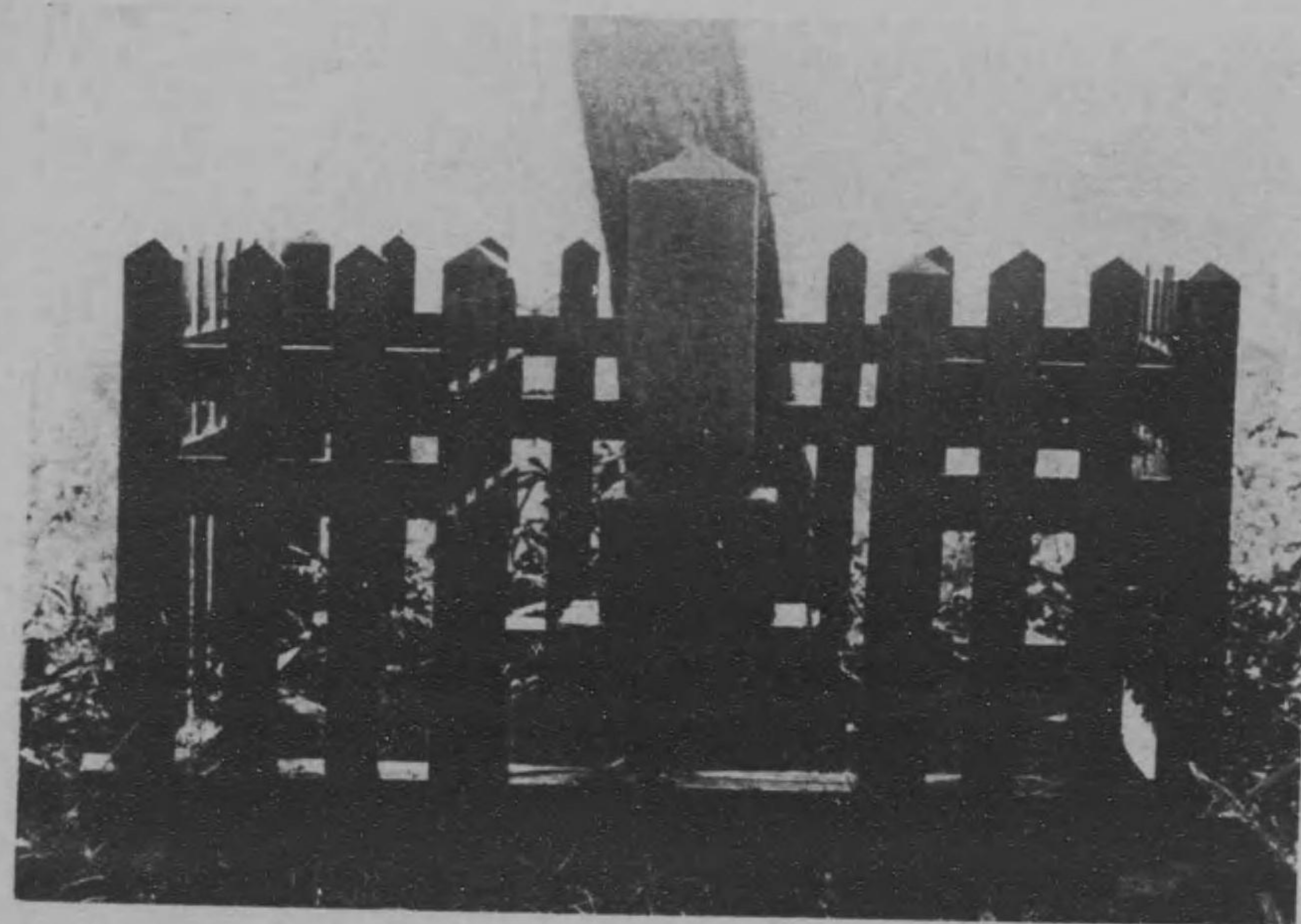
佐瀨平八郎常雄墓



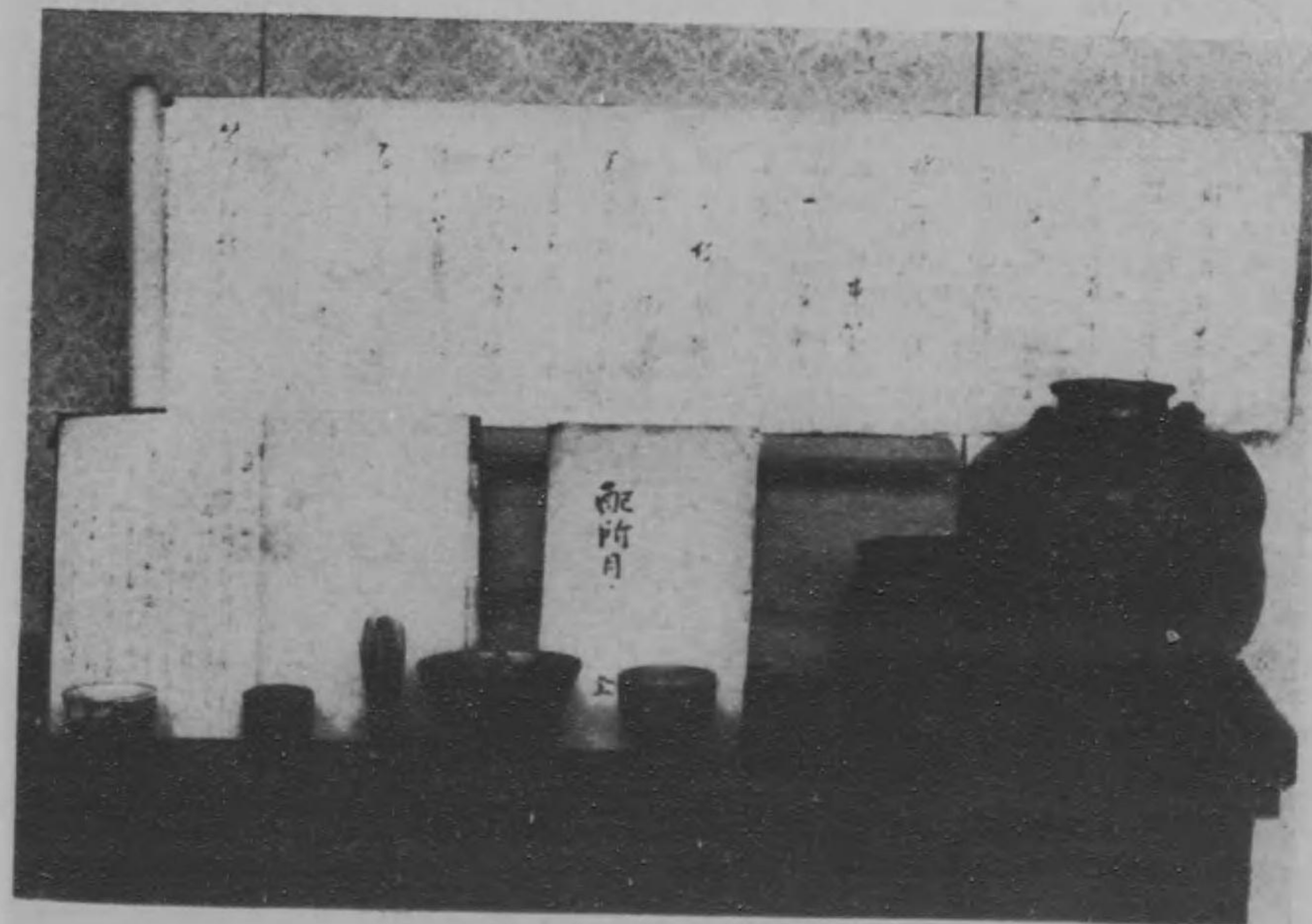
猪苗代古城址



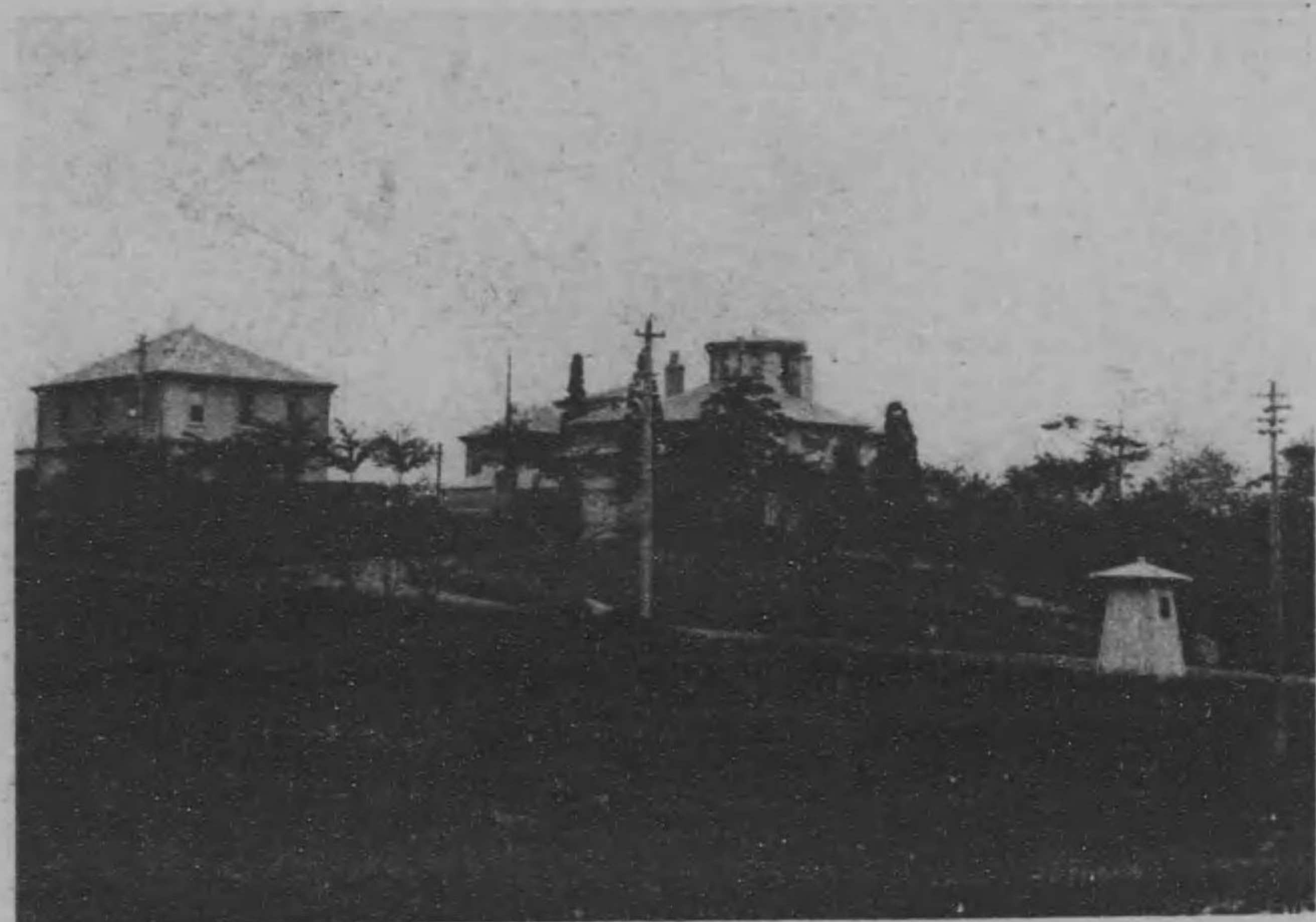
磨上原古战场



無爲庵塔



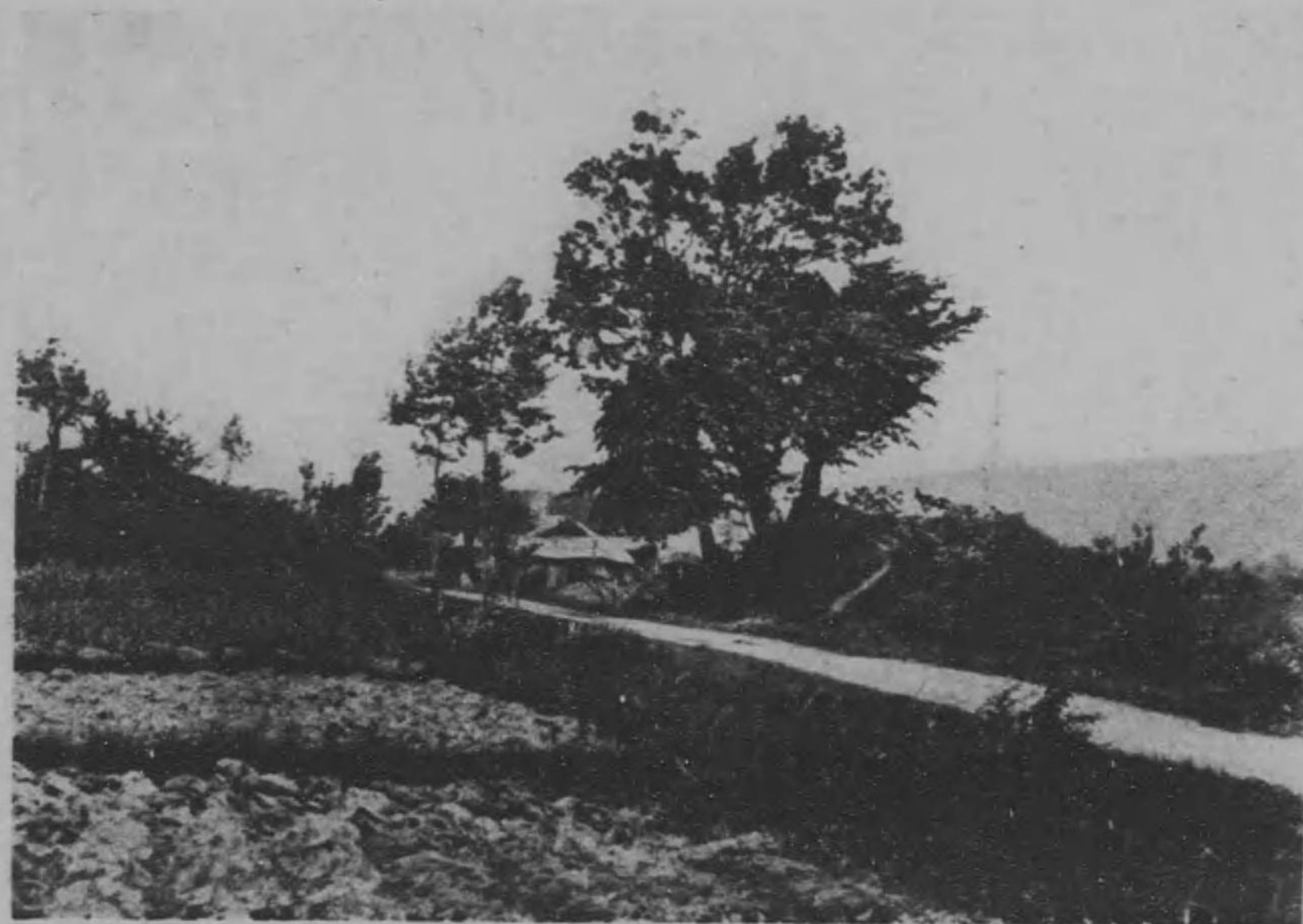
無爲庵眞筆及遺物



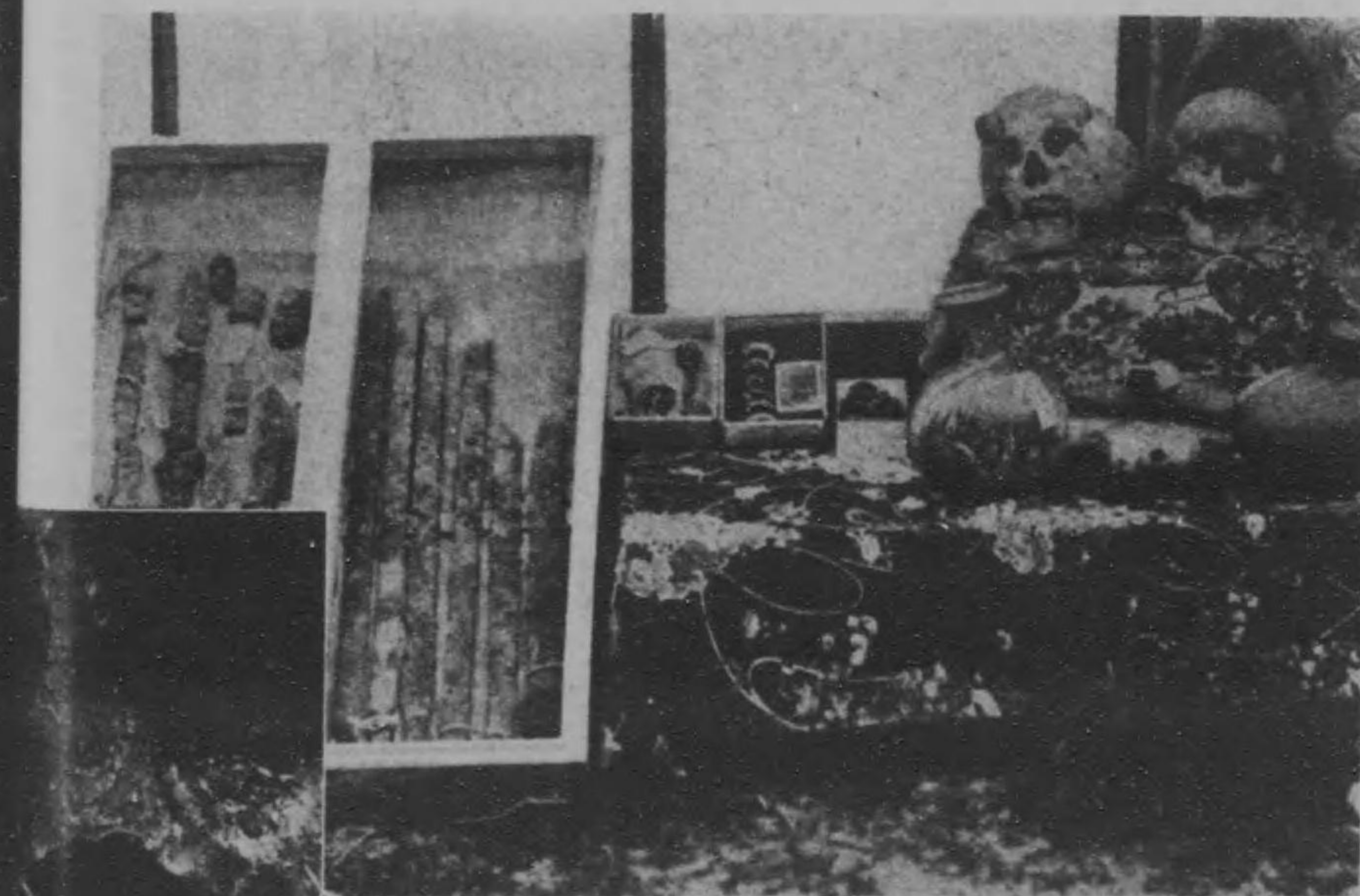
邸 別 御 島 翁



署 察 警 方 多 喜



塚 里 一 の 府 別



物 掘 發 の 時 當 見 發 墳 古 崎 山

墳 古 崎 山



山 梯 磐
(む 望 り よ 畔 湖 代 苗 猪)



望 遠 の 山 豊 飯
(む 望 り よ 南 東 の 町 方 多 喜)



署 分 代 苗 猪



署 區 林 小 方 多 喜



湖元秋



橋六十

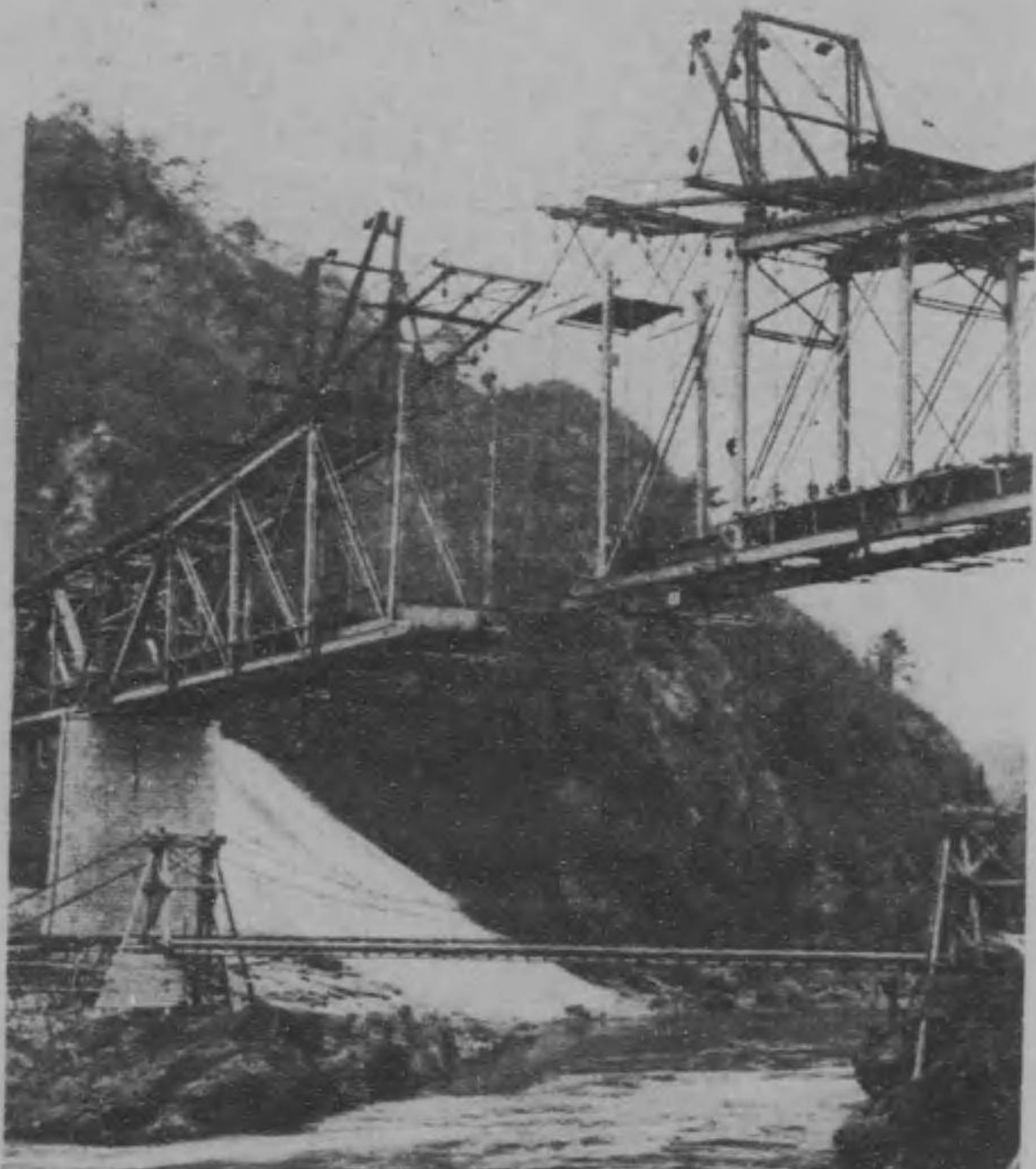


湖代苗猪



む望を口火噴梯磐りよ湖原繪

釜脇の鐵橋工事中の景



銚子の口



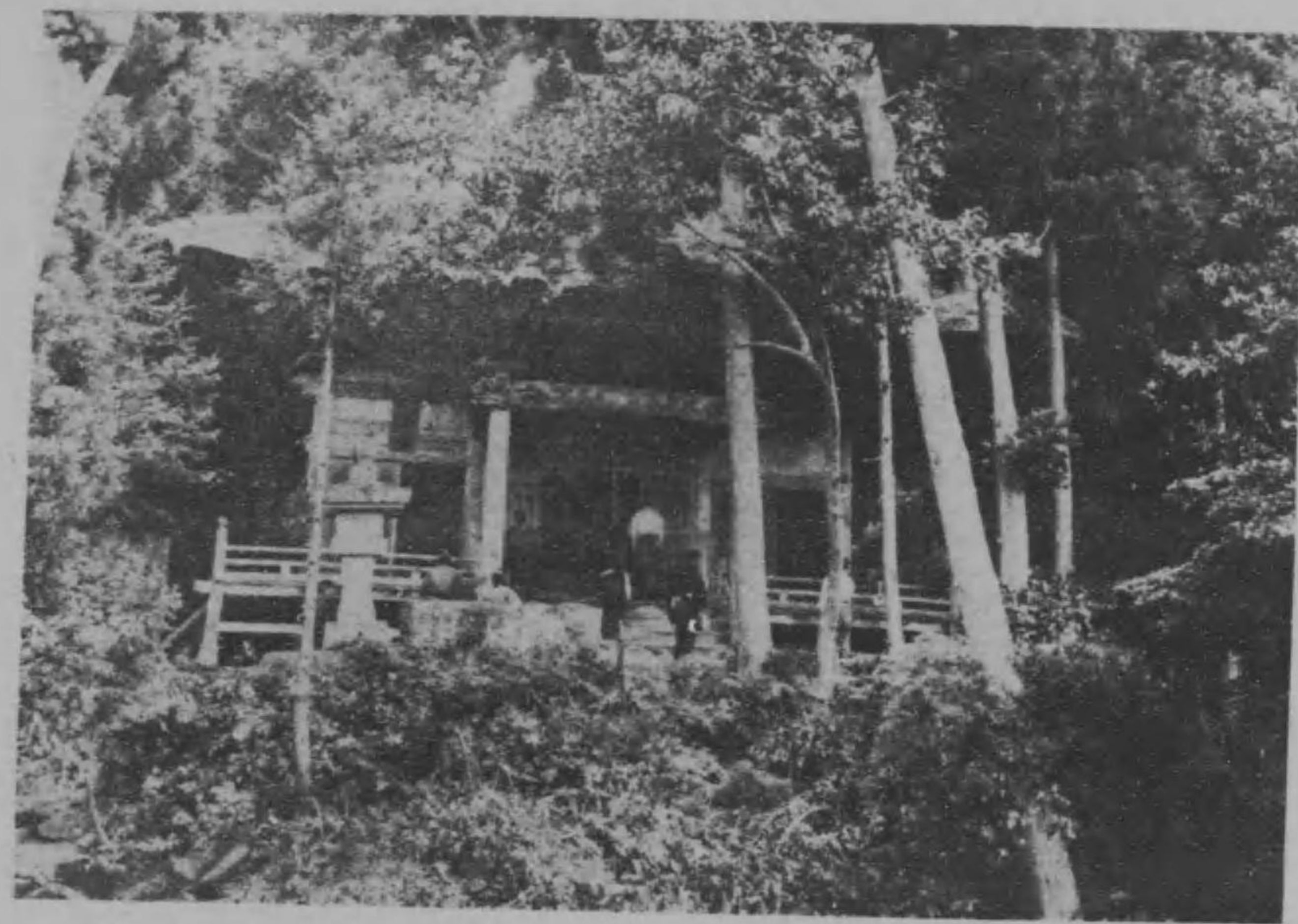
一ノ戸川鐵橋



釜脇の鐵橋



天喜歡聖大之入極



堂師藥漆



堂音觀山廡



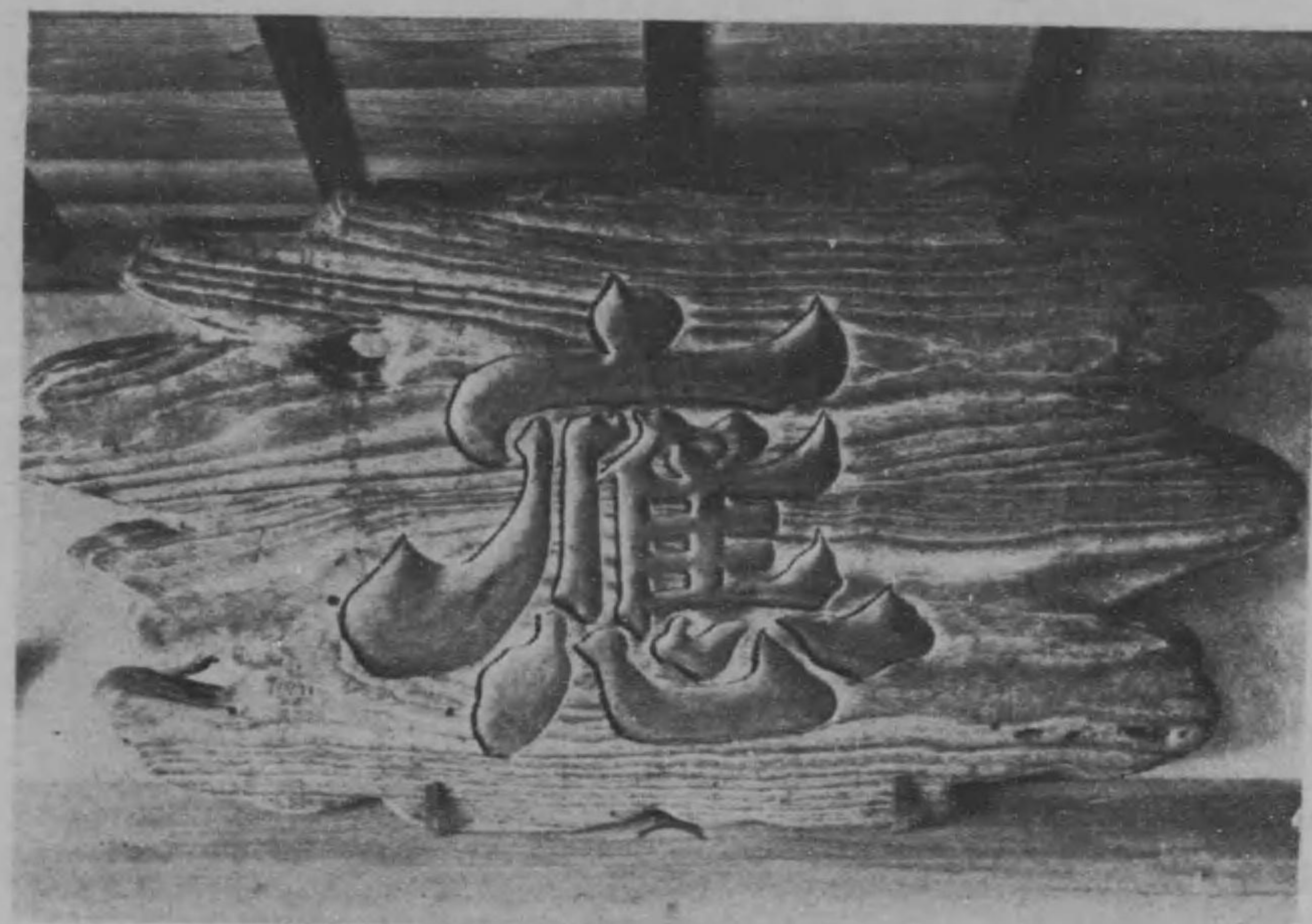
堂音觀屋竹



(一) 街市町方多喜

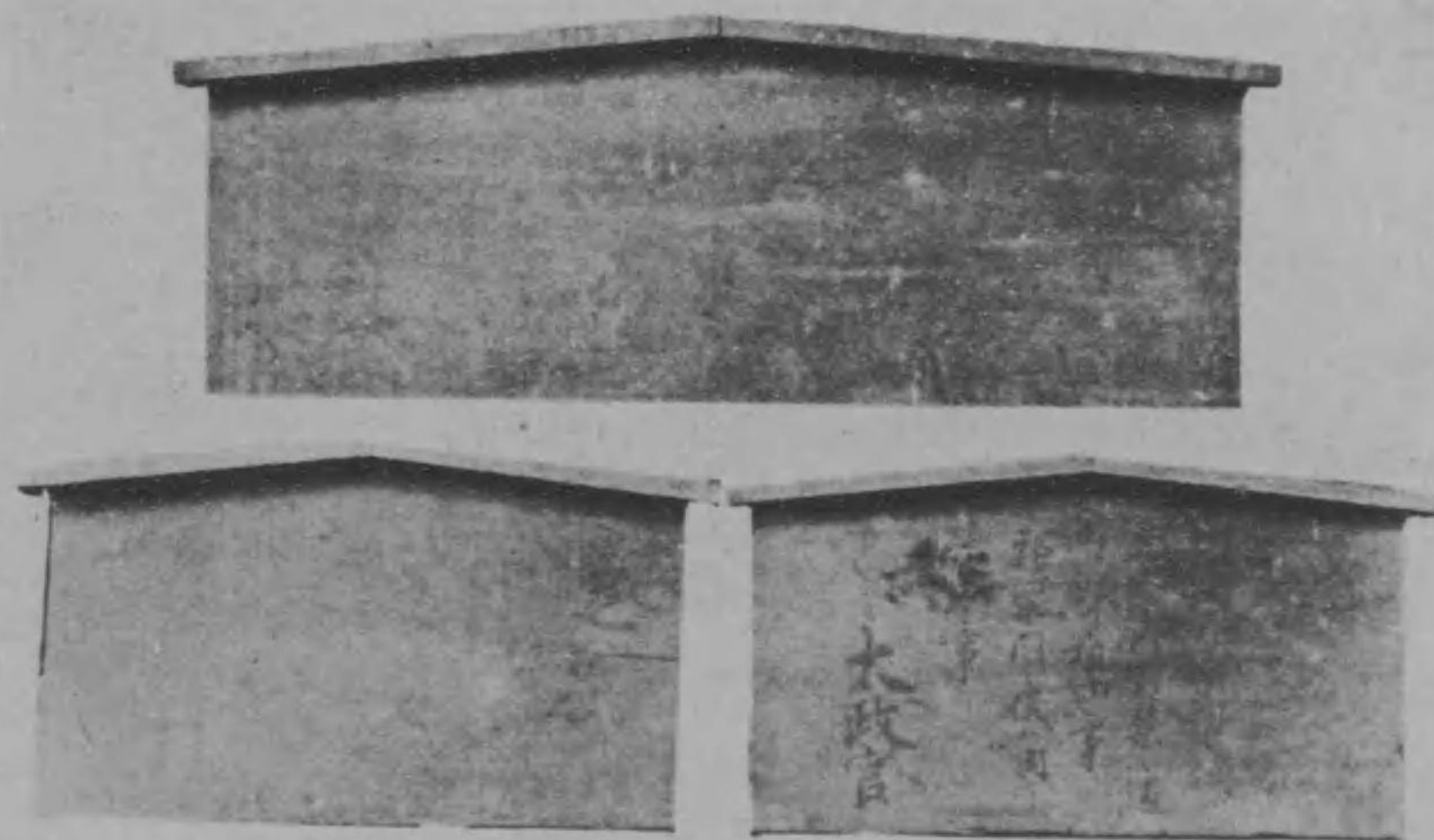


(二) 街市町方多喜



額 の 筆 海 空

(松若後新維のもしりあけ掲に棟層三城牙松若元は額の字「鷹」此)
 (りあに所務社同は今れらせ上殿に社神津土し際に廳廢け掲に内廳縣)



札 制



場工二第社會化電北東



山降霜山黃硫尻沼



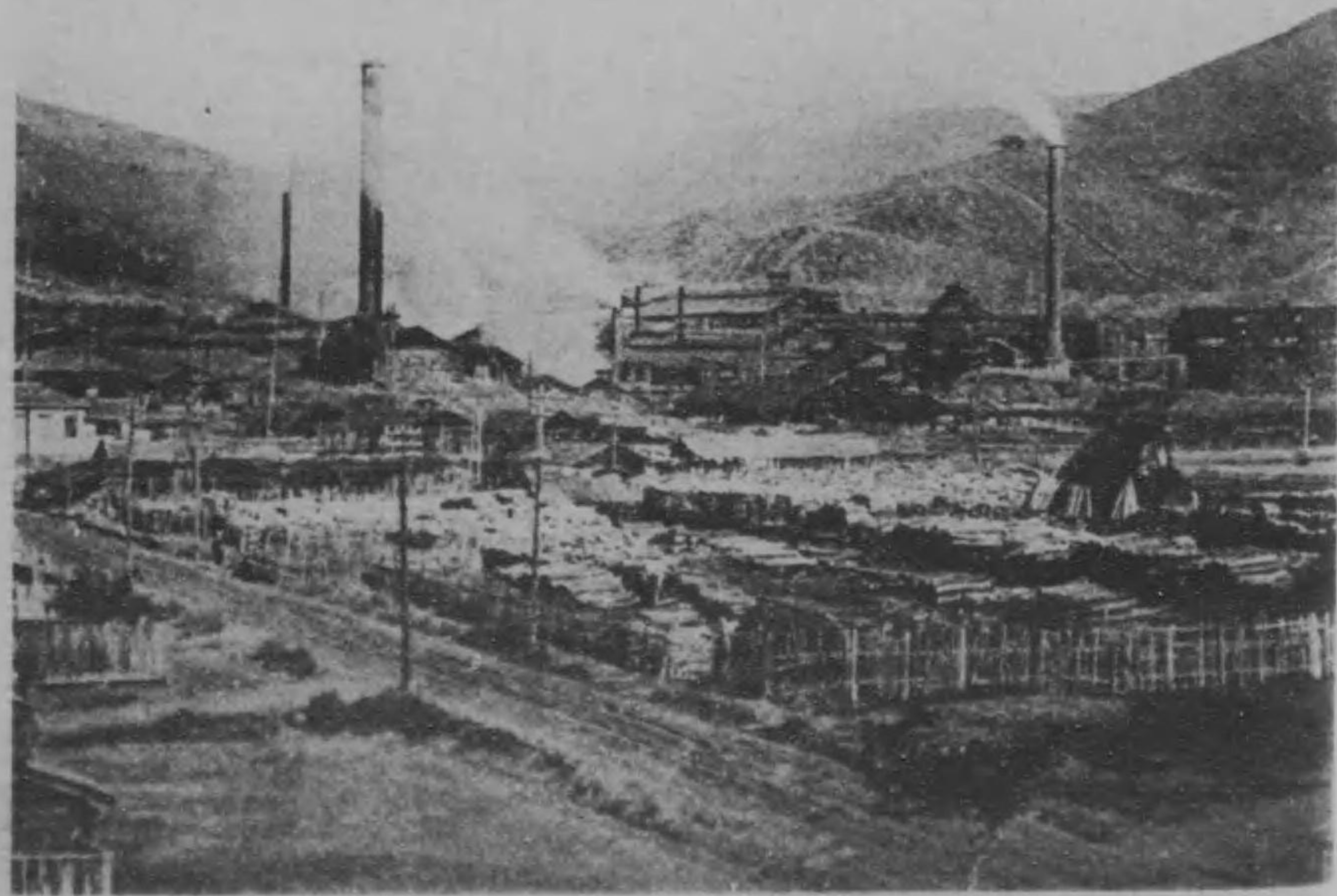
街市町代島猪



街市町川鹽



大寺全景



加納鐵山



熱鹽溫泉



中之澤溫泉



喜多中方學中校



日橋川と只見川の合流地



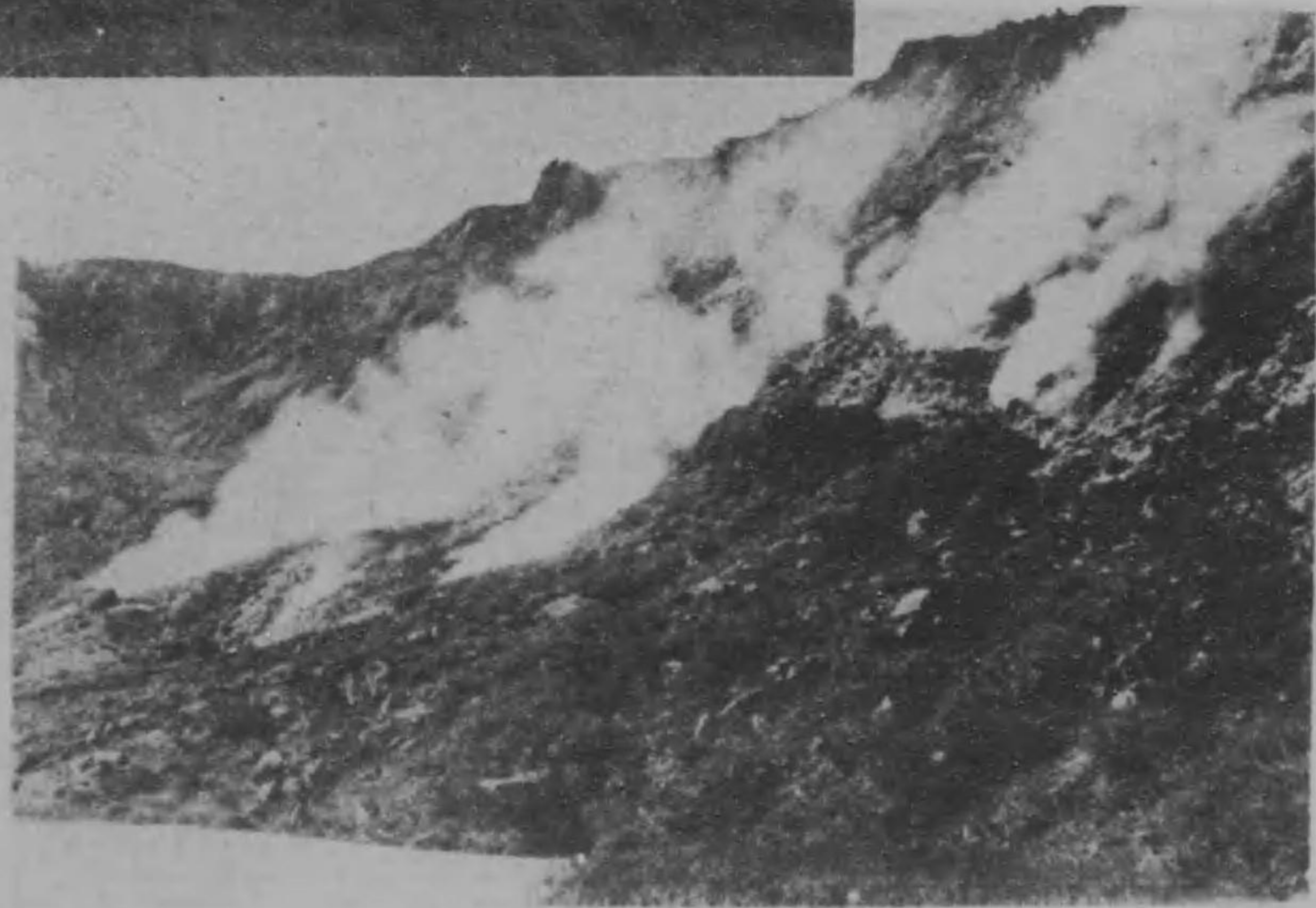
猪苗代水電社事務所及發電所



高田株式會社大寺工場



産馬台覽記念碑



磐梯山噴火口



大鹿櫻



荒分の六本杉



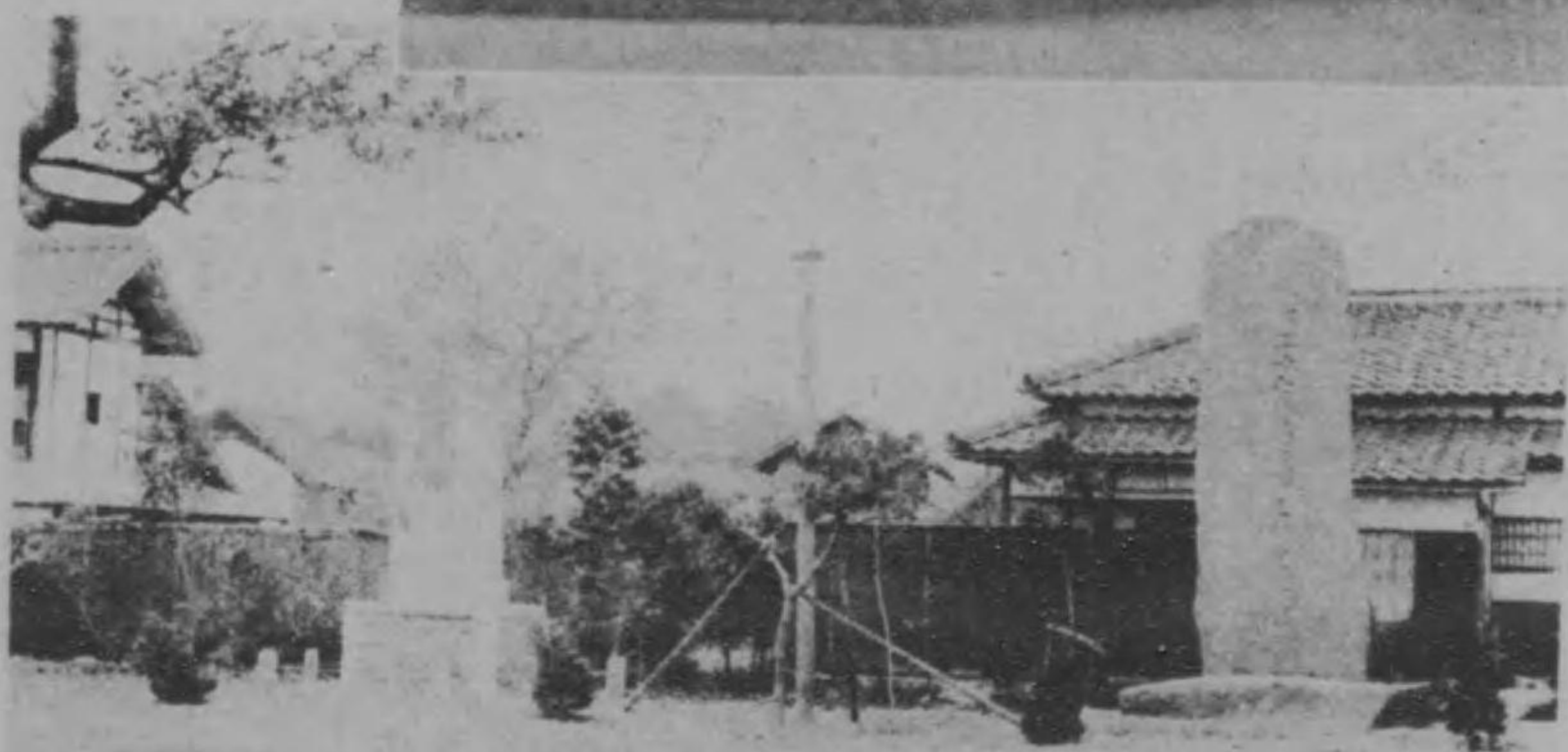
弘法大師の薬師
恵日寺の鐵鉢



見福之大石
(磐梯山噴火の際に來たれたるもの)



願成寺の大佛



喜多町四方岡公園の忠魂碑



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5

福嶋縣耶麻郡全圖



鐵道各驛間哩數表

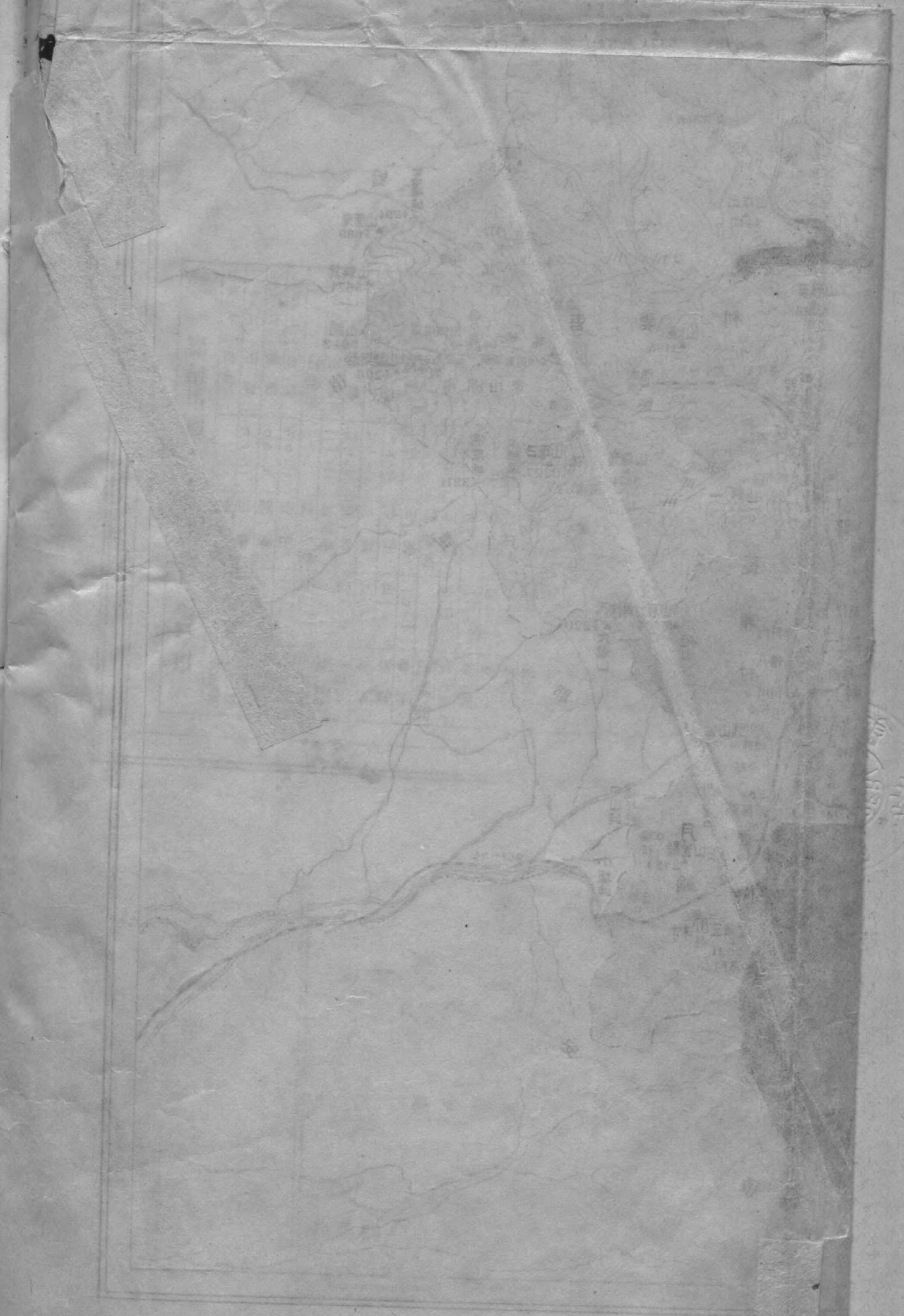
路線	驛名	距離 (哩)
東北本線	青森	0
	八戸	10.5
	五戸	15.5
	新五戸	20.5
	新井	25.5
	新井川	30.5
	新井川	35.5
	新井川	40.5
	新井川	45.5
	新井川	50.5
山形線	山形	0
	山形	10.5
	山形	20.5
	山形	30.5
	山形	40.5
	山形	50.5
	山形	60.5
	山形	70.5
	山形	80.5
	山形	90.5

自來水各町字丁目甲種表

町名	字名	丁目	甲種
福島市	本町	1	1
		2	1
		3	1
		4	1
		5	1
		6	1
		7	1
		8	1
		9	1
		10	1
前橋市	本町	1	1
		2	1
		3	1
		4	1
		5	1
		6	1
		7	1
		8	1
		9	1
		10	1



耶麻郡地理圖

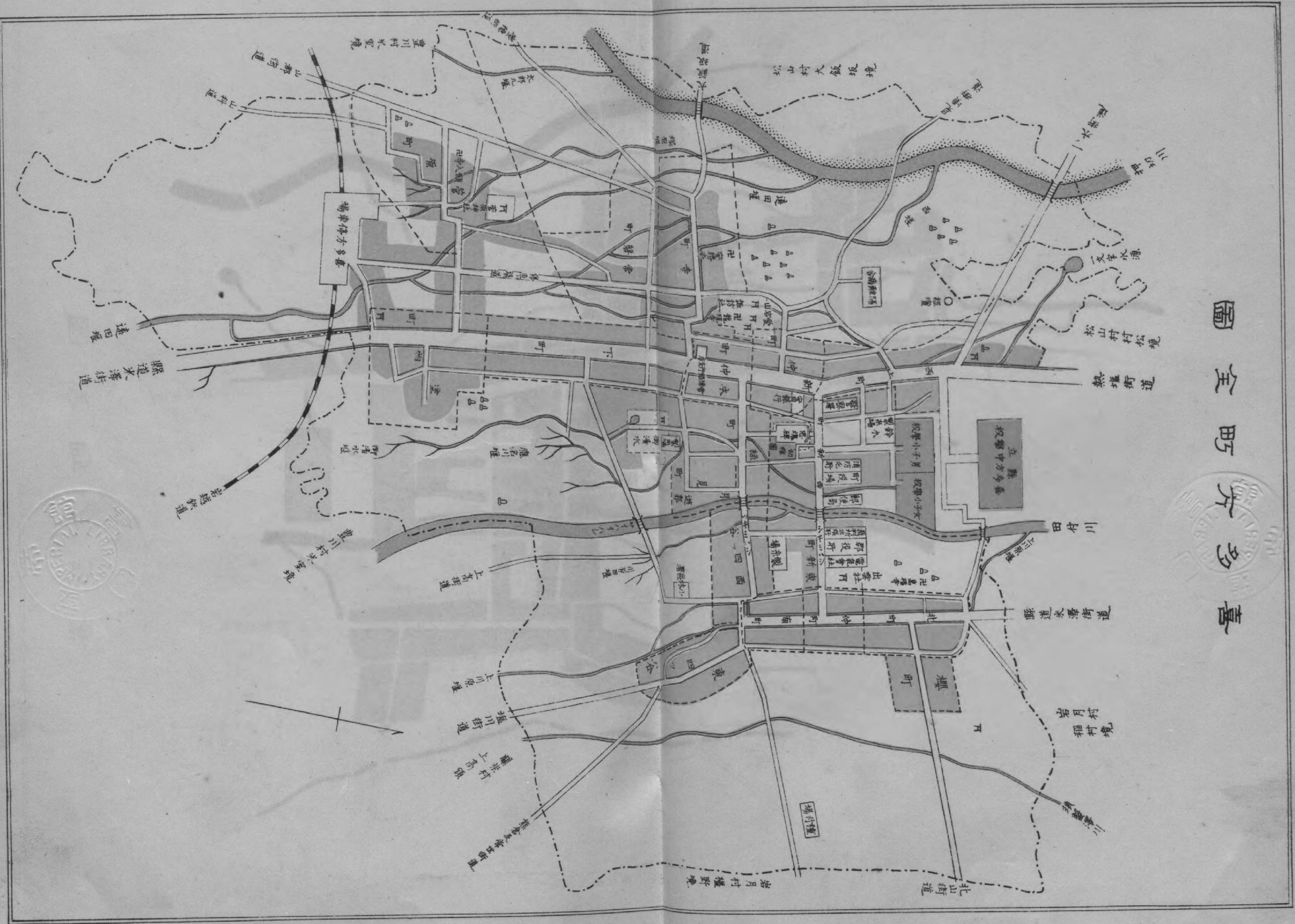


露光量違いの為重複撮影

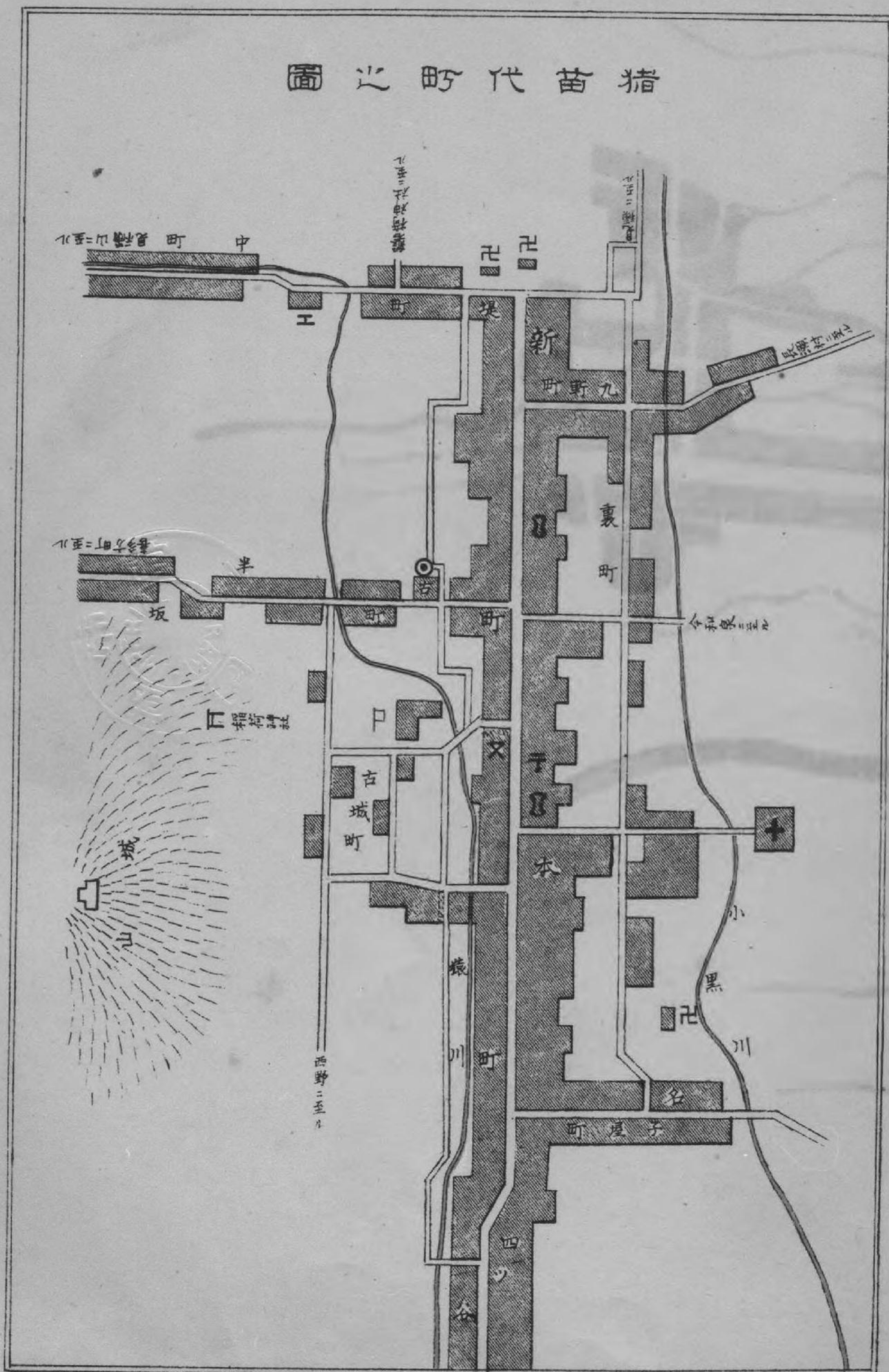


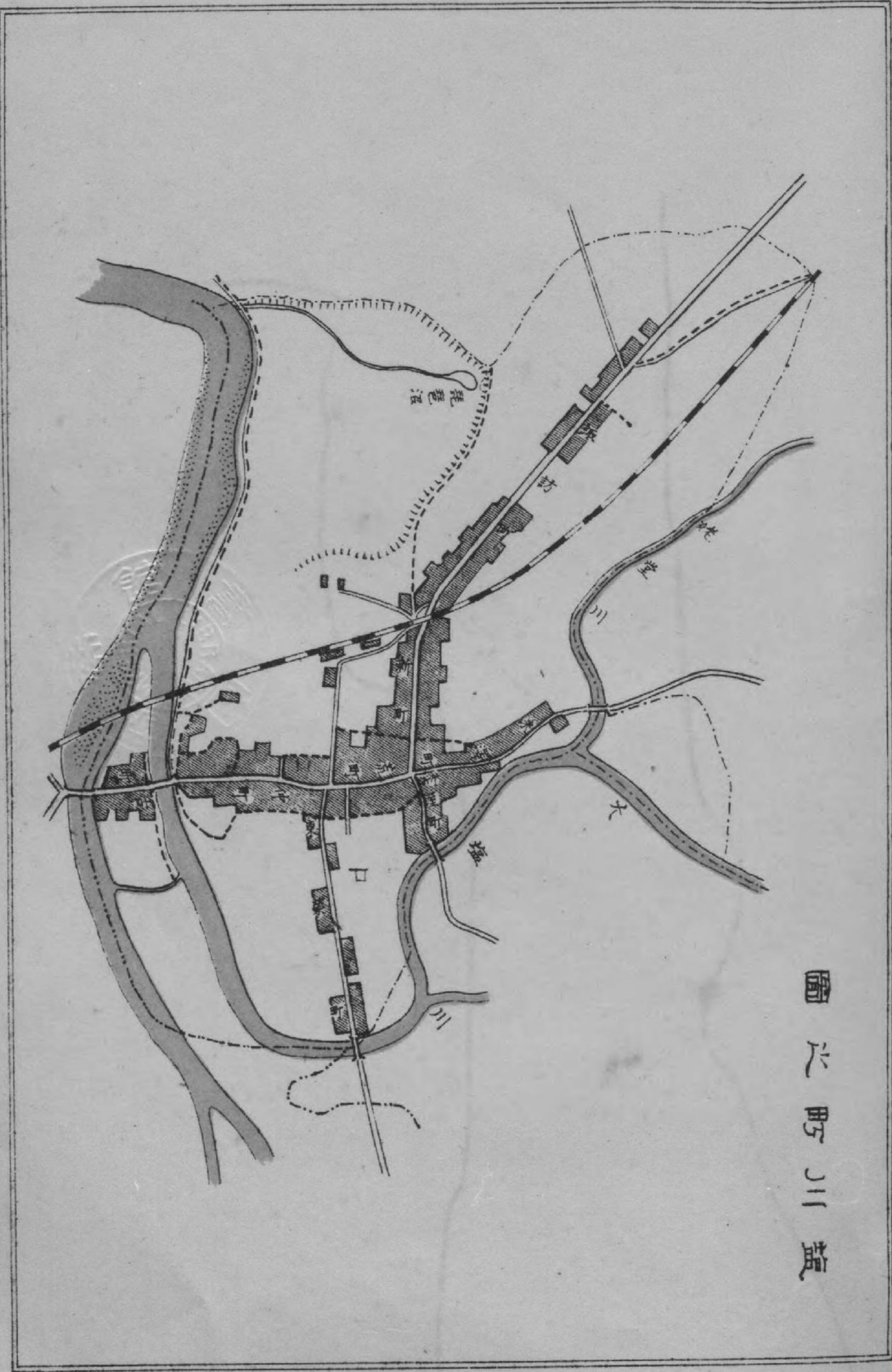
耶麻郡古圖

喜多野全圖



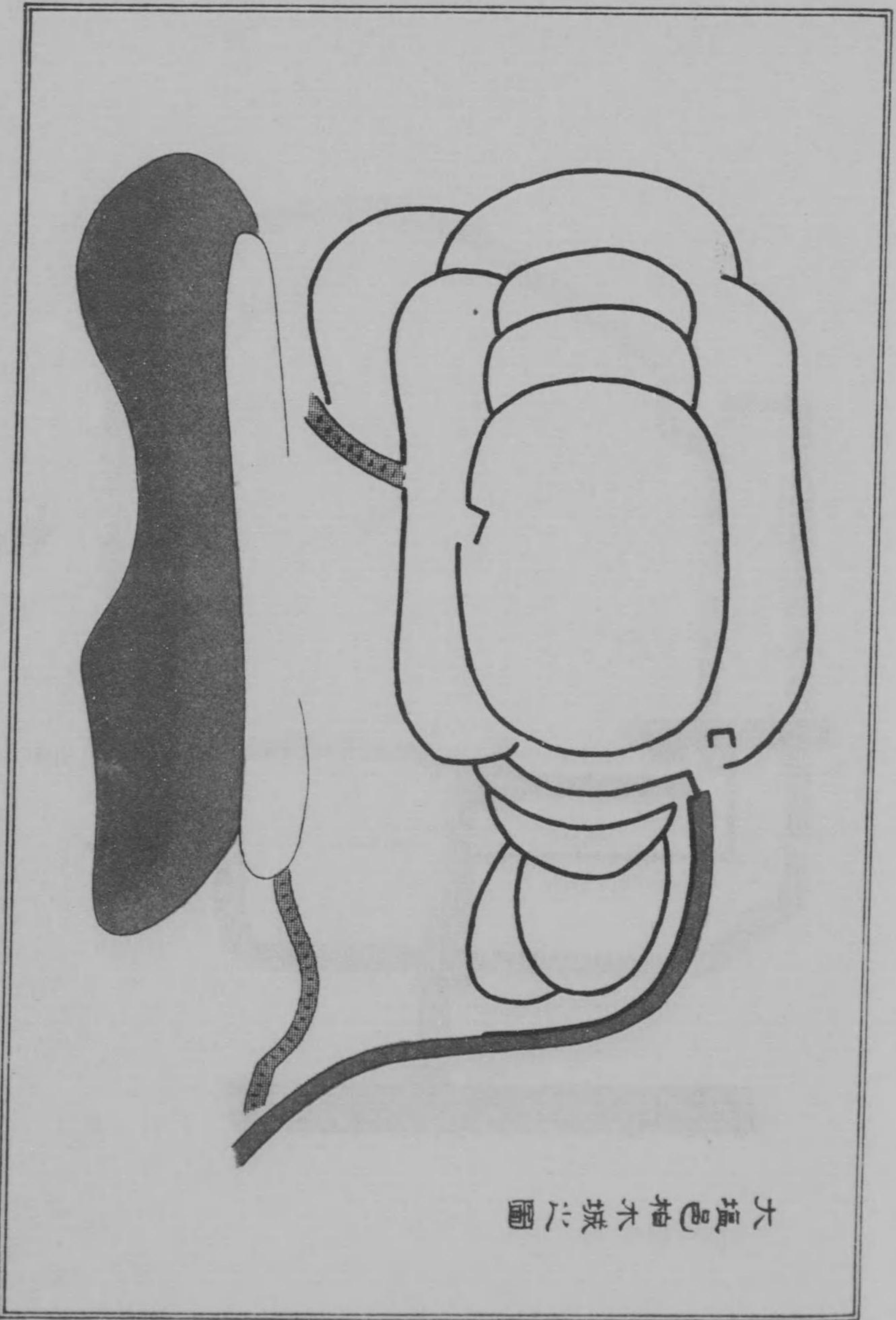
猪苗代町之圖



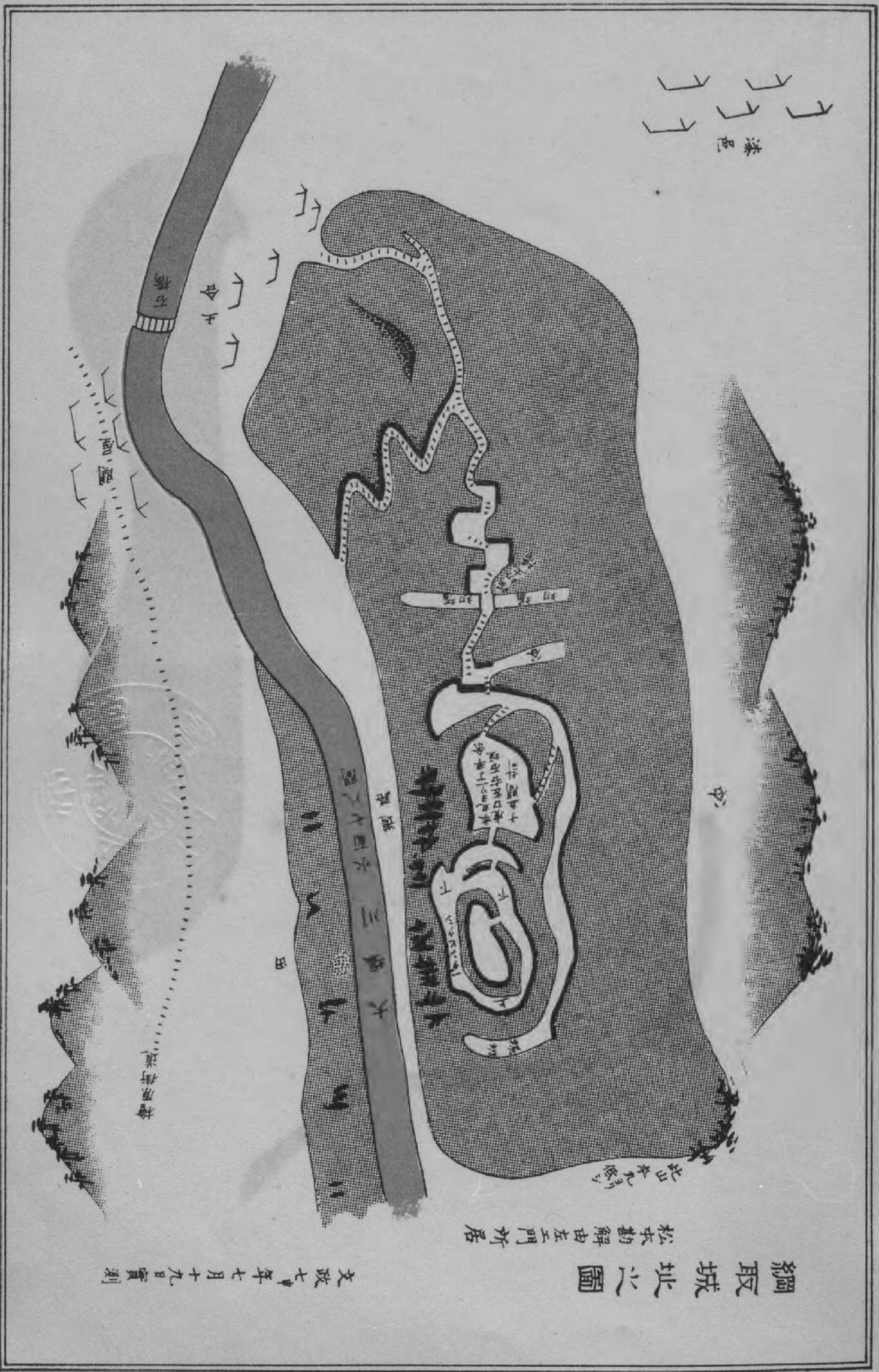


三门峡图





大塩邑柏木城之圖



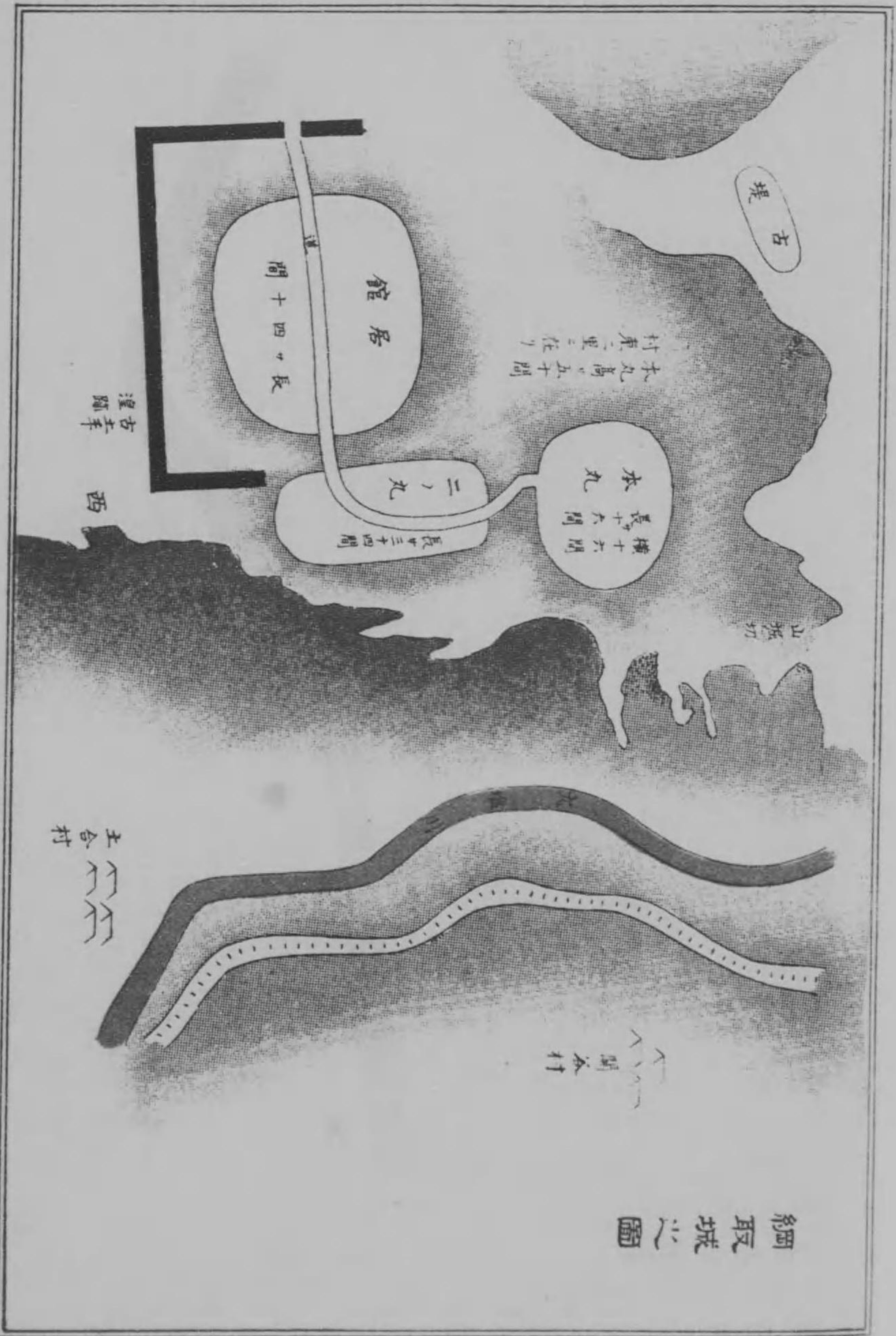
文政七年七月十九日實測

網取城址之圖

松本勸解由五門所居



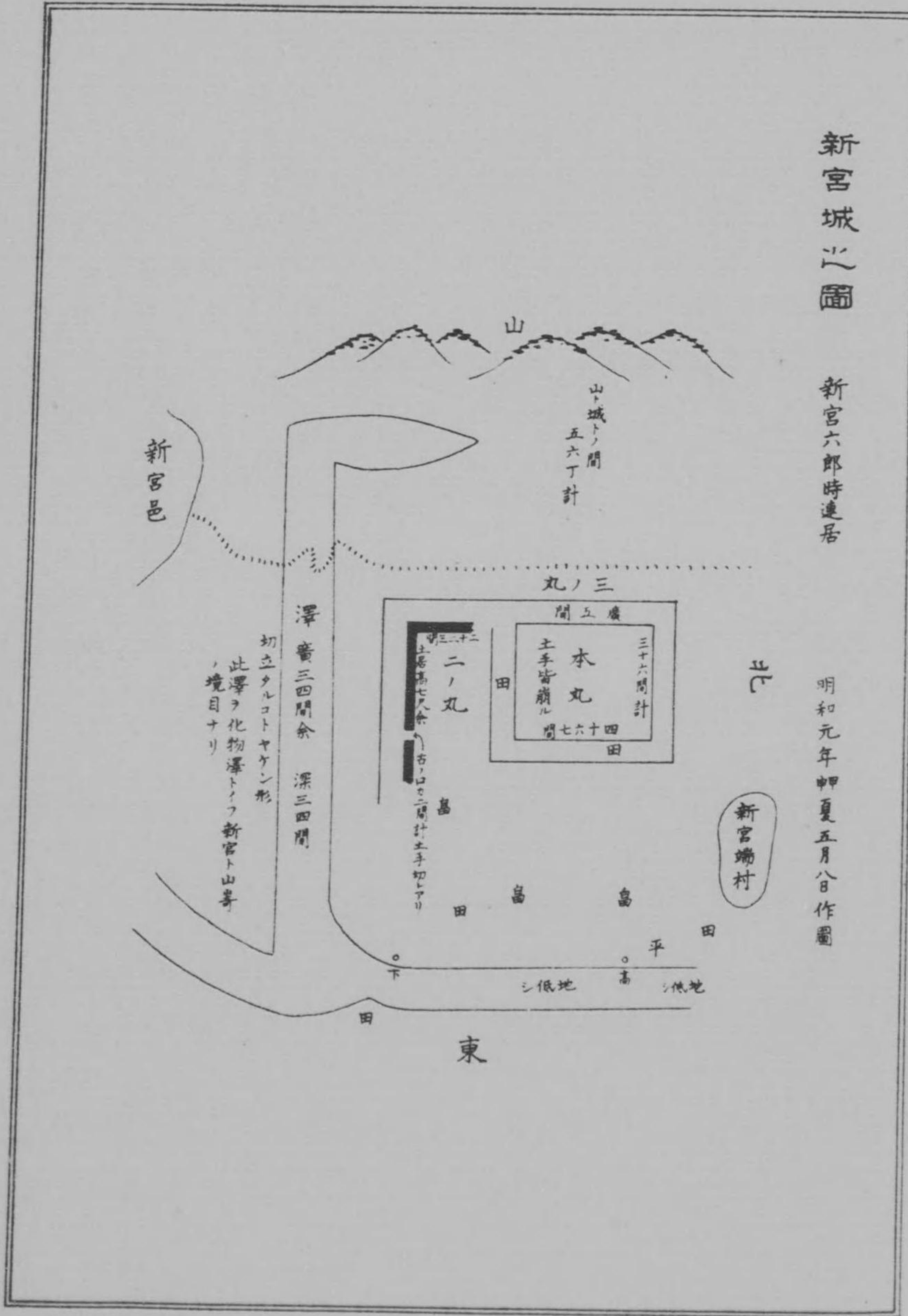
細取城之圖



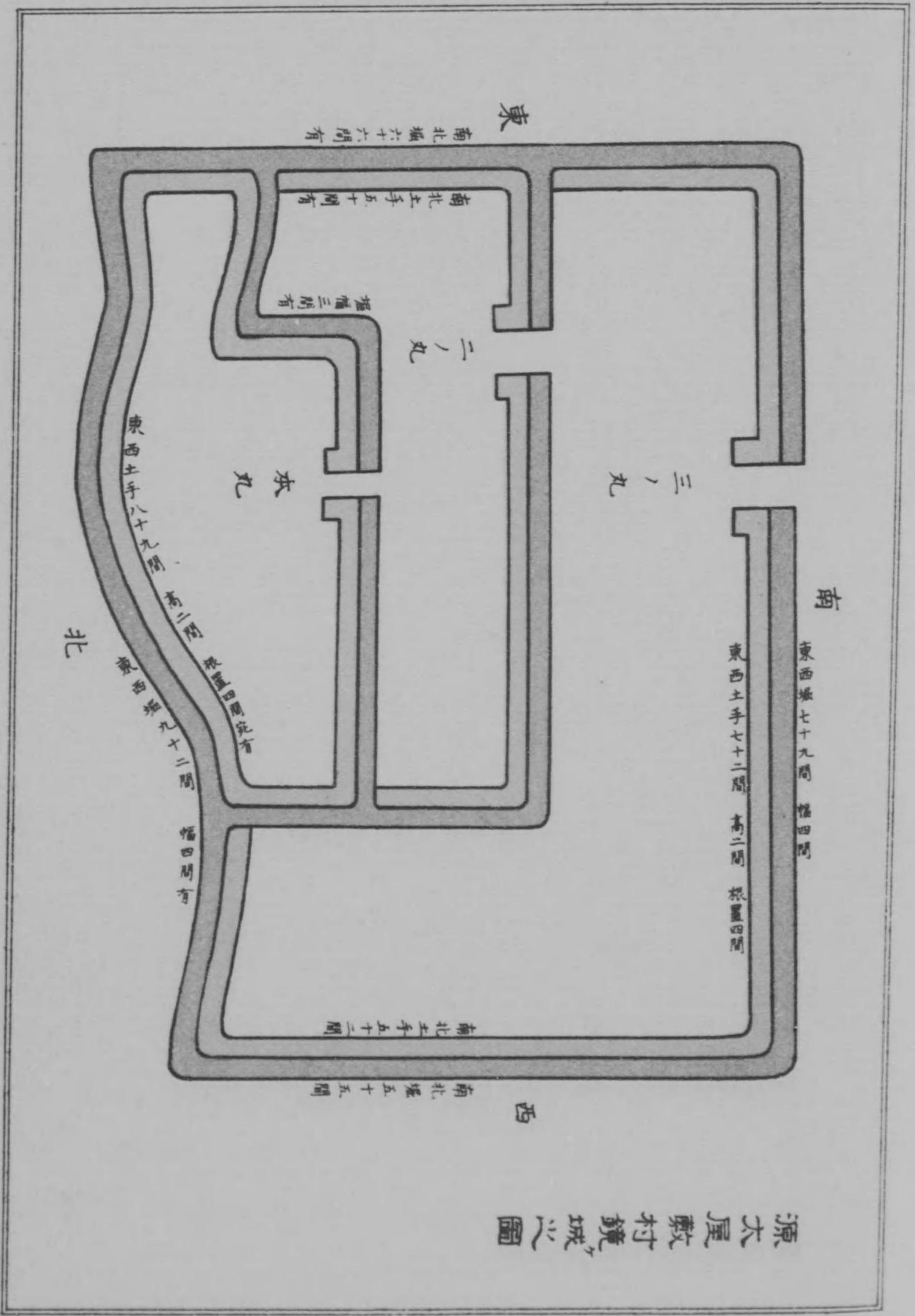
新宮城之圖

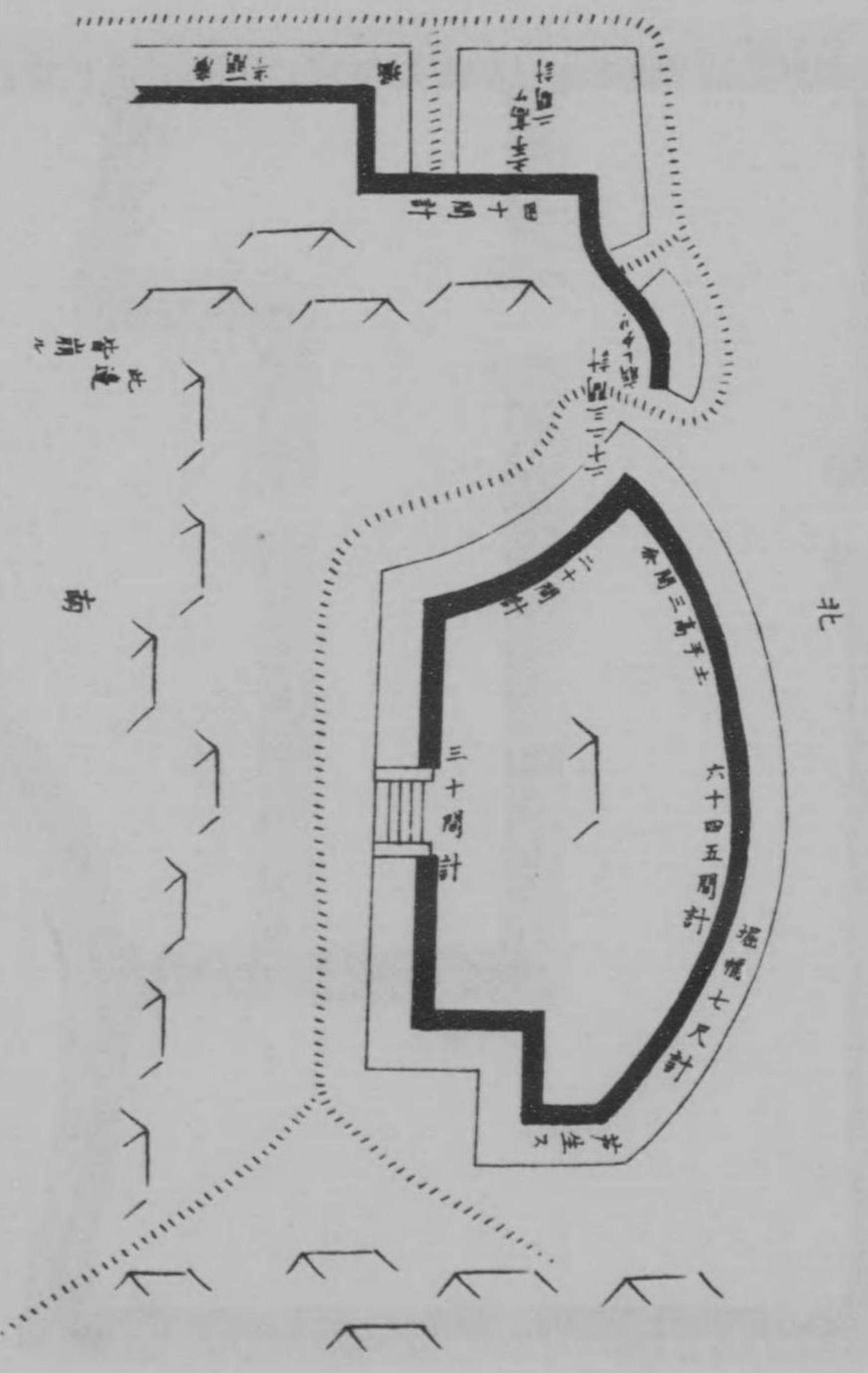
新宮六郎時連居

明和元年卯夏五月八日作圖



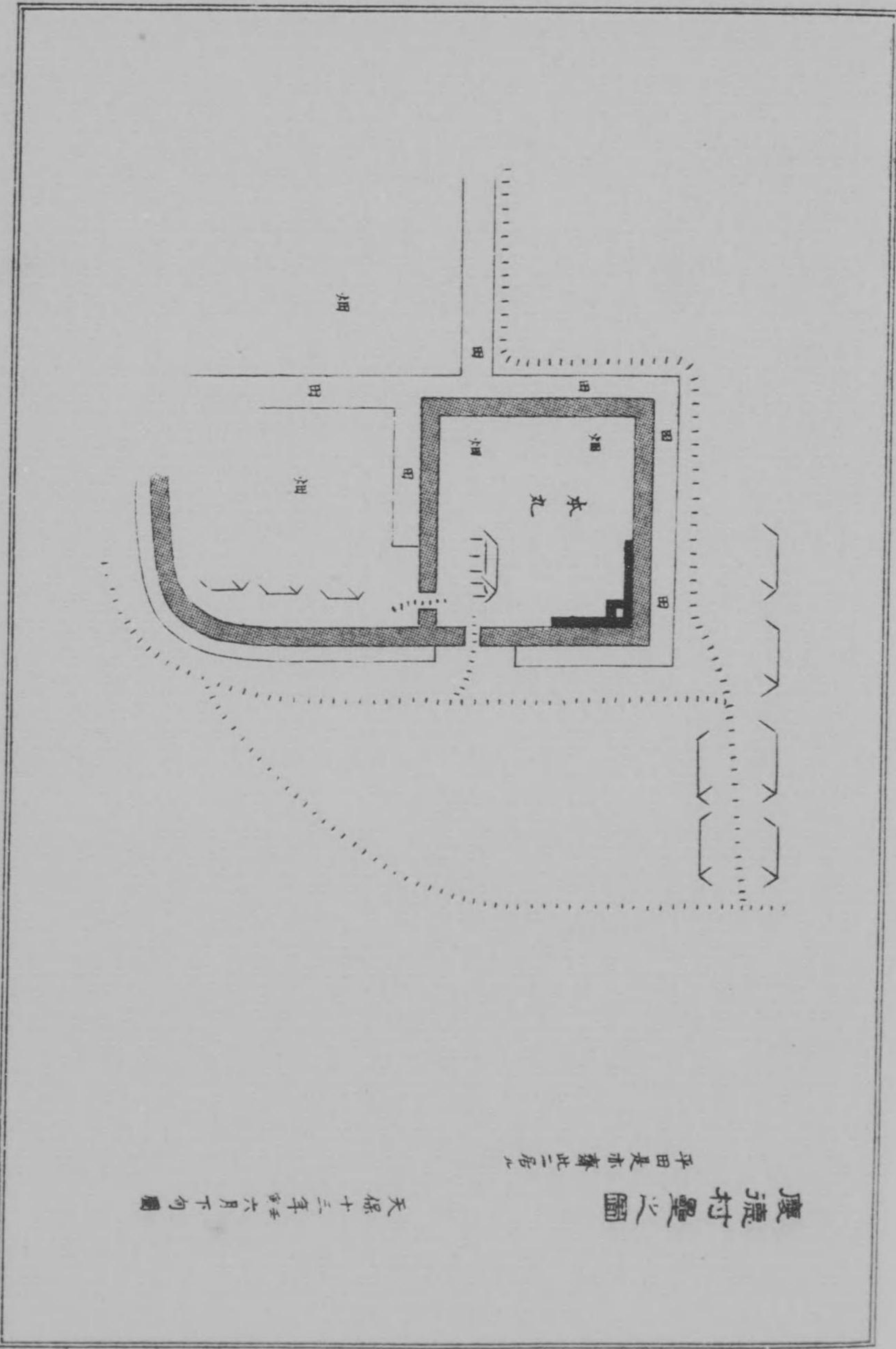
源大屋敷打鏡城之圖





源六屋敷城址之圖
 平田大馬路之

明和元年即夏六月七日作圖



廣瀨村豊之圖

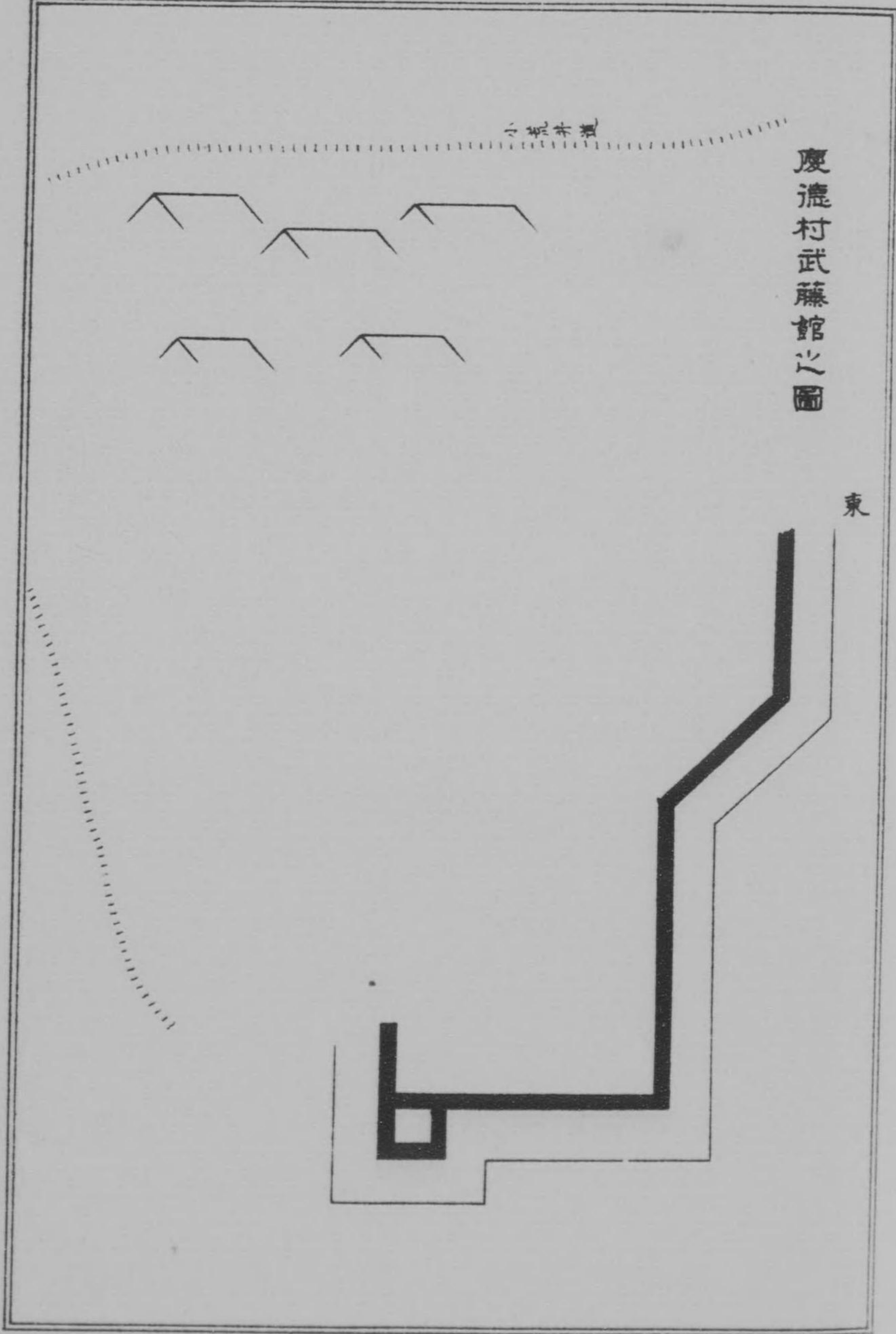
平田是亦齊此二居也

天保十三年六月下旬圖

慶濃村武藤館之圖

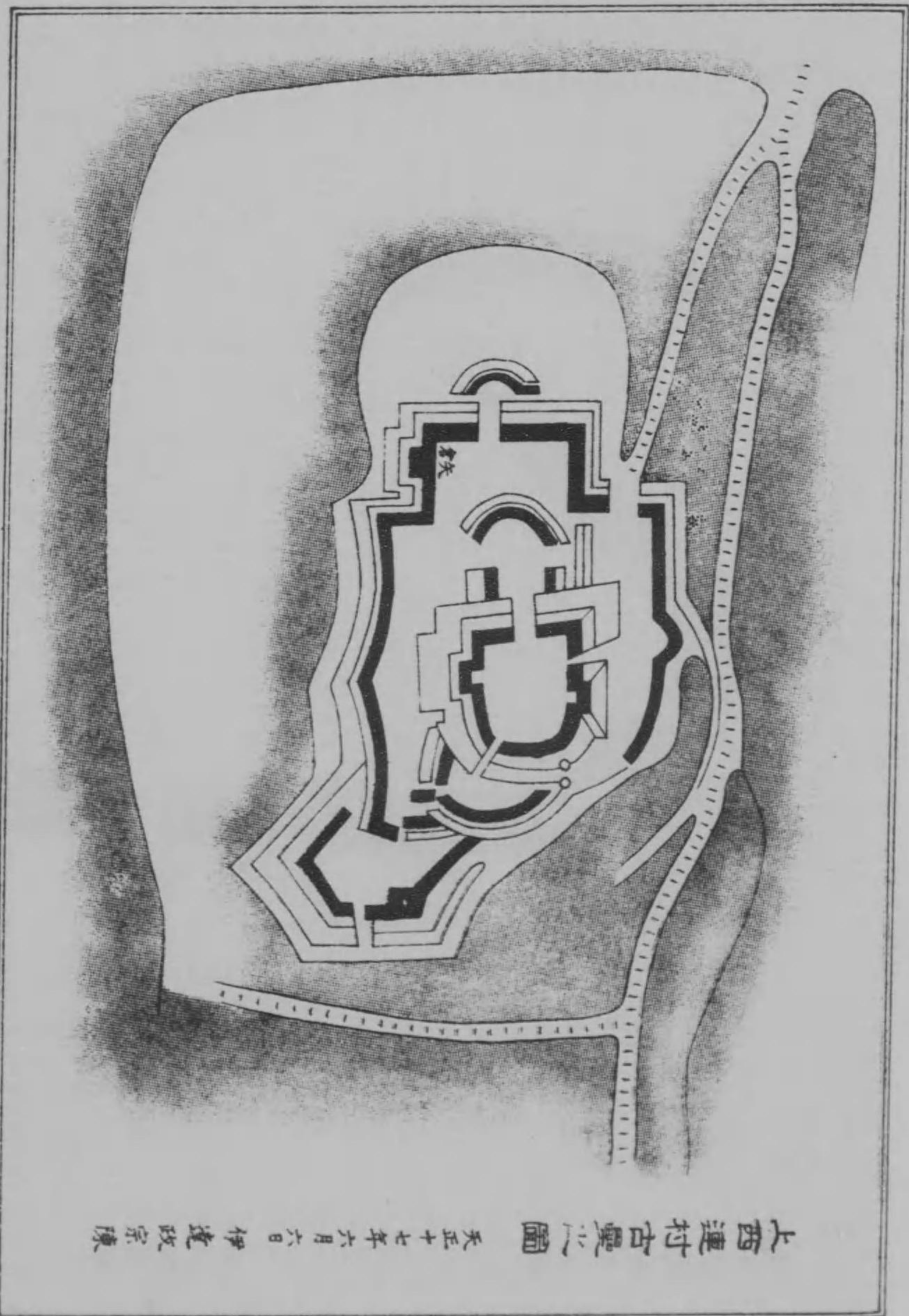
小荒井道

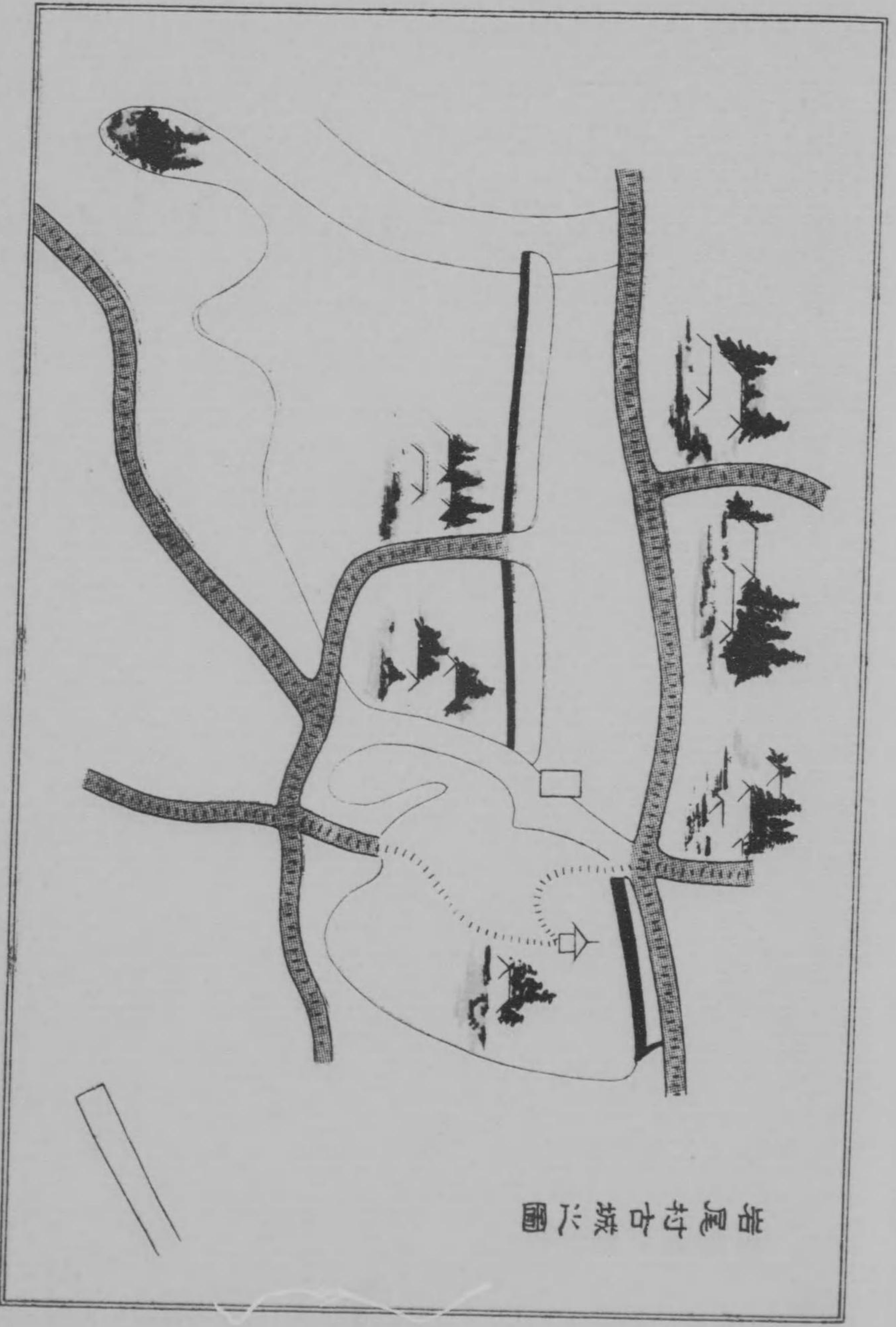
東





川西組 大寺村古曼之圖

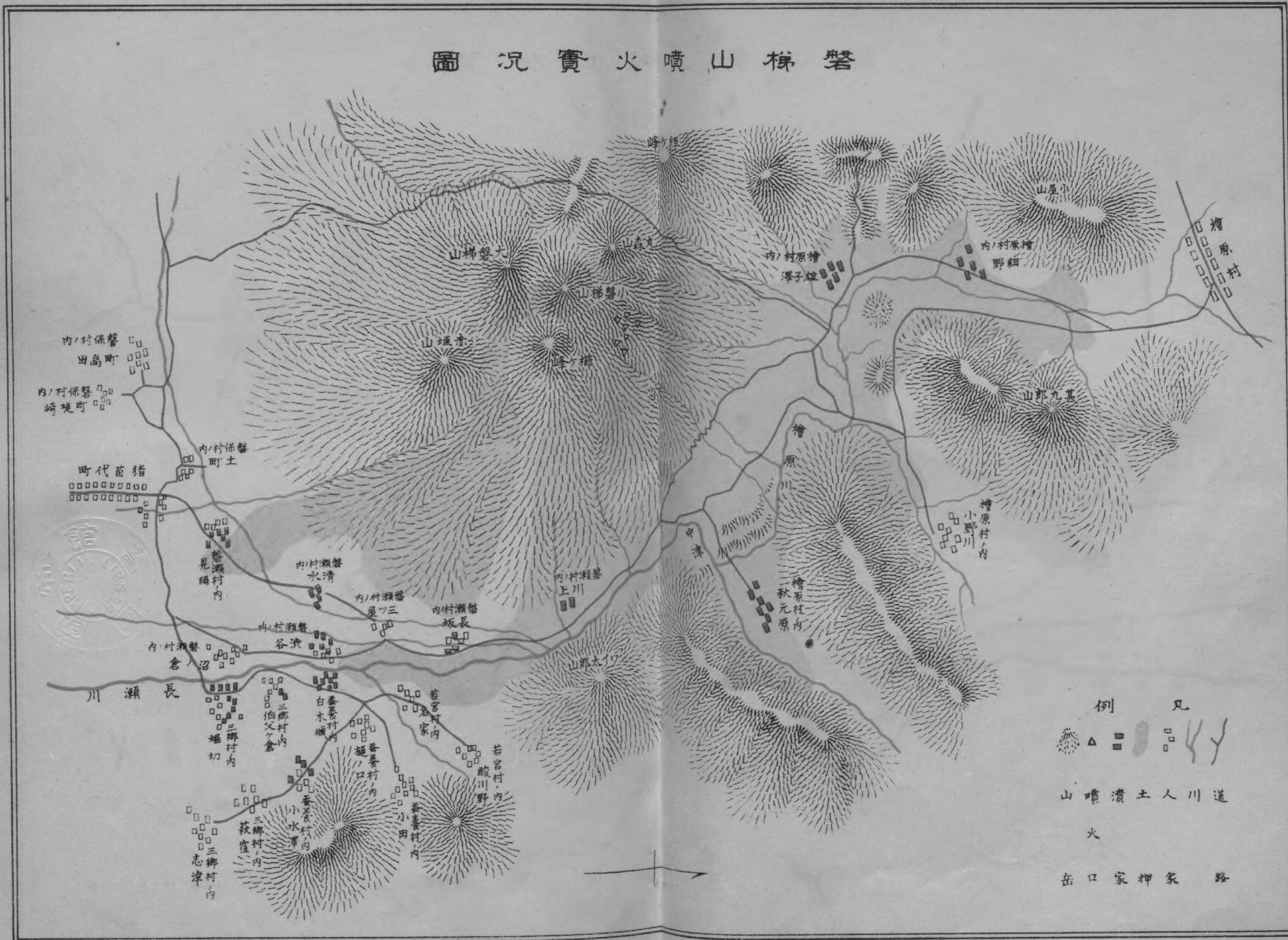






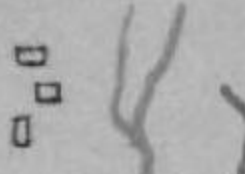

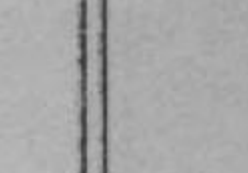
岩尾村古城圖



磐梯山噴火實況圖



例 凡

山噴 潰土 人川道

火

岳口家押家 路

耶麻郡誌序

愛國の熱情は愛郷の至情に因すとは古來識者の提唱する所にして山河を隔つるの異域にある者も骨を埋むるの青山を其の郷關に限定するもの多きは人情の自然なりとす故に郷土を知らしめて益々其の至情を向上せしめ終に愛國の熱情を發揮せしめて以て殖産に風教に淬礪の誠を捧けしめさるへからず而して現代の國運發展は海外各國との交通頻繁を極め商に農に將た工に世界各地に産を需むる者多きに至る今にして益々この思想を涵養し置かされは或は他日噬臍の歎なきにあらざるへしこれ國家の爲竊に杞憂とする所なりとす近來各地に於て郡誌郷土誌等の編纂を競ふもの多きは各其の缺陷に貢獻せんとする所以ならん文明の餘澤豈に盛ならずや本郡夙に茲に觀るあり郡誌編纂を企畫すること久し然りといへとも古來郡として文獻の徵證すべきものなく又滄桑の變記載の散逸するもの多く材料輯蒐の煩累は勢郡内を跋渉して其の現

状と遺跡とを踏査研覈し舊家を探訪して斷篇と傳説とを審査考證し以て沿革變遷の紆餘曲折を辨し現代の事實を始めて説明し得るに足らん豈にそれ箇人の企て及ふべき業ならんや故に先に提按して之を郡會に諮りしに幸にして其の協賛を得たり爾來拮据慘愴幾多の時間と努力とを費して今や漸く上梓するの域に達す

本編は郡内に於ける政治産業教育等の沿革を敘述して現代の事實を網羅するに至る蓋し一般郷土に關する研鑽の資料となして爲政治家の參考に供し又郡民をして郷土の粹を認識せしめて殖産風教の上に貢獻せしむる所あらんとするなり大方の君子微意のある所を諒とせは大に欣幸とする所なりとす

大正七年五月

福島縣耶麻郡長 從六位
勳六等 神子伴助

郡誌編纂の始末

明治四十四年郡教育會は郡誌編纂の議を起し其の編纂費を郡會に申請するや時恰も縣は訓令して郷土誌編纂を命せられし際なれば郡は教育會に其の編纂を託するに至る是に於て教育會は耶麻郡喜多方男子尋常高等小學校訓導新井圓次を編纂委員に舉げ縣訓令の要項に基き公務の餘暇を以て編纂に従事せしむ爾來材料の蒐集涉獵に其の查覈選擇に著々として歩武を進め大正四年末に至りて大體の編纂を了せしを以て郡當局は之か印刷の事を郡會に諮るに經費の都合上印刷を後にし尙修補をなすへしとて其の費用を議決す是に於て郡は引續き新井圓次を委員に舉げ修補更正を命し大正六年の郡會に亦印刷の件を諮るに可成詳細正確を望む趣旨を以て金三百七十三圓の編纂諸費と一百圓の撮影費とを支出するの議を決す是に於て郡は大正六年五月を以て會津中學校教諭紺野通威を主任に同教諭鈴木留八及喜多方男子尋常高等小學校訓導新

井圓次の二人を補助とし一大修補を命じ茲に大正七年に至り愈々稿成り之を
剞劂に附するの運に至れるなり

本書編纂に方り資料の提供校閲示教等其の他多大の援助を與へられたる左
記諸士に對し謹て深厚の謝意を表す

- | | |
|--------|-------|
| 慶徳多一殿 | 柳澤良三殿 |
| 初瀬川健造殿 | 土屋辰江殿 |
| 原平藏殿 | 須田善吉殿 |
| 鈴木二三郎殿 | 岡部惣吉殿 |
| 北村金三郎殿 | 菊池研介殿 |
| 穂積光雄殿 | 標葉長治殿 |
| 菅野忠夫殿 | |

凡例

- 凡
- 一 本書は福島縣訓令の郷土誌編纂要項に準據し編纂したりといへとも其材
料の調査に就きては精細粗笨あるを免れず
 - 一 本書は主として編者の所藏せるもの及新に蒐集せる材料に據り更に縣廳
郡役所町村役場等の書類に依りて増補せしものなり
 - 一 社寺の由來縁起等は主として郡役所備の社寺明細帳に據り其他の資料に
より多少の取捨を加へ或は參考として附記せり
 - 一 名勝舊蹟につきては往々首肯し難き所あれとも妄りに改訂を加へず傳説
或は口碑の儘を収録せり
 - 一 本書行文の統一せざるは編者各事項を分任したると既成及寄稿文を其儘
を用ゐたるによる
 - 一 本書は公務の餘暇を以て編纂したるものなれば専心之に傾注するを得ず

隨て誤謬遺漏等なきを保せず更に他日訂正増補の必要あらん

一 本書に引用考證せし書目大略左の如し

會津舊事雜考	會津四家合考	會津	會津
會陽舊惣記	<small>新編</small> 會津風土記	會津	會津
會津孝子傳	日新館童子訓	社寺明細帳	史鑑
會津人物史	會津溫故拾要抄	公貢雜書	
會津石譜	新編東太平記	古鏡錄	
日本地名辭書	土津神社由緒	安積疏水志	
水産所報告書	磐梯山及沼尻山	湖沼之研究	
耶麻郡統計書	新宮雜葉記	各町村郷土誌	
各村地志書上帳	會津年代重寶記	郡中高村日記	
日本教育史資料	會津會雜誌	願岩錄	
日清役從軍者名簿	<small>日露紀念</small> 軍人名譽錄	素哉雜書	

檜原軍物語	鹽川組風俗帳	市井記
會津日史	北川恕三覺書	會津
各家日記	猪苗代紀行誌	猪湖雜誌
會津古人傳	<small>猪苗代水力 電氣株式會社</small> 工事説明書	<small>岩田線 新發田線 村上線</small> 鐵道建設概要

福島縣耶麻郡誌

目次

第一章 沿革

第一節 總説

- 一 會津といふ名稱につきて
- 二 耶麻郡名の由來

第二節 徳川幕府以前の會津

- 一 鎌倉時代以前
- 二 蘆名氏時代
- 三 伊達氏時代
- 四 蒲生氏時代 前記
- 五 上杉氏時代

第三節 徳川幕府時代の會津

- 一 蒲生氏時代 後記
- 二 加藤氏時代
- 三 保科氏(松平氏)時代

第四節 領主沿革表

第五節 猪苗代城主及城代

- 一 猪苗代城主
- 二 城代

第六節 郡の施政區畫の變遷

- 一 郷 莊
- 二 組及町村
- 三 各村の由來及沿革
- 四 代官所

第七節 明治維新以後民政の沿革

- 一 民政局
- 二 縣 治
- 三 郡 治
- 四 町村名の改稱及分合
- 五 村 治

第八節 條例規則

- 一 現時の郡規程

- 一 郡會議事規則 二〇七
- 二 郡會傍聽人取締規則 二〇八
- 三 參事會委任事項 二〇九
- 四 郡會議員姓名譽職 二一〇
- 五 郡費特別分賦法 二一一
- 六 各町村分賦額納期 二一二
- 七 基本財産増殖管理方法 二一三
- 八 郡吏員設置規程 二一四
- 九 郡吏員旅費支給規程 二一五
- 一〇 農業技術旅費支給規程 二一六
- 一一 郡吏員退職料退職給與金及遺族扶助料規程 二一七
- 一二 郡吏員退職料退職給與金及遺族扶助料規程施行細則 二一八
- 一三 道路監守人規程 二一九
- 一四 土木工事及物品供給請負規程 二二〇
- 一五 町村土木費補助規程 二二一
- 一六 蠶業講習所規程 二二二
- 一七 勸業褒賞規程 二二三
- 一八 小學校兒童獎勵規程 二二四
- 一九 巡回文庫取扱規程 二二五
- 二〇 蕃殖用牝馬獎勵規程 二二六
- 二一 治水造林獎勵規程 二二七
- 二二 米麥種子配付規程 二二八
- 二三 補習教育獎勵規程 二二九
- 二四 模範桑園及桑苗自給獎勵規程 二三〇
- 二五 蠶業改良獎勵規程 二三一
- 二六 蠶業改良獎勵規程施行細則 二三二
- 二七 蠶業改良獎勵規程施行細則 二三三
- 二八 蠶業改良獎勵規程施行細則 二三四
- 二九 蠶業改良獎勵規程施行細則 二三五
- 三〇 蠶業改良獎勵規程施行細則 二三六
- 三一 蠶業改良獎勵規程施行細則 二三七
- 三二 蠶業改良獎勵規程施行細則 二三八
- 三三 蠶業改良獎勵規程施行細則 二三九
- 三四 蠶業改良獎勵規程施行細則 二四〇
- 三五 蠶業改良獎勵規程施行細則 二四一
- 三六 蠶業改良獎勵規程施行細則 二四二
- 三七 蠶業改良獎勵規程施行細則 二四三
- 三八 蠶業改良獎勵規程施行細則 二四四
- 三九 蠶業改良獎勵規程施行細則 二四五
- 四〇 蠶業改良獎勵規程施行細則 二四六
- 四一 蠶業改良獎勵規程施行細則 二四七
- 四二 蠶業改良獎勵規程施行細則 二四八
- 四三 蠶業改良獎勵規程施行細則 二四九
- 四四 蠶業改良獎勵規程施行細則 二五〇
- 四五 蠶業改良獎勵規程施行細則 二五一
- 四六 蠶業改良獎勵規程施行細則 二五二
- 四七 蠶業改良獎勵規程施行細則 二五三
- 四八 蠶業改良獎勵規程施行細則 二五四
- 四九 蠶業改良獎勵規程施行細則 二五五
- 五〇 蠶業改良獎勵規程施行細則 二五六
- 五一 蠶業改良獎勵規程施行細則 二五七
- 五二 蠶業改良獎勵規程施行細則 二五八
- 五三 蠶業改良獎勵規程施行細則 二五九
- 五四 蠶業改良獎勵規程施行細則 二六〇
- 五五 蠶業改良獎勵規程施行細則 二六一
- 五六 蠶業改良獎勵規程施行細則 二六二
- 五七 蠶業改良獎勵規程施行細則 二六三
- 五八 蠶業改良獎勵規程施行細則 二六四
- 五九 蠶業改良獎勵規程施行細則 二六五
- 六〇 蠶業改良獎勵規程施行細則 二六六
- 六一 蠶業改良獎勵規程施行細則 二六七
- 六二 蠶業改良獎勵規程施行細則 二六八
- 六三 蠶業改良獎勵規程施行細則 二六九
- 六四 蠶業改良獎勵規程施行細則 二七〇
- 六五 蠶業改良獎勵規程施行細則 二七一
- 六六 蠶業改良獎勵規程施行細則 二七二
- 六七 蠶業改良獎勵規程施行細則 二七三
- 六八 蠶業改良獎勵規程施行細則 二七四
- 六九 蠶業改良獎勵規程施行細則 二七五
- 七〇 蠶業改良獎勵規程施行細則 二七六
- 七一 蠶業改良獎勵規程施行細則 二七七
- 七二 蠶業改良獎勵規程施行細則 二七八
- 七三 蠶業改良獎勵規程施行細則 二七九
- 七四 蠶業改良獎勵規程施行細則 二八〇
- 七五 蠶業改良獎勵規程施行細則 二八一
- 七六 蠶業改良獎勵規程施行細則 二八二
- 七七 蠶業改良獎勵規程施行細則 二八三
- 七八 蠶業改良獎勵規程施行細則 二八四
- 七九 蠶業改良獎勵規程施行細則 二八五
- 八〇 蠶業改良獎勵規程施行細則 二八六
- 八一 蠶業改良獎勵規程施行細則 二八七
- 八二 蠶業改良獎勵規程施行細則 二八八
- 八三 蠶業改良獎勵規程施行細則 二八九
- 八四 蠶業改良獎勵規程施行細則 二九〇
- 八五 蠶業改良獎勵規程施行細則 二九一
- 八六 蠶業改良獎勵規程施行細則 二九二
- 八七 蠶業改良獎勵規程施行細則 二九三
- 八八 蠶業改良獎勵規程施行細則 二九四
- 八九 蠶業改良獎勵規程施行細則 二九五
- 九〇 蠶業改良獎勵規程施行細則 二九六
- 九一 蠶業改良獎勵規程施行細則 二九七
- 九二 蠶業改良獎勵規程施行細則 二九八
- 九三 蠶業改良獎勵規程施行細則 二九九
- 九四 蠶業改良獎勵規程施行細則 三〇〇
- 九五 蠶業改良獎勵規程施行細則 三〇一
- 九六 蠶業改良獎勵規程施行細則 三〇二
- 九七 蠶業改良獎勵規程施行細則 三〇三
- 九八 蠶業改良獎勵規程施行細則 三〇四
- 九九 蠶業改良獎勵規程施行細則 三〇五
- 一〇〇 蠶業改良獎勵規程施行細則 三〇六

第二章 地勢

- 第一節 總說 三〇六
- 第二節 位置、境界、廣袤 三〇六
- 一 位置 三〇六
- 二 境界 三〇七

第九節 行政の沿革大要

- 一 武家政治以前の行政 二三八
- 二 武家時代の行政 二四〇
- 會津藩役割及組服色制 二四〇

第十節 租税の沿革

- 一 大化以前の租法 二六三
- 二 大化以後の租法 二六四
- 三 調 二六六
- 四 庸 二六七
- 五 武家時代の租法 二六八
- 六 會津の租税沿革 二七〇
- 七 明治維新後の租税 三〇四

- 三 廣袤 三〇七
- 第三節 山嶽、原野、河流、湖沼、地質及土性、鑛山、鑛泉 三〇八
- 一 山嶽 三〇八
- 二 原野 三〇八
- 三 河流 三〇九
- 四 湖沼 三〇九
- 五 地質及土性 三〇九
- 六 鑛山 三〇九
- 七 鑛泉 三〇九
- 第二章 氣候 三四七
- 一 寒暑推移の狀況 三四七
- 二 寒暑の動物に及せる影響 三四八
- 三 季節風、常風、暴風並地震 三四八
- 四 雨量及霜雪 三四八
- 五 氣象觀測表 三四九
- 第四章 生物 三五七
- 第一節 動物 三五八
- 一 獸類 三五八
- 二 鳥類 三五八
- 三 魚類 三五九
- 四 蟲類 三五九
- 第二節 植物 三六〇
- 一 食用類 三六〇
- 二 工業用類 三六一
- 三 藥用類 三六一
- 四 有毒類 三六一
- 五 高山植物 三六二
- 第五章 戶口 三六八
- 第一節 總說 三六八
- 第二節 戶口 三六九
- 現住戶口 人口數 各町村の戶口 三六九
- 第六章 主なる町村 三七四
- 一 喜多方町 三七四
- 二 猪苗代町 三七八
- 三 鹽川町 三八一

四 山都村 三八三

五 熊倉 三八五

六 上三宮 三八六

七 大寺 三八七

八 村松 三八九

第七章 官公署

第一節 郡役所 三九〇

第二節 警察署 三九一

第三節 區裁判所出張所 三九六

第四節 小林區署 三九七

第五節 郵便局 三九九

第八章 學事

第一節 總說 四〇二

一 維新前 四〇二

二 維新後 四〇二

第二節 小學校 四一五

普通教育表

第三節 特殊教育 四三四

第九章 社寺及宗教

第一節 神社 四四六

一 縣社 四四六

二 郷社 四四七

三 指定村社 四六四

四 指定外村社 四七六

第二節 寺院 四九二

一 主なる寺院 四九八

二 其他の寺院 五〇一

第一目 幼兒教育 四三四

第二目 盲人教育 四三五

第四節 補習教育 四三六

第五節 中等教育 四三八

第六節 社會教育 四四〇

第一目 圖書館、文庫 四四〇

第二目 青年會 四四一

第三目 婦人會 四四二

第四目 教育會 四四二

第七節 教育功勞者 四四三

三 主なる佛堂 五一九

四 札所 五二八

第三節 宗教

一 神道 五三〇

二 佛教 五三一

三 基督教 五三一

第十章 兵事

第一節 總說 五三二

第二節 軍人 五三四

第三節 壯丁學力程度及體格 五三六

第四節 在郷軍人 五三七

第五節 軍人保護機關 五三七

一 日本赤十字社耶麻郡委員部 五三七

二 愛國婦人會耶麻郡幹事部 五三八

第六節 從軍軍人 五三九

第七節 戰死者及廢兵 五三九

一 明治二十七八年戰役戰死病歿者 五三九

二 明治三十七八年戰役戰死病歿者 五四一

三 廢兵 五四八

第八節 戰役殊勳者

一 明治二十七八年戰役殊勳者 五五二

二 明治三十七八年戰役殊勳者 五五二

第九節 在郷軍人會 五五九

第十一章 衛生

第一節 總說 五六一

第二節 トラホーム患者 五六二

第三節 衛生上の施設 五六三

第四節 清潔法 五六三

第五節 種痘 五六四

第六節 傳染病 五六五

第七節 醫師、藥劑師、產婆、看護婦 五六七

第十二章 警察

第一節 總說 五六八

第二節 消防及防火 五六八

一 消防組 五六九

二 火災豫防組合 五七五

第十三章 風俗習慣

- 第一節 總説 五八二
- 第二節 冠婚葬祭の習俗 五八三
 - 一 年祝の次第 五八三
 - 二 婚禮の次第 五八四
 - 三 出産の次第 五八六
 - 四 葬儀の次第 五八六
 - 五 祭事 五八八
- 第三節 年中行事 五九〇
- 第四節 休日制度及労働上の習慣 五九九
 - 一 休日制度 五九九
 - 二 労働上の習慣 六〇〇
- 第五節 獅子踊、萬歳、早乙女 六〇〇
 - 一 獅子踊 六〇〇
 - 二 萬歳 六〇一
 - 三 早乙女 六〇二
- 第六節 俗 謠 六〇二
- 第七節 俚 諺 六〇七
- 第八節 方言 六一四

第九節 住民の状態

- 一 郷頭肝煎 六二〇
- 二 庶民 六二〇
- 三 名主肝煎と庶民との關係 六二〇
- 四 生活状態 六二一
- 第十節 衣食住 六二二
 - 一 住居 六二二
 - 二 衣服 六二六
 - 三 飲食 六二八

第十四章 經濟

- 第一節 總説 六二九
- 第二節 金融 六二九
- 第三節 産業組合 六三〇
- 第四節 貯金及財産 六三二
- 第五節 郷土の經濟 六三二
 - 第一目 土地 六三四
 - 第二目 財政 六三五

第十五章 生 業

六三八

第一節 總 説

- 第一節 總 説 六三八
- 第二節 農 業 六三九
 - 第一目 耕地面積 六三九
 - 第二目 米 作 六四〇
 - 第三目 麥 作 六四〇
 - 第四目 農事の改良 六四〇
 - 第五目 果樹栽培 六四一
 - 第六目 農産物 六四二
 - 第七目 郡農會 六四二
 - 第八目 地主會 六五七
- 第三節 蠶 業 六六二
 - 第一目 桑 園 六六三
 - 第二目 養 蠶 六六三
- 第四節 畜産業 六六四
 - 第一目 産馬及産牛 六六四
 - 第二目 養鶏及養豚 六六五
- 第五節 鑛 業 六六六
- 第六節 林 業 六七二
- 第七節 工 業 六七六
 - 第一目 製絲業 六七六

第二目 織物業

- 第二目 織物業 六七九
- 第三目 漆器業 六八〇
- 第四目 製酒業 六八四
- 第五目 製茶業 六八五
- 第六目 鋸製造 六八六
- 第八節 水産業 六八七
- 第九節 商 業 六九六
- 第十節 昔時の生業及土産 七〇二
- 第十一節 勸業功勞者 七〇六

第十六章 交 通

- 第一節 明治以前の交通 七〇八
 - 一 本 道 七〇九
 - 二 徑 路 七〇九
 - 三 間 道 七〇九
 - 四 水上交通 七一〇
- 五 本郡内に在りし關所 七一〇
- 六 本郡内に在りし驛所 七一一
- 七 會津驛の繼行程 七一二
- 第二節 維新後の交通 七二〇

- 一 道路 七二〇
- 二 鐵道 七二三
- 三 軌道 七二八
- 四 郵便及電信電話 七二九
- 五 渡船場 七三一
- 六 水上交通 七三二

第十七章 水利

- 第一節 灌溉 七三四
- 一 猪苗代湖疏水 七三四
- 二 土田堰 七三九
- 三 上山下堰 七四二
- 四 遠田堰 七四三
- 五 八箇村堰 七四五
- 六 駒形堰 七四七
- 七 狐堰 七四七
- 八 布藤堰 七四九
- 九 雄國掘拔堰 七四九
- 一〇 小松堰 七四九
- 一一 下臺堰 七五〇

- 一二 網取堰 七五〇

- 第二節 水力電氣 七五四
- 一 猪苗代水力電氣 七五四
- 計畫の概要 湖水調整水門 猪苗代水力電氣株式會社 第四發電所 檜原外二湖の堰堤築造

- 二 大平發電所 七七〇
- 三 沼尻鑛山第一大原發電所 七七一
- 四 金川發電所 七七一
- 五 奥川發電所 七七一
- 奥川水力電氣株式會社
- 六 北山發電所 七七二
- 會津電力株式會社喜多方支所

第十八章 口碑傳説

- 第一節 口碑 七七四
- 第二節 傳説 七八二

第十九章 人物

- 第一節 武人 七九一

- 第二節 僧侶 八〇五
- 第三節 文學者及藝術家 八一二
- 第四節 勸業家 八二二
- 第五節 政治家 八二五
- 第六節 慈善家 八二七
- 第七節 善行者の一 八二九
- 第八節 善行者の二 八三一
- 第九節 善行者の三 八五七

第二十章 名勝舊蹟

- 第一節 名勝 八六一
- 第二節 舊蹟 八七三
- 一 城址 八七三
- 二 古戰場 八七七
- 三 墓碑 八八〇
- 四 古蹟 九一一
- 第三節 詞藻 九一五

第二十一章 戰記及騷亂

九四一

第二十二章 變災

- 第一節 噴火及地、山崩 九六五
- 第二節 河道の變遷及水害 九七〇
- 第三節 火災、地震、早魃其他の變災 九七九

- 第九節 伊達氏の檜原襲來(其二) 九四九
- 第十節 磨上原の戰 蘆名氏の滅亡 九五一
- 第十一節 金曲騷動 九五四
- 第十二節 戊辰の役 九五八
- 第十三節 明治元年の百姓一揆 九六四

- 第一節 蘆名氏と新宮氏との争亂 九四二
- 第二節 松本右馬允の内亂 九四四
- 第三節 松本對馬の謀叛 九四五
- 第四節 蘆名氏の内訌 九四六
- 第五節 猪苗代氏の謀逆 九四六
- 第六節 伊達氏の檜原襲來(其一) 九四七
- 第七節 大荒井合戰 九四八
- 第八節 伊達氏の檜原襲來(其二) 九四九
- 第九節 磨上原の戰 蘆名氏の滅亡 九五一
- 第十節 金曲騷動 九五四
- 第十一節 戊辰の役 九五八
- 第十二節 明治元年の百姓一揆 九六四

福島縣耶麻郡誌目次終

福島縣耶麻郡誌

第一章沿革

第一節總說

一 會津といふ名稱につきて 會津とは會津近代南北二郡に分る耶麻・大沼・河沼四郡の總稱にして陸奥の國の西南隅なりしが明治元年十二月陸奥國分たれて磐城・岩代・陸前・陸中・陸奥の五國となりし以來、岩代國に屬せり而して上古史に日高見國と稱せるは此陸奥國に在りしもの、如し蝦夷人多く居住せるを以て東夷とも稱せられたり其始めて蝦夷の地名の國史に顯はれたるは武内宿禰の景行天皇の命を享けて巡察せし時の左の復命なりとす

景行天皇二十五年秋七月庚辰朔壬午遣武内宿禰令察北陸及東方諸國之地形且百姓之消息也

同二十七年春二月辛丑朔壬子武内宿禰自東國還之奏言東夷之中有日高見其國人男女皆椎結文身為人勇悍是總曰蝦夷亦土地沃壤而曠之擊可取也(日本書記)

日本武尊の東夷征討後皇族の出て、地方を治めらるゝ者多かりしかは成務天皇の朝に至りて六十三國の著しき増加を見たり今の岩代國には信夫・阿尺(安積)・石背等の國造を置かれたるを見れば皆國名

を以て稱せられたるものなるへし而して會津は當時石背國に屬せるか如し

會津の名の起りし始めは古事記崇神天皇の十年

大毘古命者隨_二先命_一而罷_二行高志國_一爾自_二東方_一所_レ遣建沼河別與_三其父大毘古_二共往_一遇于相津_二故其地謂_三相津_一也

武淳河別は常陸より白河を経て會津に入り大彦命は新發田より會津に入り大沼郡高田なる伊佐須美神社の邊にて相會し給へりこそ

と見えたり其後國と稱せしにや萬葉集に安比豆福能久爾と詠める歌あり後郡となりきと見ゆ

元正天皇の養老二年陸奥國の中菊多磐城・標葉・行方・宇田・互理の六郡を割きて石城國を置き白河石背・會津・安積・信夫の五郡を割きて石背國を置かれしも當時陸奥國は土地のみ廣く人民少くして國を分ち國府を置くの必要なかりきと見え未だ十年を経さる中即ち聖武天皇の神龜元年に至り石城石背の二國は再び陸奥に合併せられたり會津の分合は其年月を詳にせず天平三年諸國に令して國郡圖を上らしめし時は大會津國又は大會津郡と唱ひきといふ延喜式に耶麻或は山と書せ郡の稱見えたり延長中會津郡を割きて大沼郡を置く其後會津大沼二郡を割きて河沼郡を置く河沼郡の西部を蟠川莊又は稻川莊といひしより何時しか稻川郡の稱あり是を以て昔は會津・耶麻・大沼・河沼を以て會津四郡と稱せしを寛文の頃に至りて四郡の名全く紛亂して會津郡を失ひ大沼・耶麻・稻川・河沼を會津四郡と稱し會津なる名稱は其總稱として用ひらるゝに至れり保科正之此地に封せらるゝに及び典籍を考へ地理を察し古書古器銘等に據りて境界を正し大沼郡の東南を割きて會津郡を復し稻川郡を河沼郡に併せ茲に始め

て四郡の名古に復せり而して明治十二年に至り更に會津郡を南北兩郡に分ちしなり

二 耶麻郡名の由來

抑も耶麻郡は倭名抄に耶麻郡の下「分會津郡」と註せるを見れば元會津郡と一郡なりしを後日橋川の北を割きて置かれたりと見ゆれども其年代を詳にせず續日本後紀に「仁明天皇承和七年三月庚辰陸奥國耶麻郡大領外正八位上勳八等丈部人麿戸一煙賜姓上毛野陸奥公」と見ゆれば蓋し是より前の事なるへし本郡は東西北の三面皆山を負ひ村落其間に在れば郡名是によりて起りしならんされは倭名抄にも山の字を以て註せるにや新宮今の慶徳村豊岡の内の熊野宮曆應四年の神器にも山郡と彫附けたり其他各所に存する古文書等にも亦山郡と記せるもの多し耶麻耶麻は音を假れるのみにて其實は山の字に充てたる假字なるへし應永の頃の文書には訛りて那麻に作れり拾芥抄節用集も亦此謬を承けたりきと見えて共に那麻に作れり那麻郡と記したるは熱鹽村示現寺永和二年の寄附狀を以て始めとすといふ國郡沿革考に耶麻郡は戰國の際に其東境を分ちて猪苗代郡と稱し又耶麻を山に作り正保圖之に依れり寛文中復舊して耶麻一郡となすと以て今日に至れり

因に曰ふ耶麻の麻を摩に作れるもの亦少からず

みちのくにやまのこほりといふ所ありそにて冬月を 源 重 之

雲はれて空にみかける月影をやまのこほりといひなおとしそ

此のやまの郡に秋ならねども鹿の子またらに雪ふりければ

あきくればなくや小鹿の斑雪山の郡の音もせぬかな

又猪苗代地方即ち古の川東川西兩組の地は寛文の頃まで河沼郡と稱せしか延喜式に「磐梯神社耶麻

郡」と出せる故保科正之公其訛を正し本郡に隸せしめらる(新編風土記)

國邑志稿云 桓武紀四年に帝諱を避けて山部を山とする由見えたれば山の郡も元は山部郡とありしならん仁明紀承和七年に耶麻郡始見す按耶麻郡の分置は論するまでもなく承和延喜以前の事なれば和名抄に之を録し其郷里の名をも擧ぐへき理なり然るに彼書には「分會津郡」と註し別に郷名を云はす疑ふへし一本には「分會津郡日量」と見え又日量を量足につくるもあり寛文風土記に之を論して和名抄、有耶麻郡二焉、恐重出爾、而其一有「津部、量足」其一有「分會、津郡、日量」凡五、而無見在之五莊、蓋津部、量足、日量、亦錯誤爾「分會津郡」之間不空之、則會津分爲耶麻之謂也、日量、是今日中村歟、云々

こゝに量足、日量の解猶盡さす恐らくは置是の二字を量足にあやまり再誤を累ねて日量とも爲れるもののみかくて「分會津郡、置是」の註文なりと正すも一郡の下に一郷の名さへなきは猶疑を存する者のみ高山寺本、耶麻郡の下に入野、佐戸、芳賀、小野の四郷を載せしは安積郡の屬郷を誤りし者とす(大日本地名辭書)

左に會津の郡名に關係ある古文書を擧げて參考とす

會津總記に

會津 四郡 辨

夫會津者奥州之一郡也人王十三代成務天皇即位五年日本國三十三箇國に郡境を定め玉ふ其後亦四十三代元明天皇和銅年中行基菩薩勳を奉して天下之郡境を分て六十六ヶ國に成る此時奥州より出羽十

二郡を出して別國と成る也然るに行基當國に到而羽墨山へ登り西面を一覽し會津川より南を會津郡と定玉ひ夫より會津山に登て西面を遠見而會津川より北を山の郡と名付く上古一郡之會津を分而此時二郡と成る其後延喜天曆之間國俗之私に會津を割分而大沼川沼之二郡を出す是より會津四之數出たり會津川と云は今之日橋川の下也此川會津平地之真中而東西南北中央派々而水脈一同に此川に流れ會し水路之津と成り流而越之海に入る上猪苗代之湖水有て下に山崎之湖水湛たる事茂水之會津成る故也會津山とは今之磐梯山を云へり萬葉集後撰六帖等の歌集にも此山を會津山と讀めり行基當國に到而上古一郡の會津を分而山の郡を出す是會津山此郡に入りたる故也和名集には山の郡と書けり又耶麻の郡とも書也義の須彌の耶摩天に取成るへし拾芥鈔節用集に耶麻郡と書す當郡之古き筆跡を考ふるに貞和以前者耶摩とし應永以後那麻郡と書けり是兩書中貞和と應永の間成る書に誤て判行したる成へし右郡に分而後會津郡の内より大沼川沼の二郡を出す是れ高田邑伊佐須美大明神之社より東南に當而二里許に大沼明神の社有り茲に大沼と云あり郡の名是に據て此邊を大沼郡と云川沼者日橋川の南にして會津大沼の二郡へ界て川沼郡と名付如此上古一郡の會津郡を割分て耶麻大沼河沼の三郡を出し川沼郡の正南大沼郡之正東一區之地を會津郡と云へり長祿四年の頃迄那麻大沼川沼會津とて四郡の辨有り然とも古一大圓之會津成故に會津那麻郡會津大沼郡會津河沼郡と書き會津郡者俗に大會津郡と書す然而天文年中の比より自然に大會津と云る號を替て大沼郡と書し川沼郡蟻川莊を蟻川郡と名付て四郡之數に入也

會津舊事雜考に

元明天皇第四十三代
和銅六年癸丑

自是歲漸々拆而置諸國、故陸奥亦拆置出羽、矣此頃一同會津郡亦界新橋川、拆可置耶麻郡、如何
者和名集既有耶麻郡及會津郡、而爲與二十六郡之地、也和名集者源順之撰書也、順者天曆之頃而自
此癸丑、略二百餘年後也、此先既有耶麻郡、則是頃此拆諸國、之次當郡亦拆乎、且會津四郡之說太紛
亂、故舉愚管見、延長及養和記詳辨焉

醍醐天皇 第六十代
延長五年丁亥

延喜式成テ獻帝神名帳所謂會津郡神社二座

伊佐須美神社 養靈國神社云々 耶麻郡磐椅神社云々 大抵會津四郡之稱歷代紛亂者恰如亂絲、無
頭緒、故不省、臣僭踰、爲了解以待達者細論、矣夫先所謂成務即位五年自分於諸國郡境、迄元明和銅
之始、天下凡三十三國也和銅中漸々拆爲六十六國、矣然自成務迄元明、今四郡之地亦一會津郡而
和銅中自下界會津郡以降、迄此丁亥、可爲耶麻會津二郡而與二十六郡、也又茲丁亥與天曆之頃
二十四年之間會津郡之內國俗拆爲大沼河沼二郡、且河沼郡以南大沼郡以東一區遺於舊今津地、而
是稱大會津郡、到此如有會津四郡之數、也如何者源順者當世人也、所撰和名集與州有會津郡、有耶
麻郡、且分註有今分爲大沼河沼二郡之說、此註有白川郡下者、又安德帝養和之頃平家記既會津四郡云
後光嚴帝康安之頃下荒井寶壽寺鐘、寺在焉、會津大會郡銘、大字深、此以知天曆之既數有四郡、而可有且

大會津之稱、矣抑延喜式所載會津郡伊佐須美神社者在、大沼郡高田、耶麻郡磐梯、神社者在、猪苗代磐梯
山下峯邑、磐梯山者會津山也、先萬葉集會津嶺云者是也、此山下磐椅神社耶麻郡、則何此山有會津名、乎
又此山有會津之名、則猪苗代者會津郡也、何山下磐椅神社爲耶麻郡、乎嗟、太哉此矛盾也、或曰此解如何
曰、所謂藥不瞑眩、其病不瘳者也、若非此、一矛盾則二千年來郡名之紛亂、以愚管見、何能得辨焉、乎伏
以磐梯山有會津山名、者是先所謂自成務迄元明之頃、凡四百八十餘年之間、今之四郡之地、凡一會
津郡乎、此時以彼山尤舉郡、奇峯一名、可言會津山、山朴實古人及名物何文有、按排乎、徒可取其正頭
之義、此山亦非會津郡、何爲名乎、若耶麻郡、則別可名、不可言會津、然呼以會津、爲名、則是成務元
明兩朝之中間、耶麻郡亦一會津郡者可知矣、又式會津山下磐椅神社在、耶麻郡、者是和銅中拆自置耶麻
郡、迄茲丁亥、二百年來、爲耶麻郡、也然、往古一會津郡、故耶麻之地、徒稱會津郡、者多、東鑑文治記曰、宇
都宮朝經、郎徒紀權頭、彼賀次郎等、伊達郡藤田、宿向會津之方、越土湯之嵩、取鳥越等云々、土湯取鳥者、磐
梯山、北在信夫郡之境、自會津郡、一見則中間相去者、隔於河沼及耶麻二郡、略二百里許、然可言出耶
麻郡之方、何言會津之方、乎亦、百因緣集、惠日寺會津大寺云、是正嘉中成書、而自今四百年前之書、耶麻郡
若舊非會津郡、則何歷代之諸書、多如斯、誤乎、是可準、有韓魏三晉之稱、者、畢竟今四郡之地上、古一大
圓之會津、而歷代拆爲三郡、耶麻、大沼、東南一區、彼舊大圓之會津郡、地存則實、是大會津郡、而且可分三郡、
呼帶於會津、稱會津耶麻會津者也、三郡本非會津郡、何如此帶稱乎

會津四郡の辨

會津四家合考に

耶麻郡 當時民間に山郡と書傳ふ曆應四年辛巳六月三日新宮の寶器成る銘曰陸奥國會津山郡熊野新宮云々往古にも亦此の如く書くか和名抄を按するに各郡の稱皆假名にて註す此郡計山の字を以て註す是れ本或は然る故なるへし又和名抄拾芥抄節用集等の書皆麻の字を書す當所の古筆跡皆手を加へて摩の字を書す按するに當所の摩の字可ならんか如何となれば耶麻郡の分れたる釋行基の時と見えたる程に何ぞ故ありて義を須彌の耶摩天に取れるなるへし此郡に第六天一切經等の村ある事是本釋教の義に因る郡の名なる故に此の如くなるへし又拾芥抄と節用集とに那麻郡と書す當郡の古筆跡を考ふるに貞和以前は耶麻と書す應永以後は那麻と書す按するに拾芥か節用か何ぞ貞和と應永との間に成れる書に耶麻を誤りて那麻と書して刊行したるにより文才ある者は中華の書に此の如くなればとて異を好みて實字となし民間には又前代の稱呼に任せ「やまの郡」と呼ひたる故に地下の稱呼と文字とか違ひたるなるへし事は詳に未だ辨せず焉

一 上古郡境を定め給ふは人王第十三代成務天皇即位五年此時は日本國三十三ヶ國なりといふ程に其に應して郡も大ならん其後第四十三代元明天皇和銅年中に又分ちて六十六ヶ國になしといへは郡の内も其々の地理に従つて分ちたりと見えたり是につきて精しく釋ぬるに奥州に仙道七郡會津四郡出羽に莊内三郡等の號あり俗にいふ仙道七郡は白河磐瀨安積安達伊達信夫田村なり併て是も私に分ちたる郡と見えて古典籍には載せず唯五郡のみなり會津四郡は列するに及はすさあれば成務以後元明までは各一圓に仙道郡會津郡ならんを元明の和銅年中に奥州の内十一郡を割きて出羽國になし給ふ時郡をも割き仙道郡を五郡に割きて別に仙道といふ地残らす會津郡は地理の形相を見て鹽川を

限り湖水より北一面に耶麻郡彼川の南一面に本の會津郡となして奥州三十六郡の内會津と耶麻と長競の郡になりきと見えたり第一さあるへき地理なり(中略)

抑上に議する如く一大圓の會津郡を鹽川を限り北一方を耶麻郡に割きて奥州三十六郡の内會津と耶麻と午角の郡となし又後會津郡の内を大沼河沼の二郡に割き別に一區眞の會津郡か残りてより七百年來會津四郡の稱あるそと代々稱號の別を屹と立て、見れば萬葉後撰六帖等の歌集と延喜式と會津山の名義に付きて太た矛盾あり併ら此矛盾を精しく釋ねて每郡の稱號か顯然たるを如何となれば萬葉後撰等の集に會津山と詠めるは磐梯山なる由又延喜式に耶麻郡磐梯神社と載せたるも磐梯明神なる由按するに萬葉集は人王第五十九代宇多天皇寬平五年に成れる書なり延喜式は第六十代醍醐天皇延長五年に成れる書なり後撰は第六十二代村上天皇天曆五年に成れる書なり是れ延喜式より以前の萬葉集と以後の後撰集等に皆會津山と詠める其磐梯山の神社を何ぞ中頃の延喜式に耶麻郡となすや會津山實ならば延喜式誤れるか又耶麻郡の山實ならば萬葉後撰等の集誤れるか此三部の書は時の名公勅定にて撰みたる正しき書なり殊に元明の和銅年中に天下の郡境を分け給ふより僅か二百年の内外になる書共なれば年代も未だ遠からず郡境に付きて何の誤といふことかあらんかあれば萬葉後撰等を延喜式との矛盾は如何か辨せんとなれば彼磐梯山を會津山と名つくること上に精しく論する如く元明の和銅以前は今の會津四郡の地一圓に會津郡ならん其の時此郡衆山の内此の山最も奇峯なるに因りて會津山と名つけたらん和銅に割きて日橋を下りに鹽川を限り北一面に耶麻郡になりたれば彼山も耶麻郡の内在りされとも此の郡本會津の分地なれば國俗に今の如く會津耶麻郡と呼びたら

んさあれは彼山も本の名を改めず歌の様の縁に任せて會津山と詠みたらんそ是れ本會津郡の山なら
 すんは古人何ぞ詐りて會津山と名付んや上古耶麻郡も一圓に會津郡なるに因りて此の名義ありつら
 んそさあれは萬葉後撰等の歌人は彼山本の名の風雅なるを便として當時の地理に據らす延喜式は實
 に當時の地理に據りしなり此の如くなれば萬葉後撰等の集と延喜式と會津山の矛盾を糺す事破竹の
 勢あり又空海行狀記百因緣集等の書に磐梯山惠日寺を會津に在りとす又東鑑文治五年の記に土湯嶽
 取鳥越をして會津の方に出つると書けり今地理を分つに惠日寺は耶麻郡にして河沼郡の北に在り會
 津郡と地脈相隔つ然るを何ぞ此の如きや殊に土湯越は耶麻郡と信夫郡との界なれば會津郡よりは河
 沼耶麻の二郡を相間てたる程に耶麻郡の方に出つると書くべき義なり典籍を考ふるに和名抄には奥
 州三十六郡なり是か元明の御宇の定と見えたり拾芥抄には四十郡なり節用集には五十四郡なり三部
 の書共に各郡の稱耶麻會津の二郡のみにて和名の註に計り大沼河沼出てたりさあれは會津と耶麻と
 は各別の郡なるに上の如く行狀記百因緣東鑑等の書耶麻郡の遺事皆會津となす是耶麻郡本會津なら
 すんは何ぞ每書に此くの如く誤り書せん殊に皆中古の書なれば上古へも年代近し何ぞ此の如く郡名
 を違へん恰も實方の阿古屋の松の如くなるべきぞ(中略)

一 須河の東西を分ち猪苗代並に湖水迄を二にして東は月輪西は更級の二莊なりと雖も此莊何れの
 郡に屬したるや分明ならず今猪苗代と耶麻郡との境は磐梯山の北小磐梯の東麓七折の澤を西へ上り
 に小磐梯の峯を限り西北一面に耶麻郡なり彼小磐梯より東南は猪苗代領なり是れ河沼郡ならんとい
 へどもさはあるまし耶麻郡なるべきを延喜式に磐梯の神社は耶麻郡に在り則ち磐梯明神を土苴考に

精しく辨す今猪苗代彼磐梯山の下なれば一面に耶麻郡ならん然れども民間に此の如く界を限る事故
 あるべきを按するに耶麻郡に住せられたる輩名の氏族加納の佐原氏新宮氏並に河沼の北田氏藤倉氏
 何れも記絶えて猪苗代氏計り存し應永の頃よりは會津輩名氏耶麻河沼兩郡一面に領せられたりと見
 えたり如何となれば耶麻郡の内も貞和永和の頃迄は猪苗代領なりと見えて示現寺に相傳はる狀に云

三浦大炊小太郎左衛門尉盛通妻平氏申

陸奥國耶麻郡内下利根川村當知行分安堵事申狀一通謹進覽之仔細載于狀候以代官令言上候可被經
 御沙汰候哉以此旨可有御披露候謹言

貞和四年八月十二日

後人貼紙して鳥田とあり

右馬權頭國氏

同吉良

左京大夫貞宗

進上武藏守殿高師直なるくし

同寺に相傳はる狀に云

陸奥會津耶麻郡内下利根河村猪苗代本知行分事熱鹽示現寺奉寄進所也早守先例可被致沙汰之狀如
 件

應永廿九年二月九日

修理大夫

此狀を以て見れば上の狀の盛通は猪苗代の主にて貞和の頃迄は將軍への奉公と見えて會津の臣には

あるまし又利根河は盛通知行して猪苗代領なるを年月移りて應永の頃は華名修理大夫盛政知行せられしに因つて示現寺へ寄附と見えたり斯様に所領移變の節耶麻の内華名氏所領と猪苗代氏所領と彼小磐梯の峯を限りに相分ちたらん全く郡境を分ちしにあらし又上の二件を見るに貞和には耶麻郡と書し應永には那麻郡と書す是れ貞和と應永との間に誤りたるなるへし精しく耶麻郡の註に辨す(下略) 新編會津風土記に

耶麻郡

倭名鈔此郡の下に耶麻郡分會津郡と註あれはもと會津郡と一郡なりしを後日橋川の北を割て置かれしと見ゆれとも何れの頃なるや詳ならず仁明天皇承和七年三月庚辰陸奥國耶麻郡大領外正八位上勳八等丈部人磨戸一煙賜姓上毛野陸奥公と續日本後記に見ゆれば是より前の事なるへし此郡は東西北三方皆山にて其間に村落あれば郡名是によりて起りしならんされは倭名鈔にも山の字を以て註せしにや慶徳組新宮村熊野宮曆應四年の神器にも山郡と彫附あり耶麻耶麻は音を假れるのみにて其實は山の字の假字なるへし

應永の頃の文書には訛て那麻郡と稱するあり拾芥抄節用集も此謬を承けしと見えて共に那麻に作れり那麻郡と稱せしことは五目組熱鹽村示現寺永和二年の寄附状を始とす 東は安達郡に接し東嶽石筵峠楊枝峠を界とす西は越後國蒲原郡に隣り檜木峠高森山を界とす南は會津郡河沼郡に竝ひ日橋川を界とす北は出羽國置賜郡に連り赤崩山檜原峠を界とす又戌亥の方は出羽國置賜郡越後國蒲原郡に隣り飯豊山を界とす丑寅の方は信夫郡出羽國置賜郡に隣り吾妻山の峯土湯峠を界とす辰巳の方は安積郡に連り高森山陸坂を界とし猪苗代湖の半

を限り東西十一里三十町餘東は安達郡の界沼尻峠より西は越後國蒲原郡の界檜木峠に至る 南北六里十二町餘南は河沼郡及川組濱崎村の界より北は出羽國置賜郡の界檜原峠に至る 東西北に高山連り南に大河流れ中央に廣平の地多し其田は下の上其畠は下の上なり鹽川小沼熊倉小田付小荒井慶徳五目七組は平衍にて田圃多く氣候大抵會津郡平衍の諸組に同じ木會大谷吉田三組は山中にて花候農務平衍の地よりは稍遅し川東川西二組は磐梯吾妻の諸山に倚り猪苗代湖に臨み地勢高く風烈しく九月の末に初雪ふり三月の半まで消残り梅花漸く綻ふ櫻花は四月の初に開く農業の時候は上の諸組より二十餘日の差あり習俗は全く會津郡に同じ清明の日川西組見禰村磐梯神社に五穀豊熟の祭あり郡奉行以下前日より潔齋し神殿に候し村々の役人庭上に列座す孝悌忠義力田貞節の者其末に列る祭畢て郡奉行善行の男女を賞して物と與ふること差あり此祭は天明八年より舉行ふ所にて慶徳組大沼郡高田組高田村伊佐須美神社河沼郡半澤組塔寺村八幡宮野澤組野澤村諏訪神社越後國蒲原郡下條組西村八幡宮にもあり

家集源重之

みちのくににやまのこほりといふ所ありそにて冬月を雲晴て空にみかける月影をやまのこほりといひなとおとしそ 此やまの郡に秋ならねどもかのこまたらに雪降りければ 秋くれはなくや小鹿のまたら雪やまの郡の音もせぬかな

所據古筆跡

三浦大炊小太郎左衛門尉盛通妻平氏申 陸奥國耶麻郡内下利根川村當知行分安堵事云々

貞和四年八月十二日

進上武藏守殿

奉寄進示現寺所領之事

右耶麻郡岩崎莊內限山在家四間於永代爲正乘二親菩提所寄進申也若於彼所正乘子々孫々之中到競望輩出來者永爲不孝正乘所領之中少不可有知行者也仍爲後日寄進狀如件

應永二年乙亥六月十三日

本郡誤書那麻郡者如左

奉寄進

陸奥國會津那摩郡岩崎莊內宇都野坊平水澤事但於彼所者萬難停止示現寺限永代所奉寄進也仍狀如件

永和二年七月五日

寄進

陸奥州會津那摩郡新田總所述小塞村之內事 合四千刈者

右件之田者雖爲總領配分之所爲十貫文借錢奉償之者也且那太郎丸入道沙彌正乘子孫知行之間不可有異義申候仍以此旨寄進之狀如件

且那

乘(太郎丸氏なり)

秀(太郎丸氏なり)

左馬權頭國氏
左京大夫貞宗

右會津那摩郡小田付之村花積恩地道覺在家一間年貢二貫六百文之所永代寄進申所也於子孫不可有相違仍爲後日之狀如件

永正六年己巳七月五日

本郡稱會津郡者如左

奉寄進 實相寺 長老可被早領掌

陸奥國會津郡加納莊內上野村勝滿寺領田畠事

右以彼寺務職所寄進之也者任先例可有御知行狀如件

應安二年二月二十七日

左衛門尉詮盛

寄進 會津門田實相寺輪藏 陸奥國會津加納莊鷺田村內海法屋敷同往來番田千刈事

右所者高明重代相傳之今無相違地也然而依有志永代所奉寄進彼寺輪藏實也若號高明子孫成違亂妨者永可爲不孝之仁仍爲後日寄進狀如件

應安四年辛亥九月十二日

佐原十郎平高明

應永十一年十月七日

太郎丸入道沙彌正乘

陸奥國會津那摩郡內下利根河村事任應永廿九年二月九日御寄進狀同御施行等旨下地渡付示現寺候畢 以此旨可有御披露候 恐惶謹言

應永廿九年二月十一日

補任示現寺寄進事

沙彌心

高

第二節 徳川幕府以前の會津

一 鎌倉時代以前 會津は奥羽の南端に在り古代蝦夷の巢窟なりしことは諸所に發見せらるゝ遺物遺蹟に徴して疑ふべくもあらず然れども紀元後六百餘年間は文獻の明かなるものなし崇神天皇の朝所謂四道將軍の一として東北に遣はされたる大彥命父子が巡撫せられしより漸く皇威に服するに至れり爾來其後裔なる會津の臣など稱する人の此地方を治むるに及んで次第に開明に赴けるか如きも未だ正史に國造を置けることは見えざるなり大化改新の後は陸奥國又は石背國司の管轄の下に屬す何時の頃より置かれたるか詳かならざれども耶麻郡北方の郷上澤村今の加納村半在家に官府ありて會津國府といひ又南山津郡 長江莊下の郷坂下村にも官府ありて會津大内と云ふとあり是れ郡司の如きものなりしか後惠日寺の隆盛に赴くや上澤村を半在家と云ふ是れ蓋し寺領官領相半はするを以てなり此時の官司は藤原友則にして友則の子友清友清の子義清等相次て官司たりき

青丹よし奈良の都は咲く花の匂ふか如く佛教の盛んになりし時代も遠國僻陬の地方には未だ普及せざりき平安朝の初期に至りて學徳の一世に高き僧空海最澄の二人出るに及びて神佛の調和を圖りて當時の民情に適せしめ唐より將來したる新宗教天台眞言を以て國教として布教するや上下賢愚の別なく靡然として之に歸依するに至れり大同二年空海勅命を奉して巡錫するに當り徳化の頗る普く民益を圖れること亦少からざりき其會津の地に入るや本郡磐梯村嘉本寺に一寺を創立し官租を割きて寺領とす徳一・刷雄・金輝等の名僧相繼き官民の心を得て益・殷富に赴けり所謂惠日寺是れなり其所領は會津四郡に互り

石高十八萬石餘寺僧三百人子院三千八百坊其僧侶數千人に及び會津の地殆んど其命に従はざるはなかりきといふ蓋し平安朝時代には佛教隆盛を極め各地殆んど寺院の治下ありしか如し而して會津の地交通の衝路を離るゝを以て朝廷の政治も十分に及ぶこと能はざりしなるへく從て寺家の發展は自然の勢なりしならん

因に舊記により治承・養和の頃惠日寺領を分管せる寺侍代官を擧ぐれば左の如し

一	萬九千石	湯田	土佐
一	萬九千石	唐桶	美濃
一	萬九千石	馬場	圖書
一	萬八千石	桑原	主計
一	萬八千石	富田	掃部左衛門
一	萬七千石	大貫	内藏允
一	萬石	福井	二郎右衛門
一	萬石	鈴木	五郎兵衛
一	萬石	白井	平右衛門
一	萬石	倉谷	六郎兵衛
一	萬石	近藤	治右衛門
一	萬石	深澤	清七郎

一 萬石

磯部十郎右衛門

かく寺侍代官なる者を置きて民治にあたらしめ堂塔伽藍は壯麗を極め多數の僧兵を養ひて勢威を四隣に振へり然れども榮枯盛衰は世の常とかや盈つれば虧くる世の習にて我國の政變はこの寺をして永く其地位を維持せしむることを許さざりきそは養和壽永安徳帝の治世の頃京師に於ける平氏は漸く衰運に傾き義仲頼朝か以仁王の令旨を奉して義兵を擧ぐるに當り越後の豪族城長茂余吾將軍平維茂の裔平宗盛の命に依り義仲を討つ惠日寺の僧乘丹長茂の伯父長茂を助け會津の兵を率ゐて信濃に戦ひしか軍利あらず横田河原に敗死す長茂其功を賞して蒲原郡七十五箇村を寄附す其の後久しく蒲原郡の會津領たりしは是に因ると云ふ其後頼朝は義仲を倒し平氏を西海に亡ほし平泉なる藤原泰衡を平けて天下を一統し幕府を鎌倉に開くや部下の將士を出して諸國の守護地頭たらしめ以て自家の羽翼となす此時に當り頼朝の慧眼なる會津か奥羽要衝の地たるを看視し重臣佐原義連三浦義明の子を地頭に配して奥羽の咽喉を扼せしめ永く會津以北の豪族をして西上の野心を逞うする能はざらむ經世の用意亦周到なりと謂ふへし時に河原田光盛は山内季基は大沼郡山入の地、長沼宗政は會津郡南山の地を頼朝より賜はり佐原氏に屬したり

義連の領となるに及び惠日寺は平氏に與せるの故を以て寺領を沒收せられて全く政權を失ひ僅に土地を有し塔堂を維持するに過ぎざりしか天正中伊達政宗の會津に侵入し到る處焚掠を恣にするに當り惠日寺も亦兵火の災に罹れり然れども政宗其靈蹟なるの故を以て三百貫文の地を領せしむ關ヶ原の戦後蒲生秀行封を家康に受くるに及び五十石の寺料を寄せたりしか保科正之封に會津に就て亦修理を加へ五十石を寄附せり明治維新後維持の途さへ絶え破屋頽柱唯見る一箇寂莫の山寺のみ寶物亦概ね散佚せ

りといふ會津一圓の信仰を集め政治の中心として中世さしにも隆盛なりし此寺か若し其文書と什器とを今日に遺したらんには會津史上其價值幾何なりしそ磐岳魏表として昔ながらの姿なり猪湖漫々として千秋に澄む人文獨り何ぞ變遷多き

二 蘆名氏時代

佐原氏は會津殊に耶麻郡に密接の關係あれば少しく史實につきて述ふる所あるへし普通に義連の入國を文治五年十月とすれども鎌倉時代の史料として重きをなす吾妻鏡には佐原義連の會津を領せしことは見當らず尊卑分脈の如き輩名氏の會津に下向せしは義連七代の孫直盛の時なりと傳ふ然れども會津舊事雜考以下の諸書に散見する所の記事を考へ竝に諸所の遺蹟に徴するに輩名氏の入國は遙に直盛以前に在りと推定することを得思ふに義連以下數代の間屢々下向したることあるも主に鎌倉附近に在りて遙任の姿なりしもの、如く直盛前後に至りて親しく就きて治めたりと見るか穩當に非ざるか當時の武士領國を離れて鎌倉に定住したるもの獨り佐原氏のみ非らず正史に見えざるの故を以て輕々しく之を抹殺すへからざるなり輩名氏亡ひてより其遺蹟荒廢に歸し亦顧るものなかりしか松平正之封に就くや深く之を遺憾とし人をして普く義連の墓を探らしめ本郡加納莊半在家村に得たり乃て山崎闇齋をして碑文を草せしむ元祿八年正容に至り碑成る斯る事情なれば輩名氏の入國は直盛以前に在りとするを得へく徒に精細の事蹟を述へ年月を附して史實とするか如きは獨斷に過ぐるの謗を免れざるへし

義連は鎌倉時代に於て武士の龜鑑と仰かれたる三浦義明の第七子にして剛勇比ひなく頼朝の兵を擧げしより父兄と共に屢々偉勳を建て或は西平氏の掃蕩に従ひ或は東奥羽の藤原泰衡を平けて武功の拔

群なるものあり會津の地頭となるや初め今の北會津郡幕内村に住せしか後本郡加納莊半在家村に移る是れ官府のありし址なるを以てなりと傳へらる

鎌倉時代以前より武士の慣習として族長は家子郎黨に土地を分與し主従の關係を結び事あれば是を率ゐて戰陣に臨む義連其子盛連の二代の間に頻りに一族家人に土地を分與して以て有事の日に備へたり然れども年を経るに従ひ其間漸く疎遠となり終には割據の趣を呈して統一困難を極め屢、宗家を苦むるに至れり會津の發展上遺憾少からざりき

二代盛連は義連の子なり子光盛と共に半在家より北會津郡幕内村に移り後更に黒川小館今の若松市に移る六男あり長子經連は猪苗代に築きて居城とし猪苗代氏を稱す次男廣盛は河沼郡北田今の勝常村の内に住し北田氏を稱し、か應永中事を以て蘆名氏に亡はさる三男盛義河沼郡藤倉の館に住し藤倉氏を稱す子孫顯れず四男光盛は父盛連の嗣となる五男盛時は耶麻郡加納莊三宮に住し世々加納氏を稱す六男時連同郡新宮に住し新宮氏を稱す六子中三人まで本郡の各地を領したりしより見れば當時耶麻郡の如何に開拓せられたるか又如何に政治的地位の高かりしかを知るへし

三代光盛の時佐原姓を改めて蘆名と云ふ是れ相模國蘆名に住したることあるに因る元久元年新宮頼連の叛けるを討ちて之を降す承久元年には源氏三代にして亡ふ其前後に比企・畠山・和田等の名族北條のために芟除せられたる者多し後三浦泰村の北條時頼と兵を構ふるや盛連己か子弟と共に北條氏を助けたるか如き又時頼の剃髮するや光盛弟盛時・盛連と共に出家したるか如き蘆名氏か北條氏と親密なりしを證するに足るへし四代泰盛を経て五代盛宗に至る盛宗の時永仁元年新宮助成の叛せるを降す盛宗の

子盛員嗣く當時北條氏亡ひて建武中興の業成るも人心未だ朝廷に歸せざるに北條高時の遺子時行兵を擧げて先づ鎌倉なる足利直義を討つ中先代直義の敗走するや朝廷尊氏をして東征せしむ時に盛員は從來の關係上時行の軍に屬し足利の軍と力戦大に努めたるか遂に敗れて腰越に戦死せり然れども其後弟直盛足利氏に屬して舊領を得七代の主となる其後天下再び亂れ所謂南北朝時代となり宮方武家方と相對抗して天下寧日なし北畠顯家の來りて陸奥守となり勢威を振ひたりしも直盛は武家に屬して遂に屈せざりき宮方の衰微し足利氏政權を握るに至りて蘆名氏の益、盛んなるは自然の勢なり至徳元年直盛門田莊黒川に城を築く小田垣城後蒲生氏郷來りて増築し鶴か城と改稱す子詮盛孫盛政相嗣く應永年中盛政小山若丸か二兒竊に會津に來れるを捕へて鎌倉に送りたることあり應永九年に新宮盛俊叛す或は北田氏と通し或は伊佐須美宮司の應援するありて兵を交ふること連年勝敗容易に決せざりしか同十七年に至りて漸く之を平定す以て新宮氏の勢力の偉大なりしことを知るへし是より先き北田氏亡はさる是に於て領内の統一略成り盛政の子盛久孫盛信曾孫盛詮相嗣く十二代盛詮に至り長臣松平右馬允か專横にして屢、私闘を事とせるを亡はし猪苗代氏か濱崎城・鹽川城を陥れて狼籍せるを討ちて之を降せり而して北は伊達氏と兵を交へ南は白川氏との交渉起り最早や會津は孤立して事を爲すを許さざるの時勢となれり

十三代盛高は盛詮の子なり文明十四年伊達持宗の女を娶る是より伊達氏との關係注意を要すへきものありき當時我國は應仁の大亂を経て紀綱益、弛廢し朝威地に墮ちて群雄四方に起り侵略吞噬を事とする所謂戰國時代の初期に入らんとす會津の地も領の内外に互りて争鬪に多事なるものありき

盛高の子盛滋其弟盛舜二代の間外は最上^{山形}岩城白河の諸氏と戦を交ふるあり内に重臣松本源藏の叛ける長沼氏の襲來せる猪苗代氏の兵を以て八角社内に至り黒川城を脅せるあり加之天文五年の大洪水^{白髮洪水}あり同七年大火に黒川城及市街の烏有に歸せるあり自然人事の災害頻に至り蘆名氏としては寧ろ不振の時代なりき茲に伊達上杉佐竹の諸氏大に隣境侵略の野心を逞うせんとするに際し幸に吾會津に中興の英主として盛氏出づ盛氏は盛舜の子にして永祿元年從五位の下に敍せらる蘆名氏にして敍位せられたるは之を以て始とす頗る武略に長し亦治民の才に富む越後の長尾爲景に通せる大沼の山内^{南會津}の河原田氏を撃ちて降し内統一を圖りて強國にし外兵に將とし長井に出で伊達の軍を破りて兵威を張り田村二階堂二本松四本松等の諸氏皆命を奉するに至る女婿の結城義親^白を援けて屢佐竹氏と兵を交へ又石川岩城の諸氏と戦ひしか未だ曾て武威を墮さざりき而して相馬盛胤は冠子たり遠く武田上杉北條と音信を通して好を結へる等武運隆々たるものありき盛氏意を民治に用ひ天正三年耶麻郡の貢租を減し同四年には大旱の故を以て四郡の租を減せり黒川城下の戸口増殖して市街の擴張せられたるを見れば決して武弁のみの人には非ざりしなり永祿四年政務を子盛興に譲り岩崎山^{大沼}の嶺に城廓を構へて退隱し剃髮して止々齋と號し閑雲野鶴を友として茲に老を養はんとせしか不幸にして盛興の早世に遇ひ再び出で、政を見る

盛興永祿四年嗣きて黒川城に主たり是より先き永祿元年伊達輝宗の妹を娶る是れ此時代に行れたる政策上の結婚なりき當時伊達氏は會津を侵さんとし永祿七年同九年の兩度に互りて檜原口に襲來せしか穴澤信徳信堅父子險に據りて之を撃攘せり盛興頗る武略あり自ら兵を率ひて仙道に出で岩瀬横田

城を抜き石川氏を破り勢漸く張らんとするに當り不幸飲酒の爲に病を得天正三年二十九歳を一期として父に先たてり

盛氏悲歎のうちに再び黒川城に歸りて政を執り盛興の未亡人(輝宗の妹)の爲に須賀川なる二階堂遠江守盛義の子盛隆を配して嗣となす斯くて盛氏は天正八年に歿す

盛隆は織田信長に好を通して三浦介に任せられ金上盛備を京都に遣はし任官の恩を謝せり後兵を出して田村清顯を御代田城に破りしか領内に於て小荒井穴澤兩氏の争鬭、松本圖書の子松本太郎の叛亂あり續て天正十年十月嬖臣大庭三左衛門の爲に弑せらる子龜王丸嗣く生れて月餘、母伊達氏後見す是に於て蘆名氏漸く衰運に傾けり

天正十三年伊達政宗家督を繼承す當時會津に屬せし四本松の領主大内定綱米澤に至り相續を賀し陽に歸服を誓ひしか居城に歸るや伊達氏に背きて再び蘆名氏に屬し屢使者來りて督促するあれは嘲罵至らざるなし是れ政宗が會津を覬覦するに至りし一原因なるへしさなきに蘆名龜王尙幼にして領内の統一を缺けるを探知したる政宗は如何て機會を逸すへき茲に侵略の計畫は企圖せられたり然れども會津の地峻嶺四方に繞り河湖其間に蟠踞するを以て大軍を進めて一舉功を收むること難し縦横の策に富める政宗及其謀臣は有力なる内應者を得て略はすに利を以て己の目的を達せんとせしか耶麻郡關柴なる松本備中及檜原なる穴澤九郎五郎等遂に内應を約す是に於て伊達氏の軍私かに田付口より入り火を民家に放つ此報に接せる宿老平田富田等大に驚き直に兵を進めて鹽川に至り戰略を議せしか伊達軍の優勢なるを見、叛臣の形勢亦容易ならざりしものありしかは退きて日橋川を前にして防備を固

くし機を見て突撃するを萬全の策なりとす時に中目式部と云ふ者あり霧に松本太郎の叛を平けて武名高かりし人なり其議に従はずして曰く慶徳館なる慶徳善五郎とは莫逆の友たり先づ義として之を救ひ進んで敵に當らんとす諸將曰く是れ私情なり現今の形勢彼の意思も亦圖られざるに非ずやと式部曰く慶徳にして二心あらは罽刺して死せんのみと聲色共に厲し終に衆議に従はずして本名奎之丞と共に慶徳館に向ふ是に於て會津の策戦は一變して攻勢に轉し伊達軍をして根據を堅うするの違なからしめたり是れ式部の友情に厚く且つ彼が勇往果敢の致す所にして實に會津を累卵の危きに救へりといふへし彼が慶徳に來りて鹽川會議の顛末を告げ且つ敵の來襲を待たんよりは進んで決戦すへしとなし其勢を合せて七百餘人を率ひ小荒井を経て寺窪に至る時に伊達軍は三千有餘の士卒を二隊に分ち原田左馬之介は總社の原に陣し新田常陸介は稻田白山社前附近に陣せり鹽川なる黒川勢の中に在りし勇將佐瀬源兵衛中目式部の弟兄の進軍を聞きて其部下を率ひ勝村を経て白山社前に迫り先づ新田の陣を突く鹽川の本隊は熊倉街道を経て總社の原に進み三面より合撃す伊達軍勢は懸軍幾十里峻坂險路の疲勞もありしかは黒川勢の爲に中田付に於て全く敗られ周章指揮を失ひて潰走し原田・新田の兩將繼に身を以て永井に通る叛將松本備中は蘆名氏の部將沼澤實通出雲の爲に殺されたり時に政宗一軍を率ひて檜原口より入り大鹽に向ひしか白石若狹の議を納れ退きて檜原に築きて居る大鹽を成りて檜原口の備をなしたる穴澤善右衛門三瓶大藏等伏を設けて政宗の再び來るを待つ政宗原田等の敗報を得て檜原に滯陣して動かさる五十餘日其間政宗は謀臣成實と凝議し使を遣して猪苗代盛國に内應を勸む盛國直に諾し成功の曉には北方半分を與ふること盛國を降臣中の首席に列すること事成らされは伊達郡に於て三百貫文の地

を與ふることの三箇條を約す、然れども其子盛胤臣節を説き死を以て父を諫む盛國慚羞して止む政宗俄に功を奏すへからざるを知り部下を留めて六月米澤に歸る政宗の檜原滯留中馬場を作りて試乗すること屢なりしかは穴澤善右衛門竊に檜原に行き弓矢を以て政宗を狙撃せんとす此日政宗馬場の中途より歸りしを以て果さざりしと云ふ

初め三春城主田村清顯會津に屬せしか後、女を政宗に嫁せしを以て叛きて盟を破るや佐竹・蘆名・石川・岩城の諸氏之を攻む政宗も亦田村氏を援けて戦端を開くに至れり

檜原口より會津に侵入せんとして失敗したる政宗は茲に銳鋒を一轉して仙道方面に向へり彼は兵を用ふるに先たちよく權謀術數を弄せり天正十三年八月四本松を討つに當りても先づ其附城刈松田の城主青木修理に内應せしめ修理を先導として四本松を攻む城主大内定綱急を會津に告ぐ蘆名氏乃ち中目式部大輔・平田尾張等を遣はし二本松義繼を先鋒として大に城外に戦ひしか軍利あらずして城終に陥り定綱二本松に奔る會津の將定綱に約するに蘆名の重臣松本圖書の家職を繼ぎ四老臣の列に加ふることを以てす是を以て會津に來る十月政宗大軍を率ひて二本松に進撃す二本松義繼思へらく今や會津の勢威昔日の如くならず永く頼むに足らずと乃て前後の事情を悉して陳謝すること再三、輝宗の周旋に依り所領の半を割き僅に許さる義繼從士と共に宮森なる輝宗の營に至り前日の恩を謝したるに輝宗陽に降を許し陰に是を殺さんと計りしかは進んで輝宗を捕へて逃れしか政宗の追撃に逢ひ免るへからざるを知り輝宗を殺して自殺せり政宗大軍を以て二本松を攻む二本松の重臣新城彈正等義繼の遺子梅王を奉して守備を嚴にし急を會津・佐竹・岩城・石川の諸氏に報せしかは應援の軍來りて伊達軍を高倉觀音

堂前田澤等に破れり天正十四年四月政宗再び大軍を發して二本松城を攻めて其糧道を絶つ七月城終に陥る梅王其弟七郎と共に會津に投ず政宗米澤に歸り大に功を論じて將士に土地を分てり斯の如く伊達政宗は仙道の經略に著々功を奏し勢威隆々たり然るに會津に於ては同年十一月龜王僅に三歳にして痘瘡を病んで天死す時に盛隆に一女あり重臣相會して世嗣を議す富田平田等伊達政宗の弟正道を迎へんと謂ふ金上盛備沼澤出雲の諸氏反對して曰く我藩比年伊達氏と雄を争ふ今にして斯の如くんは終に彼に屬するに似たり主家に對し義とし忍ふへからすと乃ち佐竹義重常陸の二男義廣を推す即ち佐竹氏と結ひて政宗の雄を挫かんとするなり結城義親の之を贊するに及び衆議漸く決す乃ち義廣を迎へて盛隆の女に配し黒川城の主となす佐竹氏の臣大繩讚岐・勿石駿河等義廣に従ひ常陸より來りて國老に列す宿老平田・富田等と合はす黨を立て、相争ふ協力一致は得て望むへからざるなり大内定綱會津に來りたるも松本氏の後を嗣くの約を履行せられざりしかは快々として樂まざりしか天正十六年二月終に去り伊達成實に依りて辯疏大につごめ政宗に降る義廣定綱の叛を聞き其弟なる片平重綱を討つ重綱母を質とし二心なきを誓ふ義廣之を許す既にして佐竹氏岩城氏の援軍を得て伊達氏の軍と高倉觀音堂郡山の各地に戰を交へしが勝敗未だ決せざりき同年八月岩城常隆伊達・蘆名兩氏の間を斡旋して和を結ぶに至り兩軍一時國に就きたり然るに天正十七年三月政宗の謀臣片倉小十郎等密使を遣し岩城常隆の臣竹貫參河を招くや參河之を常隆に告ぐ常隆怒り田村清顯の領を侵す政宗之を聞き五月本宮に來り軍を督す成實の議を用ひ片平重綱を招き會津・岩城兩氏の連絡を斷ち次て阿子島・高玉の諸城を降す義廣片平重綱の叛を聞き其母を磔殺す重綱の不孝不義惡むへし時に岩城相馬・佐竹の諸氏兵を合せて田村

領を侵し勢ひ盛なり政宗一方兵を送りて田村氏を援け自ら主軍を以て相馬領に侵入し新地・駒峯の諸城を屠り轉戦して聯合軍に當る相馬義胤爲に田村方面より兵を撤退す義廣は佐竹岩城の諸氏と共に兵を岩瀬に出し伊達の侵地を奪還せんとす政宗は謀臣伊達成實片倉景綱と謀り別軍をして相馬石城の軍に當らしめ自ら會津經略に従ふ先つ景綱・成實等をして猪苗代盛國を招かしむ初め政宗の檜原に入るや盛國自立を圖る政宗の密書を得て大に悦び書をおくりて盟約を堅うせしか子盛胤從はざるを以て中止す爾來父子相和せず加ふるに盛國の後妻盛胤を惡み讒して之を放逐するに及びて父子兵火の間に見ゆるに至る義廣怒りて盛國を譴責す盛國深く之を怨みしかは政宗の招きに會し遂に意を決して義廣に叛す曩に片平氏の叛きて伊達氏と共に高玉・阿子島を陥るや黒川より二百騎を湖岸壺下村に派遣して非常を警戒せしむ盛國自ら其任に當ると稱し警固の將士を給きて黒川に歸らしむ彼か賣國的行動は愈々蘆名家滅亡の主因となるに至れり

天正十七年六月三日伊達氏の部將伊達成實片倉景綱猪苗代に入り盛國を嚮導として摺上原に出て詳かに其地形を偵察す蘆名義廣時に須賀川に在りて田村氏に對せしか之を聞き六月四日倉皇軍を收めて黒川に歸り乘に謂つて曰く盛國謀叛し敵已に猪苗代に入る躊躇時を移さは後患計るへからず若かす急に軍を發して彼の未だ備へなきを撃たんにはと即夜兵を率ひて黒川を發し普藤村の東なる高森山に陣し夜の明くるを待つ政宗阿子島より石延口を越え十七騎を從へ猪苗代に來りて兵を督す五日黎明富田將監先鋒として湯田澤に出つ佐瀬・松本・平田等相繼ぐ總勢一萬六千五百、伊達軍は盛國を先鋒とし景綱・成實・白石若狹之に次ぎ大内片平の諸氏其左右に陣し政宗八ッ森に在りて全軍を指揮す總軍二萬

三千富田將監徐ろに鼓を撃ちて進む偶、西風暴に起り砂塵砲煙相交て天地爲に暗し伊達勢面を横さまにして戦ふ將監機に乗して奮戦盛國を走らし進んで景綱の軍を破り向ふ處披靡す政宗蘆名氏の降將太郎丸掃部をして銃手二百餘を以て側面より射撃せしむ將監元より掃部の不忠を憎む是に於て佐瀬大和をして景綱に當らしめ自ら掃部に應戦して之を破り北くるを追うて掃部を獲更に奮闘して政宗の中軍を衝き其心膽を寒からしむ將監時に年二十一歳偉なりと謂ふへし斯る間に伊達成實白石若狭の一隊盤梯山麓を迂回し蘆名軍の背後に出て七森より突撃せしかは難役潰走す我兵以て叛者の爲す所となし漸く逡巡の色あり時に天亦伊達氏に幸せんとするか西風變して東風となり塵煙濛々咫尺を辨せず先きに伊達軍の苦みし所今は蘆名勢の禍となる伊達軍、勢を得て進撃益、急なり蘆名勢終に支ふること能はず全軍敗退す是に於て義廣部下四百騎を率ゐて政宗の本營八ッ森に向ひて決戦せしか士卒大半戦死し從騎に諫止せられ三十騎と共に且つ戦ひ且つ退き堂島橋を渡りて黒川に歸る時に從士僅に六騎なりしと云ふ金上盛備・佐瀬種常其子平八郎常雄前後に戦死す平八郎時に二十六歳盛備時に年六十三歳盛備曩に津川に在り政宗の猪苗代に入るを聞き十五騎を率ゐ駿馬に鞭うちて來る士卒繼かす從者一人と大寺に至れば義廣は已に敗れて黒川に退くと聞き慷慨措く所を知らす後事を家人に託し將に決戦せんとす時に一卒あり來りて曰く余は佐瀬平八郎の郎從なり我主と死を共にせず遺骸爲す所を知らず願くは從死せんと盛備諭して去らしむれども聽かず終に許す是に於て從者二人と共に景綱の陣を突いて戦死す政宗其節義に感し禮を以て厚く葬りしと云ふ

嘉永三年に至り時の藩主松平氏碑を磨上原頭に建て三忠碑と題し社稷覆滅の秋に當り身を殺して臣

節を致したる金上盛備・佐瀬種常同常雄の忠烈を後昆に傳へたり此役西軍死傷者二千五百餘人と云ふ然れども重臣の戦死少かりしは人和を缺き一死以て國に報ゆるの覺悟有るもの少かりしに因るなるへし

南會津郡伊南久川の城主河原田盛次本郡大鹽村に在りて槍原口を警備せしか猪苗代の變を聞きて二百騎を率ゐ來りて景綱と戦ひて勢稍、振ひしか義廣黒川に去るを以て退く是に於て鹽川・金川・三橋の諸城主皆守を撤して黒川城に入る六日政宗駒形山に次す黒川の軍勢尙多くして侮るへからざるを以て七日三橋越中盛友の居城に入る偏將原田宗長槍原口より來り會す黒川の形勢を見るに義廣もと豪邁能く士卒を指揮し進退度あり然れども壯年暴を好み諫を拒く而して舊政を改むる多く加ふるに常陸より伴へる大繩・刻石等權を弄して宿老と合はす重臣多く怨を義廣に懷く是に於て十日富田美作・平田右京亮・同周防等二十餘人竊に二心を懷き成實・景綱により政宗に降を乞ふ政宗之を許し約するに明日伊達軍の黒川に侵入するを期とし内應すへきを以てす城中の士卒之を聞き恟々として戰意なし義廣其夜三橋越中・富田將監・中目式部・沼澤實通等二十餘人と共に再舉を期し黒川を去る將監の郎從星備人と云ふもの先導となり關川橋を撤して途を南會津に取り十一日白河に著し無事常陸に赴き江戸崎に居る後佐竹氏封を移さるゝに及び從ひて秋田に移る

政宗固より一世の俊傑なり武略に長し將才に富む然れども蘆名氏は鎌倉以來の舊家たり其養ふ所の士少からす加ふるに地輿羽の咽喉を扼し山河の要害亦恃むへし會津の君臣心を一にし險に據りて禦かは彼何に依つてか容易に其野心を逞うすることを得んや然るに黒川の宿將等私憤の爲に累代君臣の義

を忘れ伊達勢の一炬或は降り或は逃れ梟雄をして徒に名を成さしめ終に國辱を千載に留む地の利も人の和なくんは用ふる所なきを如何せん

平田富田等降りて黒川城陥る安積郡 横澤横澤彦三郎 生江主膳河沼郡 青津河原田豊前河沼郡 境野新田上總岩沼郡 水沼沼盛秀南會津 郡田島の諸氏風を臨んで降る然るに此間に在り伊北横田城主山内氏勝伊南久川城主河原田盛次の二氏共に伊達氏に従はずして或は上杉景勝の援軍を得或は秀吉に使を遣して款を送り險によりて屢伊達軍を破り終に政宗に屈せざりき

猪苗代盛國伊達成實により往日約する所の北方半分を請ふ政宗盟書を出して示せるに北方分とあれども半字なし盛國赧然として去る政宗の意其不義を憎めども北方の地三百貫文を與へて之を慰む

三 伊達氏時代

政宗黒川に入り戸籍を正し租税を平にしたる等心を民治に用ひざるに非ざるも

専ら四方經略に力を盡さざるを得ざりき仙道に出て田村氏を援けつゝ岩城佐竹の諸軍を破り須賀川城二階堂氏を陥る、是に於て石川昭光白川義親等降り岩城氏も亦侵地を田村氏に還して和を結ぶ勢威益張り下野那須上野館林の諸城内附を請ふに至る愈明春を期して佐竹氏を屠り衝を天下に争はんとするの志あり然るに天正十八年三月秀吉大軍を以て北條氏を小田原に攻圍す政宗其軍容の盛んにして天下の自ら秀吉に歸すへきを看視し決然從騎と共に越後信濃を経て秀吉の營に至り百方辯疏す秀吉會津仙道を沒收して罪を許す政宗米澤に移り伊達宮城長井等を領す七月二十三日秀吉北條氏を亡ぼすや奥羽を定めんとして宇都宮に至る政宗南部信直と共に來り迎ふ白河より勢至堂を經背茨の嶮を越えて八月十四日黒川に入る人民箠食壺漿して之を迎へりといふ瑞雲山興徳寺若松 榮町を評定所として土

地の所分をなし會津仙道十一郡を蒲生氏郷に大崎・膽澤・葛西を木村秀俊に與ふ滯留三日南高原峠を經て歸れり

四 蒲生氏時代 前記

蒲生氏郷は江州日野の城主賢秀の子なり賢秀の時より織田信長に屬す永錄十二年信長伊勢の大河内城を攻むるや氏郷從て勳功あり信長の女冬姫に配す天正十年信長弑せられてより秀吉に屬す小牧の役後伊勢十二萬石を食み松坂城を築きて居る爾來武功の赫々量亦天下群雄の畏服する所たり天正十八年秀吉北條氏を小田原に亡ぼし關東を定むるや伊達政宗來り降る乃ち其侵略せる會津仙道を收め此地に氏郷を封して奥羽の鎮護とす氏郷の命を拜するや書院の柱に倚り雙眼涙を澱くもの久しかりしと云ふ是れ封土の極めて重賞なる如きも身東北邊陲に在りて殊功を建つるの機なからんことを悲みてなりと云ふ同年十月大崎の民亂を作し領主木村秀俊を佐沼城に圍む氏郷急報に接し精兵六千を以て平定せり此亂や政宗か大崎の餘黨を煽動したるもの其原因の一なるべく機に乘し事を舉げんとせしも終に加ふる餘地なかりしと云ふ天正十九年南部信直の臣九戸政實福岡城巖手 縣に據りて叛し勢猖獗を極む秀吉報を得て甥秀次を大將とし淺野長政蒲生氏郷堀尾吉晴等をして信直を救はしむ氏郷先鋒となり賊徒を破り其根據地福岡城を抜く是より東北の諸將氏郷の威に服し復叛を圖る者なし秀吉其功を賞し信夫伊達・刈田・柴田・長井等數郡を加封す其所領百萬石に達す

氏郷の叛徒を平けて國に就くや専ら意を内治に用ふ文祿元年大土木を起し小田垣城を改築し七重の天主閣を作り内外二重の深濠を繞らし改めて鶴ヶ城と號す市區の大改正を行ひ廓外に商工を置く街衢井然全く昔日の面目を改む而して黒川を若松と改稱す市内各町毎に一定日に市場を定めて有無相通し

たれば四民所を得て其仁政を喜へり其他藩政の細則を定めて精密を極むる等當時戰國時代に見る英雄と其匹儔を異にするものあり文祿二年二月氏郷病を以て薨す時に年四十歳京都紫野大徳寺中昌林院に葬る其死因につき異論あり其辭世と稱する「限りあれば吹かねと花は散るものを心短かき春の山風」なる歌に因り或は秀行に請はれて南禪寺の靈三和尚か氏郷の畫像に題したる贊を引證して毒殺説を稱ふるものあるも今俄に信すへからざるなり氏郷二男一女あり長男秀行時に十三歳なりしも父の封を襲ふことを許され秀吉の願望頗る懇切なるものありしも其後重臣黨を立て、争ふあり又秀吉秀行の母織田氏の殊色あるを聞き之を召す織田氏尼となり死を以て應せす秀吉怒りて曰く會津は樞要の地孺子柔懦にして臣屬誦傲此に居らしむへからすと其封百萬石を收め宇都宮に移し十八萬石を食ましむ時に慶長三年正月なり

五 上杉氏時代

上杉景勝は謙信の姉の夫長尾政景の子にして謙信の養ふ所となる軍に従ひて勳功あり謙信の死後其の養子景虎北條氏康の子と争ひ之を破りて加能越佐渡を領し實に北國の雄たり信長の薨後秀吉の招きに應し京都に朝す慶長三年正月秀吉其所領の大にして民心亦服せるを憚りて會津に移し舊封庄内を合せて百二十萬石を食ましむ秀吉の薨後其長臣直江兼續石田三成と議し徳川家康を倒さんとし景勝に勸めて東西より挾撃せんとし先づ仙道諸城を修め新に神指ヶ原に城きて日夜戰備を急ぐ家康情報を得て景勝に西上を促せとも聽かず家康意を決し福島・黒田・細川の諸將と會津を征す小山に到りし時三成・行長等毛利輝元を盟主となし兵を擧げて家康を討つ報を得て結城秀康を宇都宮に留めて自ら諸將を率ゐて西に向ふ慶長五年十月東西の兩軍關ヶ原に開戦す此時に當り景勝は兵を國境に

出して四隣の敵に備へたるも敢て西上の計をなさず唯最上氏に對しては直江兼續をして米澤方面より兵を出して侵略する所ありしも關ヶ原の敗報來るに及びて軍を班し結城秀康に依り罪を家康に謝す家康其封を削りて米澤に移し三十萬石を食ましむ

第三節 徳川幕府時代の會津

一 蒲生氏時代 後記

慶長五年關ヶ原の役大坂より使を宇都宮に送りて西軍に屬せんことを勸む秀行峻拒し斷然家康に與みず結城秀康の來りて宇都宮に在るや秀行之か副たり戰終るや功を以て會津に封せられ六十萬石を食む時に慶長六年九月なり蒲生氏の統治中北會津郡石ヶ盛・耶麻郡檜原村に金鑛を採掘し産額多く爲に財豊にして商業殷賑を極めたり慶長十二年には外濠及二ノ丸を修めたり慶長十七年五月秀行病んで卒す年三十、一女二男あり長男忠郷時に十歳家康の外孫なるを以て幼なりと雖も封を嗣く慶長十九年大坂の役に江戸に留守たり會津の地四面山を繞らし頗る漕運の便を缺く因て角倉寶重庵を聘して本郡堂島村字貝沼より東蒲原郡津川町に至る水路を測量せしめ河床の開鑿をなさしめたるも遂に成らざりき寛永四年一月疱瘡を病んで卒す嗣なきを以て國除かる蒲生氏封を有つこと三代三十五年なりき三代將軍家光、忠郷の弟忠知を伊豫松山に封し近江日野の地を加へ二十四萬石を與へしか同十一年三十歳にて卒し嗣なきを以て絶家となる當時徳川幕府は政策として諸侯嗣なければ必ず國を除き養子を許さしむ

二 加藤氏時代

蒲生氏の嗣絶え其領土を收むるや徳川二代將軍秀忠は加藤嘉明を會津に封す嘉

明幼より秀吉に仕へ中國經略賤ヶ岳合戦以來戰功を立てざるなし征韓の役水軍に將として功あり關ヶ原の戰東軍に屬して殊功を立つ戰終りて豫州松山二十萬石に封せらる初め秀忠蒲生氏の後任を物色して藤堂高虎を擬す高虎老衰重任に堪へざるを以て辭し嘉明を推薦す是より先き朝鮮の役兩人功を争ひ相嫉む爾來未だ言語を交へずこの事ありて秀忠怪みて其故を問ふ高虎の曰く賢を薦むるは公事私怨を以て廢せんやと是に於て寛永四年二月嘉明を會津岩瀬等四十萬石に封す同年五月會津に入る後嘉明之を聞き大に愧ち往て之を謝し交情を温めんことを請ふ高虎曰く固より望む所なりと乃て置酒歡を盡して止むと云ふ嘉明剛毅深沈にして事苟もせず會津を治むるや租税を平にし士民を愛撫したり而して當時白河に通ずる背炙峠は峻險にして行旅に便ならざるを以て別に瀧澤街道を作る又金銀の採鑛に力を盡し鑛業益、盛にして經濟上の發展著しきものあり寛永八年病を以て江戸に卒す年六十九長子明成嗣く寛永十六年鶴ヶ城の西出丸北出丸等を修築す明成勇武父に劣らずと雖も治國の道に拙く刑を用ふる極めて慘酷性亦貪慾にして蓄財を好み庶民の疾苦を顧みず苛税を誅求す民間怨嗟の聲を斷たす老臣堀主水苦諫すること屢なりしかば職を免せらる寛永十五年四月主水一族郎従を率ゐて白晝若松を發し中野村の街道にて鶴ヶ城に向ひて發砲し倉川橋を燒きて去る明成之を聞きて大に怒り捕吏を四方に遣はし搜索頗る急なり主水遂に高野山に通れ隠る明成幕府に請ふに領土を失ふも尙初志を貫ぬかんとを以てす幕府許す遂に捕へて之を刑す是に於て明成病軀大藩の任を全うする能はずとなし四十萬石を返す時に寛永二十年五月なり加藤氏封を保つこと二世十六年なり幕府其請を許し子内藏介明友に石見吉永一萬石を賜へり

三 保科氏(松平氏)時代

保科正之は二代將軍秀忠の庶子家光の異母弟なり慶長十六年江戸に生る後信州高遠藩主保科正光に養はれ其家を嗣く寛永十三年七月出羽山形二十萬石に封せらる正之の封に就くや銳意治を圖り頗る治績あり幕府の正之を見る自ら尋常ならざりき寛永二十年三萬石の加増にて會津に封せらる耶麻郡八萬四千四百八十三石餘河沼郡二萬百十石餘大沼郡の内五萬七千五百十六石餘稻河領三萬四千六百五十九石餘猪苗代二萬千九百九十九石餘蒲原郡の内八千九百七十三石餘安積郡の内六千二百四十六石餘爾來明治維新に至る迄實に奥羽の重鎮たりき正之性剛直にして賢明、上に忠敬の志厚く下に仁慈の情深く寛宏人に接し勤儉事に従ふ正之の會津に入るや領内を巡視して下情を察し適切なる施政の方針を定めて租税を減免し孝子義僕を旌表し社倉を置き又殉死を禁す常に人才の登用に留意し諸士に文武の業を獎勵し種々の條規を制して士道を振作せり又教育に意を注ぎ學校を起し碩儒山崎闇齋を聘して宋學を講せしめ吉川惟足を招きて神道を興し爲に文武兩道大に見るべきものあり家臣友松勘十郎氏興等に命し封内を巡視して山河の形勢、人情風俗、物産、古蹟、社寺等を調査し或は古老の傳説等に徴して會津風土記を撰はしむ闇齋之か序を作る其他會津舊事雜考會津神社志四家合考等を撰修せしめ二程治教錄三子傳心錄玉山講義錄を輯録す又大に殖産興業を奨め水陸の産を豊富ならしめ山林の制度を定め漆樹培養を奨励し且つ製陶漆器業等を興す晚年家訓十五條を定む

慶安四年將軍家光病むに及び江戸城中に起臥し看護を怠らす傍ら内政を監す家光の病革まるや幼嗣家綱の輔佐を命せらる正之之より藩政を長臣田中正玄・北原采女・小原光俊等に委ね銳意幕政に精勵すること二十年殉死の禁、證人の反還、用水引用等治績稱すべきものあり

寛文十二年四月二十七日致仕し同年十二月十八日病を以て江戸に薨す享年六十二、翌年三月二十七

日猪苗代見禰山に葬り號して土津靈神と云ふ後縣社に列せらる

子正經封を嗣き父の遺訓を守り武を勵み民を愛撫したりしも多病にして政務に専なる能はず天和元年致仕し其弟正容嗣く貞享四年五月東山帝御即位のことあるや正容幕命を以て上京し之を賀す天皇天杯盛饌を賜ひ左近衛少將に任し劍を賜ふ乃ち官を辭し賜を拜して還る 正容經學に精しく屢、大將軍の爲に經書を講したり元祿九年將軍の命により松平姓に復し葵の紋章幕府に準せしめらる又幕政の機密に參與し親任厚かりしも享保十六年九月病みて會津に卒す八男容貞嗣きしも寛延三年九月病を以て江戸の邸に卒すよつて長男容頌嗣く

容頌は容貞の第一子にして實に中興の明君なり老臣田中玄宰を用ひ政治の改善を圖り藩政を一新したり爲に府庫充實し教化領内に普し王政維新の當時會津か克く薩長以下の雄藩に抗し武威を墮さしりし所以のもの容頌の治績に負ふ所多しと云ふ即ち一面に於て漆器陶器の製造、人參菜種の培養等殖産上に力を盡し他の一面に於ては學制を改革し天明八年地を米代二ノ丁にトして日新館を建て藩士に文武の教育を施さしめ甲賀町に北學館、城南花畑に南學館を設け日新館の附屬とし士分以下歩卒以上の子弟の教育をなさしむ而して貞和三年家臣に命し日新館童子訓なるものを著はして之を頒ち孝悌忠信の道を普及せしむ又古屋高を聘して儒學を講せしめ且つ藩士を選抜して昌平賢に入學せしむ是れ公の賢明の資によると雖も亦賢臣田中玄宰翼贊の偉功を没すへからず文化二年七月卒す子なし正容の玄孫容住養嗣として封を受けしか同年十二月卒す

文化三年二月容住の二男容衆封を嗣く時に外交問題漸く起り天下亦多事ならんとす即ち露國船の北

邊に出没し蝦夷地を窺ふありて邊備を要せしかは文化四年には幕命を奉して藩兵を遣はし蝦夷の警備の任に膺らしむ文政二年再び幕命を以て兵を遣はし相州の海岸を守備せしむ文化五年卒す容衆は大將軍家齊の女を娶りたるも子なし弟容敬を嗣とす曩に享和三年幕命により封内の風土記を編纂せしめしか文化六年に至りて成り幕府に上る卷數實に百二十記事精細を極め永く典據とするに足る

文化五年容敬は亡兄の嗣となり封を嗣く勤儉尙武にして民政に力を盡し、か嘉永五年二月卒す二女あり尾張徳川氏の支藩美濃國高須城主松平義建の第六子容保を嗣とす

嘉永五年二月容保會津に入りて封を嗣くや銳意治を圖り或は屢、士卒を率ゐて大野原に鳥狩を試み或は自ら日新館に臨みて文武を奨励す後年九重の奥に伺候して朝幕の間に斡旋するの偉才は早く既に其鋒芒を現はせり當時我國内治外交頗る多事にして幕府の衰運漸く見はれ其武力に於て其智力に於て將た其富に於て最早天下を治むるの能力を失へり然りと雖も二百六十餘年間六十餘州に扶植せる勢力のあるあり其政權を失ふに當ては豈に幾多の波瀾なくして止むへけんや嘉永六年六月米國の水師提督ペルリの來りて通商を求むるや俄に決する能はず明年を期して歸らしむ是に於て幕府は米國使節の來意を朝廷に奏し又其國書を諸藩主に示して意見を述へしむ然るに衆議紛出して終に幕府は鼎の輕重を問はるゝの原因となれり翌安政元年ペルリ再び浦賀に來りて遂に所謂和親條約なるものを結ぶ次に英露の諸國にも之を許せり是に於て開港の可否を論ずる者益、多く物議囂然たり其後米國の總領事ハルリスは世界の大大勢と我國の危機に瀕することを説きて通商條約を求むる益、急なり幕府は開港の止むへからざるを知ると雖も獨斷之を決定するの所信と實力とを有せず老中堀田正睦をして勅許を請はし

めたるも許されざりき

井伊直弼の大老となるや國家の危急を慮り朝廷の允許を待たず衆議を排して修好通商條約を米國以下に至る是に於て幕府は公武合體して以て時局を拾收せんとす然れども當時の志士と稱する者陽に勤王攘夷を高唱し陰に討幕の計畫に餘念なし實に公武の調和は何人の力を以てするも容易の業に非るなりされは幕府は容保をして京都守護職の重任を拜せしむるに至れり時に會津の重臣中にも守護職就任につきては反對者ありしかはらず容保は今や一身一家の利害を顧みるの邊なくして其任に赴きたり時に公の父義建も之に同意せざりしかは容保父に送りたる歌に「行くも憂し行かぬもつらし如何にせん君と親を思ふ心を」父義建の反歌に

親の名はよしたてすとも君の爲いさをあらはせ九重の内

容保の至誠忠君の情察すへし文久二年十二月京都に赴任するや日夜其任務に精勵し又公武の間にも奔走頗る努めたり當時京都市中に横行せる浪士等は掠奪殺戮等狼籍至らざるなし容保謂ひらく是れ言路擁蔽の爲めならんと乃ち言論の自由を許したるも更に其效なし好んで朝臣の間に出入し浪士一夕の論議は翌朝詔勅となるに至る是に於て從來の寛大なる方針を止め令するに輩下を憚らすして不穩の舉動に出づる者は之を嚴刑に處すべきを以てす是れ會藩か衆怨を受くる第一因なりき容保初より開港の止むへからざるを論し朝幕の間に奔走せしも事意の如くならず浪士輩は一部の朝臣と結び終に文久三年五月十五日を以て攘夷實行の期と定めらるゝに至れり長州藩は實に攘夷黨の急先鋒にして同日より

外船を砲撃せしかは朝廷之を嘉賞せらる勢に乗して攘夷親征の舉あらんとす會津藩士は固言語素朴且つ外交應接の才に乏しく京師に在りて常に長薩の士に先んせられ公武合體派の勢力日に非なるものありしも容保毅然として守護の任を全うせりされは孝明天皇は深く容保を信任し給ひ眷顧の優渥なるものありき是に於て過激の徒益々容保を嫉み一部の朝臣と結びて攘夷の實行を圖る如くにして實は討幕の計畫を進めたり

文久三年八月十四日三條實美・真木和泉等の過激派と雖も攘夷實行の難きを知らざるに非ざるも尙攘夷の名を假りて幕府を倒さんことを企て強ひて攘夷親征を奏請するに至れり然るに松平容保は一部の公卿及薩藩士と圖り中川宮により親征の不可を奏せしかは天皇乃ち長薩の堺町門の守衛を止め在京を禁し給へり是に於て三條實美以下七卿は長州に奔る此時天皇宸翰竝に和歌を容保に賜ひて其精忠を嘉賞せらる

元治元年六月長薩の家老福原越後國司信濃益田右衛門介等兵を率ひて上京し藩主父子の衷情を訴へ七卿の復職を請ひたるも容れられざりしかは君側の奸臣を除くと稱し途を分つて宮門に逼る會津・桑名薩藩以下の兵防戦終に撃退す之を蛤御門の變と云ふ此役長軍の彈丸皇居に及へり是に於て幕府奏請して長藩主毛利敬親父子の官爵を削り徳川慶勝を總督とし越前侯松平茂昭を副總督となし薩摩・肥後・筑前等中國・四國・九州の二十一藩に命して征長の師を興し十一月國境に逼る時に薩藩士西郷吉之助等長藩に諭して益田・福原國司三老の首を斬り謝罪せしむ慶勝征長軍を班す然るに長藩士山縣有朋・高杉晋作等の主戦黨之を悦はず兵を擧げ恭順黨を破りて國論を定め幕府に反抗せんとす依つて慶

應元年幕府再征の軍を起し紀伊藩主徳川茂昭を總督に任したり將軍家茂大坂に在りて軍を督せしか幕軍屢利を失ふ既に薩藩は幕府の扶くへからざるを知り征長の師に加はらす竊に長藩と結ひて倒幕の計畫を定む慶應二年七月將軍家茂大坂に薨し慶喜將軍職を繼承す十二月孝明天皇崩御せらる國喪の故を以て征長の師を班す

容保京都守護職の任に就くや畏くも孝明天皇の御信任を辱うし感激措く所を知らず赤誠敢て難局に當り殊遇に報ゆる所あらんとせしか今や即ち空し征長の軍敗れて幕府の威信全く地を拂ふに至るや西郷・大久保・木戸の諸氏岩倉具視と謀り奏請して討幕の密勅を得んとするに至れり時に土佐前藩主山内豊信等之を見て幕府に説くに大政を朝廷に奉還して政令を一途に出てしめんことを以てす慶喜夙に尊王之至誠を懐く且つ祖業の永く保つへからざるを見て斷然決する所ありて大政を奉還す實に慶應三年十月なり薩長の有志は一部の公卿と結ひて事を用ひ毛利父子の罪を允し剩へ長藩に討幕の密勅下るに至る次て長藩士の入京となり容保守護職を免せらる此時慶喜は會桑以下の諸藩主と共に二條城に在りしか王政復古の布告あるも之に參與せしめざるのみならず退官納地を命せらる會桑及舊幕の士は是を以て事を君側に恣にする者の致す所となし憤激出たす所を知らず形勢頗る不穩なりき慶喜輩殺の心事變の生せんことを懼れ會津以下の兵を率ゐて大坂に下る

鳥羽伏見の戰　慶喜等の大坂城に入るや京師に於ける薩長以下の討幕派は謂ひらく慶喜等大坂城に據りて京都と西南諸國との連絡を斷ちて以て兵を擧ぐるなるへしと少しく躊躇の色あり山内豊信・徳川慶勝等居中調停に力を盡し、かは會桑二藩の入京は禁せられたるも慶喜に上京を命せられ時局は

將に平和の間に解決せんとす偶、江戸薩摩藩邸に潛伏せる浪士等江戸市中に暴行掠奪を敢てしたるを以て幕府兵を發して薩邸を撃ちしかは不逞の徒海路西に通る此報大坂に至るや城中の將士悲憤慷慨君側の姦臣を除かんとして已まず明治元年正月慶喜會桑二藩の兵を先鋒とし討薩の表を捧けて上京す薩長土藝の兵鳥羽伏見の要地を扼して砲火を開く東軍應戰して奮闘大に努めたるも終に敗退し空しく朝敵の汚名を負はしめらるゝに至る此役東軍は兵數に於て西軍に勝る然るに此敗劔を招きし原因を考ふるに兵數の衆きを恃みて作戰の計畫に周到なる注意を怠り指揮命令統一を缺けるは其第一なり西軍は其武器比較的精巧なりしのみならず兵の運用に於て東軍に勝りしは其第二なり西軍は協同一致死力を盡して幕府を倒し乾坤一擲の壯舉を試みんとするに東軍は會桑二藩を除きては決死敵に當るの意氣なかりしは第三なり彼に地の利ありしは第四なり徒に勇氣と氣概とを恃み變に應ずるの智略なくんは暴虎馮河の謗を免かれざるへし

慶喜の恭順　慶喜形勢の非なるを見て正月六日會桑等諸藩主と共に大坂城を去り兵庫より軍艦回陽に乗して十二日江戸城に入る是に於て朝廷有栖川宮熾仁親王を大總督となし東征の部署を定めて江戸に向はしむ慶喜固より勤王の大義を知る加ふるに舊幕の重臣勝安房愛國の至誠を以て恭順を説くあり衆議の開戦を可とせるを斥けて恭順に決し上野寛永寺に屏居して罪を待つ

會津藩主松平容保も亦恭順に決し國に歸りたるも幕臣の氣概あるもの主家三百年の恩顧に報ゆる所あらんとし彰義隊を組織して上野に據り西軍に抗し轉じて總野の間に戦ひしか西軍に破られ大勢復如何ともする能はず退きて會津及白河方面に入る當時會津藩は尾張・土佐・加賀以下の二十餘藩に依り救

解を懇請したり藩士廣澤安任の如きは自ら總督府に至りて容保の爲に陳謝する所ありたるも總て通せず又伊達・上杉の兩藩主に依り書を奥羽總督九條道孝に呈して謝罪の實を表す兩藩亦爲に救解大に努めたるも參謀世良修藏・大山格之助等の意飽くまで會津を追討するに在りしかは彼等は却て討會の師を促すこと益々急なるのみ事茲に至りて會津藩たるもの終に如何なる處置をかざるべき

嗚呼神州の民誰か天皇の赤子にあらざる會津藩夙に尊王愛國の爲に心膽を碎き今亦至誠君國に奉せんとす然るに何物の暴戻を敢て中間に事を用ひ言論を擁塞して貴き王土を徒に劍花彈雨の中に置かんとは是に於て會津藩は仙臺・米澤以下奥羽二十餘藩と白石に會して盟約を結び薩長以下の西軍と兵火を以て見ゆるに決す會津之か盟主たり奥羽の山河夏老けて戰氣將に動かん

西軍の參謀板垣退助等策して曰く奥羽二十餘藩聯合すと雖も其根幹は會津にして他は枝葉のみ今全軍を集中して一舉會津を倒さば其他は多く意とするに足らず且つ時正に秋なり若し曠日久しきに瀕らば奥羽の地白雪皚々軍を行るへからず風雪に習はざる西軍を以て嚴冬滯陣せば北方寒國の強をして其威を恣にせしむるに至らんと是に於て兩軍十數萬齊しく會津に逼り白河口・日光口・越後口諸道並ひ進む實に會津は數千の將卒を以て其孤城に天下の大兵を引受くるに至れるなり

容保兵を玄武・青龍・朱雀・白虎の四隊に別ち各部署を定め出て、四境を守らしむ此時に當り會津莊内・長岡の外亦飽まで西軍に抗せんとする勇あるものなし越後方面に於ては長岡藩を助けて山縣狂介等の率ゆる西軍を沮止したるも新發田は約に背きて西軍に降り米澤は退きて應援の軍を送らざるに至る長岡藩の俊傑河井繼之助等と共に惡戰苦闘大に努めしか終に其效なく長岡城陥る

白河方面に於ても各所に激戦せしか衆寡終に敵せず石筵口は白河より二本松方面を迂回して猪苗代に入るの關門なりしか當時守備最も薄弱にして僅に農兵と募兵と之に當るのみ然るに薩長土大垣等の軍其主力を盡して突破するに及んで大鳥圭助等力戦せしか其效なくして退く時に八月二十一日午後五時今や若松城下に至る迄西軍を拒守すへき一の防備あるなし

石筵口を破りたる西軍は破竹の勢を以て進撃し來り二十二日猪苗代を陥れ戸ノ口に逼る日橋川に架せる十六橋は會津に於ける湖北唯一の要害なり東軍は西軍の前進を妨げんとして之を破壊せんとせしか未だ終らざるに西軍の追撃益々急にして砲彈雨の如く終に戸ノ口原に退く時に遊撃隊及白虎二番隊の石筵の敗報に接し來りて應援するに遇ひ共に力を合せて防禦に努めしか大厦一木復支ふること能はず此時會軍の精銳なるもの四境に出て、未だ歸らず城を守るものは老に非らされは幼のみ

八月二十三日西軍潮の如く若松城下に入るや警鐘天地に響きて幾千の士女城に入らんとす刻々として西軍の先鋒城壁に逼る是に於て猛烈なる市街戦となり慘劇隨所に起る

老幼の奮然難に赴くものあり婦女の清節を全うせんとし姉妹相擁して劍に伏すものあり手つから數人の幼兒を刺して自殺する母あり西軍の將卒も之を見て爲に涙を掩ふと云ふ以て會津藩士道の一斑を見るへし就中少年を以て組織せる白虎隊は前日戸ノ口原に西軍を防きしか終に支ふること能はずして退くに當り途を失し僅に十六人敵の亂射を避けつゝ辛うして飯盛山腹辨天祠の傍に出て俯瞰すれば士邸民家悉く火を蒙り煙塵空を蔽ひ劍擊銃砲の響呐喊の聲と和し戰酣なり鶴ヶ城亦黒煙の裡に在りて其天守閣僅に髣髴の間に隱見するのみ思ひらく城終に陥り社稷茲に亡ふ一死以て君恩に報すへきのみと

環坐刃に伏して死す世傳へて美談となす容保後年其墳墓に歌あり

幾人の涙は石にそゞくとも其名は世々に朽ちしと思ふ

西軍一舉にして城を屠らんとし甲賀町口及天神橋口より突進せしか城兵殊死して戦ひ漸く西軍を斥

會津軍の四境に在るもの西軍既に城下に逼るの報を得且つ退き相踵きて城に入る勢威大に振ふ西軍亦國境を侵し四方より追撃し來りて若松城を圍むもの次第に加はり山谷河岸人馬ならざるなし其數幾萬なるを知らず爾來三十日東西兩軍城中城外相對抗し砲聲天に轟き戰塵空を蔽ひ彈雨東西に飛び兵馬の傷くもの算なし城中は西軍の砲火を受くること日に益々激しく殿閣破れ大樹斃れ巨石碎け死屍累々流血あたりを染む

城兵屈せず城外の東軍と相呼して屢々西軍を苦しむと雖も固より一兵の外援あるにあらず限りある士卒と糧食と彈藥とを以て限りなき西軍の勢力に當る其運命知るべきのみ

此時に當り西軍の參謀板垣退助城中の死守以て社稷に殉せんとするを見て水く其賊名を負ふを遺憾とし米澤藩をして説くに大義名分を以てし開城を勧めしむ

容保重臣を會して之を議す悲憤慷慨容易に決せず容保曰く卿等比年我が爲に粉骨碎身敢へて渝ることなく而して終に城と共に亡ひんとす臣節の厚き感するに堪へたり然れども我れ固より尊王の大義に終始す不幸天命事茲に至ると雖も豈に一日も名分を忘れんや今城地を化して焦土となさんとす我が家惜むに足らされども永く逆賊の汚名を如何せん是れ我が終天の憾みなり今より錦旗の前に歸順し偏に

聖斷を仰き以て他なきを明かにせは死すとも恥つへきなしと衆之を聽きて聲淚共に下り終に開城に決す

九月二十三日容保及嗣子喜徳重臣と共に降服の禮を追手門外に行ふ城中の士女之を見て流涕號泣せざるものなし

是に於て容保三千の士卒と訣別し城を出て、瀧澤村妙國寺に入る十月九日大總督府の命に依り重臣と共に東上し容保は備前池田氏に喜徳は久留米有馬氏に預けらる後明治五年に至り特旨を以て容保父子の罪を免せらる

戊辰會津の役たる容保僅に數千の兵を提げて渺たる一孤城に據り以て天下十萬の大軍に抗し外に援軍なく内に屍山血河の慘あり而して三旬の間苦戰奮鬪屢々西軍の心膽を寒からしむ勇に於て誇るに足れり

初め京都守護職の任に就かんとするや親族左右之を止むるも肯かす奮然身を挺して國難に赴かんとし既に命を拜するに及んで日夜精勵一意君國の爲に計り屢々孝明天皇の優詔を辱うす其名分を以て降を勧めらるゝや翻然錦旗の前に赤誠を表す大義に於て恥つへきなし舉世滔々として節義地を拂ひ強に附せずんは利に嚮ふ時に當り終始一貫主張の爲に斃れんとす何ぞ其意氣の壯なるや城下混戰飛丸雨注白刃相接するの時婦女老幼其肝腦を以て郷土を彩り國覆滅の秋上下一致臣節を渝へず而して容保一度臂を振へば傷病皆起つ容保志を得るの致す所と雖も藩祖保科正之以來養ひ來れる士風の發揚にあらずんば焉能く斯くなるを得んや抑も我が國維新の變亂は恰も今日に於ける政黨の争鬪の如きか天下

二 伊達氏

世代	氏名	父	執政年代	轉免	備考
九	同 盛政	詮盛			修理大夫
一〇	同 盛久	盛政			左衛門尉 左近將監 文安元年卒ス
一一	同 盛信	盛久			寶徳三年三月十八日卒ス
一二	同 盛詮	盛信			下總守 文正元年三月十四日卒ス
一三	同 盛高	盛詮			修理大夫 永正十四年十二月八日卒ス
一四	同 盛滋	盛高			出羽判官 大永元年二月七日卒ス
一五	同 盛舜	盛滋			遠江守 天文二十二年八月二十一日卒ス
一六	同 盛氏	盛舜			修理大夫 天正八年六月十七日卒ス
一七	同 盛興	盛氏			天正三年六月五日卒ス
一八	同 盛隆	盛興			三浦介 天正十二年十月六日龍臣大場ニ弑セラレ
一九	同 龜王丸	盛隆			天正十四年十一月二十二日天ス
二〇	同 義廣	佐竹義重	天正十七年六月五日摺上原ノ戦ニ敗レ同十日没落		

三 蒲生氏

世代	氏名	父	執政年代	轉免	備考
一	伊達政宗	宗輝	天正十七年六月 同十八年七月	移封	從五位下美作守 天正十八年七月十三日出羽國長井ニ移ル

右は安積郡富田村なる富田家の叢書に據る

古昔黒川城市大火の際鶴野浦甲斐守と富田美作守との文書藏のみ残りたる故この兩家には由來盛名盛氏以前の古文書多く備はり殊に富田家は長帳の如くに代々見聞に任せて書き残されしものあり然るに磨上原合戦後富田は伊達に屬し天正十八年仙臺へ移轉の際此等の書類は安積郡の富田家に託し置きたりされば此等の舊記を底本として富田年譜其他のものを作り段々増補訂正を加へられたるなりと仙臺の富田、相馬の伊東等に文通して考訂を加へたる跡明かなれば比較的盛名時代の史實は正確なりと認むることを得

尙從來會津に傳はれる系譜を左に記す

世代	氏名	父	備考
一	佐原義連	三浦義明	左衛門尉 建久三年四月十五日(或ハ天福元年八月)卒ス
二	同 盛連	義連	從五位下遠江守
三	蘆名光盛	盛連	從五位下遠江守
四	同 泰盛	光盛	左衛門
五	同 盛宗	泰盛	遠江守
六	同 盛員	盛宗	大夫判官遠江守 建武二年八月十七日戦死
七	同 直盛	盛員	若狭守
八	同 詮盛	直盛	彈正少弼

世代	氏名	父	執政年代	轉免	備考
一九	蘆名隆氏	盛隆	天正十四年十一月		龜王丸トイフ天正十四年十一月二十二日天
二〇	同 義廣	佐竹義重	天正十五年三月 同十七年六月		法號月心院殿前會陽幼主空願惠幻大禪童子 後盛重ト改ム寛永八年六月七日出羽角ノ館ニテ逝去 享年五十七 法號大運院殿性翁天公大居士

世代	氏名	父	執政年代	轉免	備	考
一	蒲生 氏 郷	秀 郷	天正十八年八月 文祿四年二月 慶長三年七月	薨去	從三位參議 飛騨守 文祿四年二月七日卒 享年四十昌林院殿ト設ス 慶長三年二月宇都宮ニ移ル	
二	蒲生 秀行 氏	郷 秀	慶長六年九月 同長十七年五月 慶長十七年五月	卒去	慶長十七年五月十四日卒 享年三十弘真院殿 ト設ス 從四位上參議 下野守 慶長四年正月四日卒 享年二十五見樹院殿ト 設ス	
一	上杉 景勝	謙信ノ養子	慶長三年三月 同長六年八月	移封	從三位中納言 慶長六年八月米澤ニ走ル	
四上杉氏						
五蒲生氏						
一	蒲生 秀行 氏	郷 秀	慶長六年九月 同長十七年五月 慶長十七年五月	卒去	慶長十七年五月十四日卒 享年三十弘真院殿 ト設ス 從四位上參議 下野守 慶長四年正月四日卒 享年二十五見樹院殿ト 設ス	
二	蒲生 忠郷 氏	行 郷	慶長十七年五月 慶長十七年五月	同	慶長十七年五月十四日卒 享年三十弘真院殿 ト設ス 從四位上參議 下野守 慶長四年正月四日卒 享年二十五見樹院殿ト 設ス	
六加藤氏						
一	加藤 嘉明	廣 明	寛永四年二月 同長八年九月	卒去	從四位下 寛永八年九月十二日卒 享年六十九松苑院殿ト 設ス 從四位下侍從 寛永二十年五月領地ヲ返上ス	
二	加藤 明成	嘉 明	寛永八年九月 同長二十年五月	返封上土	從四位下侍從 寛永二十年五月領地ヲ返上ス	
七保科氏						
一	保科 正之	徳川秀忠ノ男	寛永二十年七月 寛文九年三月三十九箇年	退隠	正四位下中將 肥後守 寛文十二年十二月十八日卒 享年六十二土津院 神ト設ス	

第五節 猪苗代城主及城代

世代	氏名	父	執政年代	轉免	備	考
二	正 經	正之ノ四男	寛文九年四月十三箇年 天和元年一月十三箇年	同	從四位下侍從 筑前守 天和元年十月三日卒 享年三十六鳳翔院殿ト 設ス	
三	松平 正容	正之ノ六男	天和元年二月五十一箇年 享保十六年九月二十箇年	卒去	正四位下中將 肥後守 享保十六年九月十日卒 享年六十三徳義院殿 ト設ス	
四	容 貞	正容ノ八男	享保十六年九月二十箇年 寛延三年七月五十六箇年	同	從四位下少將 肥後守 寛延三年九月二十七日卒 享年二十七土常院 神ト設ス	
五	容 領	容貞ノ長男	寛延三年七月五十六箇年 文化二年七月五十六箇年	同	正四位下中將 肥後守 文化二年七月二十九日卒 享年六十二恭定院 神ト設ス	
六	容 住	駿河守容詮	文化二年八月五箇月 同 年十二月五箇月	同	從四位下侍從 肥後守 文化二年十二月二十七日卒 享年二十八貞昭 院殿ト設ス	
七	容 衆	容住ノ二男	文化三年二月十七箇年 文政五年二月十七箇年	同	從四位下少將 肥後守 文政五年二月二十九日卒 享年二十欽文院殿 ト設ス	
八	容 敬	容住ノ三男	文政五年二月三十一箇年 嘉永五年四月三十一箇年	同	正四位下中將 肥後守 嘉永五年二月十日卒 享年四十七忠靈院殿 ト設ス	
九	同 保	松平攝津守 義建ノ六男	嘉永五年閏二月十六箇年 明治元年九月十六箇年	退隠	正四位下參議 肥後守 明治二十六年十二月三日卒 享年五十八忠誠 院殿ト設ス	

一 猪苗代城主 武家の領地は子弟家人に分與し族長之を總領するの制なりしを以て佐原氏の封を會津に受くるや第二世盛連に至りて猪苗代を其子經連に分與せり

經連は盛連の長子にして初め小太郎といひ後大炊介と稱す建久二年猪苗代に城き八手山城一名狐と稱して之に居り猪苗代を氏とし以て同地方を治め又子弟をして三城潟・白木城・白津・金曲等に館を築

きて居らしむ是より其子孫經泰盛經・盛通・盛泰時盛盛親・盛政・盛明・盛光・盛行・盛景・盛國正正少弼・盛胤下總相續いて城主たり盛國家を子盛胤に譲り城北砦峯に隱居す天正十五年新地に遷る天正十七年盛國伊達政宗に内應し宗家華名義廣と磨上原に戦ふ義廣敗れ奔り蘆名氏亡ぶや盛國猶猪苗代城に居る後政宗の會津を去るに及ひ盛國も亦猪苗代を去りて仙臺に至り伊達氏に仕ふ盛胤は節を持して仕へす内野に隱棲し寛永十八年十一月二十日歿す經連より盛胤まで十四代なり

猪苗代氏系圖



盛國ハ政宗ニ降り五千石ヲ賜ハル子孫仙臺ニ在リ猪苗代長門ノ家はナリ

二 城代

天正十七年六月五日磨上原の合戦に華名家の亡ぶや政宗は會津に入り猪苗代盛國又猪苗代城に移る其後政宗長井に移り天正十八年八月蒲生飛騨守秀郷の就封以來猪苗代には城代を置く今

各時代の城代を左に列挙す

蒲生時代	天正十八年八月ヨリ 慶長三年三月マテ	八箇年間	二萬八千石	町野左近
上杉時代	同 六年九月マテ	三箇年間	八千石	今井源左衛門
蒲生時代	同 十三年同月マテ	八箇年間	八千石	關十兵衛
同	同 元和八年マテ	十三箇年間	一萬石	岡越後
同	同 寛永四年正月マテ	五箇年間	八千石	岡左衛門佐
同	同 十五年同月マテ	十一箇年間	一萬石	堀部主膳
加藤時代	同			

寛永十五年より二十年まで番頭三十日後には半年代交代在番のことなる寛永二十年五月加藤明成流浪するや丹羽左京大夫二本松の番頭たる左の二氏に在番す

江口三郎右衛門
丹羽助兵衛

同年六月より溝口出雲守の番頭在番す

溝口四郎兵衛

寛永二十年八月八日保科中將正之就封以來の城代左の如し

年	代	知行高	役目	氏名	備考
寛永二十年八月ヨリ	各二十日	同	番頭	杉浦藤八郎	
		同	同	三宅孫兵衛	
		同	同	赤羽仁兵衛	

年	代	交	知行高	役目	氏名	備考
同	年九月二十五日ヨリ	三箇年間	五百石	番物	山崎 助	
元祿三年四月四日ヨリ	交各十代日	同	同	同	堀尾 左衛門	
同	年八月二十九日ヨリ	五箇年間	七百石	番物	日向 三郎右衛門	
同	年六月二十四日ヨリ	交各十代日	同	同	堀尾 六左衛門	
貞享二年六月十三日ヨリ	交各十代日	同	同	同	一ノ瀬 傳兵衛	
天和元年五月二十三日ヨリ	二箇年間	同	八百石	同	篠田 半左衛門	
天和三年六月六日ヨリ	二箇年間	同	八百石	同	萱野 權兵衛	
寬文七年十一月十一日ヨリ	十四箇年間	同	八百五十石	同	田中 嘉兵衛	
同	年十二月十五日ヨリ	十二箇年間	八百五十石	同	原 田 主	
同	年六月二十五日ヨリ	交各十代日	同	同	北原 軍太夫	
同	年九月二十五日ヨリ	三箇年間	五百石	番物	丸山 次郎右衛門	

年	代	交	知行高	役目	氏名	備考
同	年六月十八日ヨリ	三箇年間	千石	同	丸山 庄左衛門	
明曆二年九月二十日ヨリ	各二十日	同	同	同	日向 半之丞	
承應二年二月六日ヨリ	交各三十代日	同	同	同	坂本 與次右衛門	
正保四年十月二十七日ヨリ	六箇年間	同	千石	同	生駒 五兵衛	
同	年七月七日ヨリ	交各三十代日	同	同	松澤 永右衛門	
正保四年五月六日ヨリ	交各十代日	同	同	同	坂部 金太夫	
寬永二十年十二月ヨリ	五箇年間	同	千三百石	御旗奉行	上田 八郎右衛門	
同	同	同	同	同	杉浦 藤八郎	
同	同	同	同	同	江上 數馬	
同	同	同	同	同	神保 善兵衛	
同	同	同	同	同	井上 治部右衛門	
同	同	同	同	同	一ノ瀬 甚五右衛門	
同	同	同	同	同	御子 榮源左衛門	
同	同	同	同	同	櫻井 彌一右衛門	
同	同	同	同	同	沼澤 傳右衛門	
同	同	同	同	同	篠田 内膳	
同	同	同	同	同	今村 傳十郎	
同	同	同	同	同	井澤 監物	

組士十騎附
ケラル

年	代	知行	役目	氏名	備考
同 四年八月二日ヨリ	二箇年	千二百石	同番頭	堀原平馬	
同 七年八月十一日ヨリ	三箇年	千二百石	同番頭	堀原太夫	
同 十年十一月十五日ヨリ	一箇年	千二百石	同番頭	山崎佐助	
同 十二年三月十五日ヨリ	四箇年	千八百石	同番頭	武川源助	
同 十五年三月二十六日ヨリ	四箇年	千八百石	同番頭	沼澤九郎兵衛	
同 十八年十二月十五日ヨリ	二箇年	千八百石	同番頭	加須屋八太夫	
同 二十年十月五日ヨリ	二箇年	千八百石	同番頭	高橋外記	
元文二年四月十九日ヨリ	交各十五代日	千八百石	同番頭	三宅孫兵衛	
同 年五月二十一日ヨリ	四箇年	千八百石	同番頭	田中嘉兵衛	
同 六年正月二十一日ヨリ	一箇年	千二百石	同番頭	諫訪忠次郎	
寬保二年八月二日ヨリ	六箇年	千二百石	同番頭	萱野權兵衛	
延享五年正月二十一日ヨリ	六箇年	千二百石	同番頭	小原五郎左衛門	
寶曆四年四月二十八日ヨリ	四箇年	千六百石	同番頭	日向源右衛門	
同 七年三月十一日ヨリ	六箇年	千七百石	同番頭	山崎佐助	
同 十二年三月十三日ヨリ	三箇年	千七百石	同番頭	加須屋左衛門	
同 十四年三月二十五日ヨリ	四箇年	千八百石	同番頭	沼澤九郎兵衛	
明和四年十月一日ヨリ	二箇年	千八百石	同番頭	春日仁左衛門	
同 五年六月二十四日ヨリ	交各十五代日	千八百石	同番頭	三宅孫兵衛	
				原田又兵衛	
				萱野權兵衛	
				日向三郎左衛門	

後ニ伊助ト

年	代	知行	役目	氏名	備考
元祿六年六月二十日ヨリ	交各十五代日	千二百石	同番頭	日向三郎右衛門	
同 年八月二十三日ヨリ	二箇年	千二百石	同番頭	篠田半左衛門	
同 七年八月十日ヨリ	交各十五代日	千二百石	同番頭	沼澤權兵衛	
同 年十一月十一日ヨリ	七箇年	千六百石	同番頭	杉尾六右衛門	
同 十四年十月五日ヨリ	三箇年	千六百石	同番頭	一ノ瀬傳兵衛	
寶永元年九月十六日ヨリ	二箇年	千六百石	同番頭	山崎佐助	
同 三年二月十六日ヨリ	六箇年	千八百石	同番頭	神保茂左衛門	
正徳元年三月六日ヨリ	交各十五代日	千八百石	同番頭	上田八郎右衛門	
同 年四月二十七日ヨリ	二箇年	千八百石	同番頭	北原左近右衛門	
同 三年閏五月二十三日ヨリ	三箇年	千二百石	同番頭	生駒五兵衛	
同 五年十月三十日ヨリ	十一箇年	千二百石	同番頭	田中加兵衛	
享保三年正月五日ヨリ	一箇年	千二百石	同番頭	上田八郎右衛門	
同 年正月十六日ヨリ	一箇年	千二百石	同番頭	日向三郎左衛門	

同十四年三月九日ヨリ	同八年六月七日ヨリ	同十年八月十二日ヨリ	同十年五月八日ヨリ	天保四年八月十二日ヨリ	同五年七月十日ヨリ	同八年八月二十五日ヨリ	同八年十一月十二日ヨリ	同八年六月二十五日ヨリ	同八年三月二十三日ヨリ	同七年五月十一日ヨリ	同七年二月二十八日ヨリ	同五年八月二十一日ヨリ	
六箇年	各十五代	三箇年	七箇年	二箇年	十箇年	四箇年	十七箇年	七箇年	二箇年	八箇年	四箇年	四箇月	
七百五十石	五百五十石	七百石	五百石	六百石	五百石	五百石	四百石	五百石	五百石	三百石	五百石	三百石	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
木本式部	長坂平太夫	高橋與五郎	萱野藏人	井深志津摩人	上田八郎右衛門	加須屋左近	日向織部	千葉權助	井上兵吉	萱野權兵衛	原田大内藏	上田學太夫	原田學太夫

城取新九郎は右の如く任命ありしも同日西軍精衛代へ亂入せし爲め我軍敗撃し城代は唯名のみにて一日も在城せざりき

後二源八ト

同三年三月十六日ヨリ	同三年七月一日ヨリ	文化七年十二月一日ヨリ	同八年十二月二十五日ヨリ	同九年十二月十日ヨリ	同十二年十二月二十五日ヨリ	同三年三月十六日ヨリ	享和元年四月十三日ヨリ	同五年五月二十六日ヨリ	寛政元年十一月ヨリ	同五年八月二日ヨリ	同五年五月十二日ヨリ	天明二年三月十二日ヨリ	安永七年三月六日ヨリ	明和五年九月二十五日ヨリ							
各十五代	八箇年	二箇年	二箇年	十二箇年	六箇年	各十五代	三箇年	九箇年	五箇年	三箇年	六箇年	各十五代	五箇年	十一箇年							
八百石	五百石	七百石	五百石	五百石	五百石	八百石	五百石	五百石	五百石	五百石	五百石	五百石	五百石	五百石							
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同							
上田八郎右衛門	一ノ瀬監物	田中幸治	山崎左助	原田又之丞	三宅牛内	小原内藏	神保内藏	梶原典勝	日向三郎右衛門	諏訪伊主馬助	原田主兵衛	鈴木庄兵衛	横山瀧右衛門	神尾源兵衛	春日仁左衛門	生駒内藏助	上田八郎右衛門	加須屋五右衛門	木村忠左衛門	原田伊兵衛	小原五郎左衛門

第六節 郡の施政區畫の變遷

一 郷莊 往昔は郡村の外に郷莊の名あり郷は古の里孝德帝の時に五十戸を一里と定むにして莊はもと田莊園地の類なり因て莊園といふ其初め人々自ら荒地を開拓して領有せしものより起りて漸く大となり其他諸郡に散在して郷村と區域を異にするを以て各名號を立て、何々莊と稱し遂には公檢を請ひて世襲することとなり大に錯雜せしを以て文祿四年豊臣秀吉天下諸國を檢地し悉く莊・保・郷・里等の稱を停め直ちに郡を以て町村を統ふるることなれり今本郡に關する郷莊を古書に依りて記すれば左の如し

一 郷名 倭名抄に津部量足・分會津郡・日量とあれど地名辭書に量足は置是を誤り書き再び誤りを累ねて日量ともなれるなりかくて「分會津郡置是」の註文なりと此等郷名は古文書古器銘等にも見えされは此説を可とすへきか
而して古文書古器銘等に見ゆるものを舉ぐれば左の如し
百木郷 小布瀬郷 野尻郷 奥川郷の四なり

一 莊名 會津風土記に載する所は左の五莊なり
更級莊 月輪莊 岩崎莊 加納莊 新宮莊

新宮雜記其他の書に據れば此五莊の外に東莊の名を記せとも疑はし
一説に曰く岩崎莊は古鹽谷莊と稱せりと
以上郷莊に屬する町村名を寛文風土記に載する所を舉ぐれば左の如し

更級莊 郷名を詳にせず

五十箇村

戸ノ口、金澤澤新田 蟹澤 三本木新田 普藤 市ノ澤 本寺 大寺 源橋 摺上新田 湯達澤新田 五十間新田 行津 櫻川 西窪 三城潟 新在家 南眞行 東眞行 西眞行 大在家 島田 町島田 町堤崎 堤崎 釜井 烏帽子小屋 蜂屋布 百目貫 谷地 下道官 北高野 廻谷地 相名目 新家 牛沼新田 小平潟 松橋 中ノ目 本町 新町 西館 東谷地 今和泉 北窪 見瀬谷 長坂新田 酸川野 木地小屋

月輪莊 郷名を詳にせず

十九箇村

小田 白木城 萩ノ窪 堀切 下館 内野 悪戸 白津 東館 曲淵 新屋敷 荒野 郡澤 金曲 夷田新田 關脇 坪下 楊枝 山潟

左の六十四箇村は郷莊を詳にせず和漢三才圖會に會津利根川庄の名見ゆ

入倉 上西連 下西連 落合 赤枝 馬場新田 金川 三橋 深澤 田中 竹屋 松崎新田 上原 新田 常世 南屋敷 中屋敷 金森 上窪 下窪 別符 新井田 二井田谷地 高木 下小出 上利根川 下利根川 中目 宮目 金澤 辻 雄國新田 小沼 吉澤 館 高柳 熊倉 中里 三城目 布流 堂島 上勝 下勝 西中明 東中明 京出 平林 稻田 下臺 小田付 稻村 上田 大澤 入田付 中田付 關柴 下柴 下吉 漆 關屋 樟 上川前 下川前 大鹽 檜原 岩崎莊 郷名を詳にせず 九箇村 上岩崎 下岩崎 宮ノ前 中村 天井澤 宇津野 栗生澤 熱鹽 水澤

加納莊 百木郷

三十五箇村

小荒井 大荒井新田 村松新田 北原新田 高島 吉下 上三宮 下三宮 見頃 岩澤 細屋 讓屋 鷺田 下谷地 根岸 五目 上野 針生 赤崎 金屋 黒川 日中 野邊澤 百木田中 中川原 山岩尾 岩尾 半在家 五分ノ一 賢谷 藤澤 沼平 板澤 瀬戸尻 一ノ戸

新宮莊

九十六箇村

鹽川 上遠田 下遠田 第六天 源太屋敷 太田 一ノ關 上高額 下高額 清次袋 東原 太郎丸 高吉 菅井 澁井 柴城 荒分 長尾 綾金 宮在家 松野 慶徳 堀出新田 能力 萬力 鎧召 沖 貝沼 赤星 大澤 大木 田原 新宮 山崎 眞木

以上三十五箇村 郷名を詳にせず 口碑によれば柴城邊は百木郷と稱せるか如し

小布瀬原 川吉新田 河角 下村 寺内 船岡 木曾 廣野 館原 三ツ山新田 上野 須谷澤 早稻谷 堂山 船引 中反 宮古 三方 大谷 小土山 吹屋 西海枝 萩野 利田 中山 赤岩 大蘆

以上二十七箇村小布瀬郷

井谷 八重窪 橋屋 戸中 橋立 柴崎 瀧坂 滑澤 樟山 原 新村 平明 漆窪 高目

以上十四箇村野尻郷

大船澤 小綱木 眞箇澤 中町 新町 道目 下町 吉田新田 向原 杉山 井岡 鹽村 出戸 中ノ澤 山浦 小山 梨平 宮野 小屋 極入

以上三十箇村奥川郷

總計二百七十四箇村

二 組及町村 後數村を集めて組となし郡に屬す猶ほ古の郷の如し天明より維新まで此制に因れり即ち本郡を分ちて左の十二組とす

川 東 組

三十三箇村

小田 白木城 荻窪 堀切 下館 内野 明戸 白津 東館 曲淵 新屋敷 荒野 都澤 夷田新田 金曲 關脇 壺下 楊枝 山潟 新町 町ノ島田 町堤崎 北窪 見福 澁谷 長坂新田 酸川野 木地小屋 松橋 小平瀨 中目 土町 大原新田

川 西 組

三十八箇村

戸口 金澤澤新田 蟹澤 三本木新田 布藤 一澤 本寺 大寺 源橋 磨上新田 行津 櫻川 西窪 三城潟 新在家 南眞行 東眞行 西眞行 大在家 島田 堤崎 釜井 烏帽子小屋 蜂屋 敷 百目貫 谷地 下堂觀 北高野 廻谷地 相名目 入江 牛沼新田 西館 東谷地 今和泉 本町 土田新田 湯田澤新田 五十間新田は諸組に隸せず

鹽 川 組

二十四箇村

上西連 下西連 落合 赤枝 馬場新田 金川 三橋 深澤 田中 竹屋 松崎新田 上原新田 上窪 下窪 別符 新井田 下利根川 下小出 南屋敷 中屋敷 鹽川 上遠田 下遠田 入倉 小 沼 組 十八箇村

小沼 常世 金森 上利根川 中目 宮目 金澤 雄國新田 辻 吉澤 館 高柳 關屋 樟 上
川前 下川前 大鹽 繪原は諸組に隸せず

熊倉組 十七箇村

熊倉 中里 三城目 布流 堂畑 上勝 下勝 西中明 東中明 京出 平林 下吉 高木 太田
源太屋敷 上高領 下高領

小田付組 十六箇村

小田付 稻村 上田 大澤 入田付 中田付 關柴 下柴 新井田谷地 下臺 稻田 一ノ堰 上
岩崎 下岩崎 天井澤 宮ノ前

小荒井組 十八箇村

小荒井 村松新田 北原新田 大荒井新田 高島 第六天 沖 清次袋 塚原 太郎丸 高吉 菅
井 澁井 柴城 荒分 長尾 貝沼 下三宮

五目組 二十六箇村

五目 根岸 下谷地 上三宮 鷺田 赤崎 赤崎新田 吉志田 日中 黒川 野邊澤 金屋 針生
上野 百木田中 中河原 山岩尾 岩尾 半在家 五分一 讓屋 中村 宇津野 栗生澤 熱鹽
水澤

慶徳組 十八箇村

綾金 宮在家 松野 慶徳 堀出新田 能力 萬力 鎧召 赤星 大澤 大木 田原 新宮 山崎

真木 見頃 岩澤 細屋

木曾組 二十三箇村

木曾 廣野 館ノ原 船岡 三山新田 小布瀬原 寺内 河吉新田 下村 上林 洲谷澤 河隅
船引 堂山 早稻谷 中反 宮古 賢谷 藤澤 脊戸尻 板澤 沼平 一ノ戸

大谷組 十七箇村

大谷 小土山 三方 赤岩 中山 大蘆 利田 荻野 吹屋 西海枝 黄檗 井谷 八重窪 橋屋
戸中 漆窪 高目

吉田組 二十八箇村

橋立 柴崎 瀧坂 滑澤 樟山 原 新村 大船澤 平明 小綱木 眞箇澤 中町 新町 道目
下町 吉田新田 向原 井岡 杉山 鹽村 出戸 中澤 山浦 小山 梨平 宮野 小屋 極入
村數總て二百八十一箇村

三 各村の由來及沿革

川 東 組

荻窪村 昔此邊に荻多し因て村名とす

堀切村 何時の頃にか磐梯山崩れて酸川を壅き小田村の邊まで水湛へて湖水の如くなりしに其後水

潰えて平地となりぬと村名之に因るか

明戸村 昔は悪戸村といふ寛文中今の名に改む

曲淵村 昔は酸川の屈曲せる所に在り水難に逢ひ元和五年今の地に移す村名は舊に依れり

新屋敷村 もとは六町南に在り鍛冶屋敷といふ應永中此に移し、故斯く號けたり

荒野村 もとは川桁山の麓本寺といふ所に在り高野村と稱す康暦の頃寺の名により觀音寺村と稱へ

天正の初め火災に罹り今の地に移り寛文中今の名に改む

都澤村 口碑に此村昔一澤といふこゝに産せる芹氣味殊に香美にして莖長く三尺に至れるあり探て
都に持ち行き朝廷に獻せしに村名を都澤と唱ふへしとの詔ありきと云ふ慶長の頃或は宮古澤に作れ
る文書ありき

夷田新田村 寛永七年夷谷地といふ所に新田を開き民居を營む因て夷田新田村と稱す舊は此より辰

巳の方二町に在り觀音寺川の水災を患へ寛文中今の地に移る

楊枝村 慶長二年に開きもと楊枝柳村と稱せしを後柳の字を省き今の名とす

壺下村 古文書に坪下と記せるあり

山潟村 古文書に山方に作るものあり

新町 本町に次きて開きし市店なれば名づく

町島田村 此地もと島田村の境内にて猪苗代城下に屬せしとて島田内町分と云ふ寛永の初め耕作の

便に城下より民居を此に構へ上根繼と稱し後今の名に改む

町堤崎村 此地もと堤崎村の境内なれども昔猪苗代城下に屬せし故堤崎内町分と云ふ耕作の便によ
り此に家居し下根繼と稱し後今の名に改む

見福村 此村そのかみ峯村と稱し此より未申の方十二町山中に家居す田島の便あしきとて元和六年
今の地に移し寛文中今の文字に改む

長坂新田村 此村元は長坂といへる曠野なりしを萬治三年白木城村の住民開拓せし故に名づけた

酸川野村 此村酸川の水上に在る故に名づく昔は八町東に在りしを何時の頃にか今の地に移せり

木地小屋村 元龜二年檜原村より備後縫殿助と云ふ木地挽二人來て其業を爲す後田圃を拓き一村と

なれり

小平潟村 昔小出潟村と稱す何の頃にか攝津國^{ひら}牧方より天満宮の畫像を負ひ來り一祠を建て、祀れ

るより今の名に改む花ノ本兼裁は此地の出なり

土町 此町は見福山の社殿を造營せし際開きたる所にして土津神社の境内なり

大原新田村 寛文中肥後守正之命して岩弓堰を鑿り酸川野村より四軒の百姓を移して其境内の原野

を聖かしむ其後漸々に聚りて民居となる

川 西 組

三本木新田村 寛文元年山中を開きて民居とす其地に大木三株あり因て村名とす

金澤澤新田村 本寺村惠日寺草創の時此所にて鐵を鎔鑄せしとて今猶ほ鐵屑多し因て名づく萬治二

年藤河吉左衛門と云ふ者の開きし新田地なり

布藤村 寛文の頃まで普藤に作れり

本寺村 大寺と一村にて尾寺と稱へ又大寺とも稱し今の大寺村を本町と稱へ本寺を新町と稱し總稱

を大寺と云ひしを猪苗代城下の町名に同名あるに因り何れの頃にか分て兩村とし今の名とす

磨上新田村 此地は磐梯山の南麓磨上原との曠野なり寛永二年拓きて民居をなす

行津村 寛文の初めまで名目津に作れり

櫻川村 櫻川の畔に住せる故村名とせり

三城潟村 此村昔は内城村と云ひそのかみ三浦經連其子通盛赤房義泰の三人をして三館を築き住せしめし故今の名に改めしといふ

新在家村 此村昔は三城潟村の東に在りきといふ何の頃此に移れるやを知らず

東眞行村 天正十九年南眞行村より分れきといふ

大在家村 此邊に昔七箇の村落あり七在家と稱す中に就て此村は六箇村を管轄せし大村なればかく

名つけしとそ

島田村 昔は今の民居より六町亥子の方に家居せりとそ

釜井村 此村昔は三町許り戌亥に在り元和中今の地に移れりといふ

入江村 此村昔より民居ありて入江村と云ひしを三浦經連始めて來りしとき福良濱より出船して此

に來り新に假屋をかけてこれを饗せしより新家と改めきといふ寛文中古名に復す

牛沼新田村 寛永九年小平潟村の農民入江村境内牛沼の邊に出て新田を開きし故名つく

今和泉村 上杉氏會津を領せしとき越後信濃兩國より弓足輕二十人を連れ來り此村續きに組屋敷

を構へ信濃町と稱せしとそ加藤氏の時までも故の如く猪苗代城に番衛せしか肥後守正之封に就くに

及て皆農民となり今和泉村と稱す

土田新田村 延寶二年筑前守正經この村を開き見禰山土津神社の祭田とす

湯達澤新田村 此村もとは湯田澤とて天正中磨上の役に富田將監先陣に備へし所なり其後民居を増

して湯達澤新田村と稱す源義經の此地を過ぐるや豪農より糧米を借りしことありといふ

五十間新田村 加藤氏の時寛文十五年猪苗代の城を守らしめん爲め仙道より足輕五十三人を抱へ新

在家村境内を墾り給田とし田邊仁右衛門といふ物頭を置く加藤氏石見國に遷されて後皆郷里に歸り

しか肥後守正之封に就て後之を呼返し舊の如く抱へ置きかはる猪苗代城に番衛し城代に屬し組

に隸せず

鹽川組

上西連村 此村もと下西連村と共に西連寺村とて一村なり後分て兩村となし今の名に改めきといふ

落合村 此村は應安年中鈴木道德といふ者開けりと云ふ此地南に日橋川北に大谷川あり村西にて流

合す故に名つく

昔は河沼郡に屬せしか寛永二十年本郡に編入せらる

赤枝村 此村昔赤井田村といふ後今の名に改めき

松崎新田村 此村昔は東の方四町餘に在り寛文六年此に移す

上原新田村 此村は大堀石見長重の子善右衛門宗道と云ふ者寛永十二年に開ける新田なり初めは大

原新田と云ふ後に今の名に改めきとそ

上窪村 昔村の戊亥の方に沼あり其沼より明玉出て空に昇りしより玉明村と云ひしか沼涸て後今の名に改めきといふ

新井田村 建仁の頃田邊義秀と云ふもの此地に來り館を築て住し新に田地を開きし故大新井田村と名つけしか後には唯新井田村といふ

下利根川村 此村もとは二町餘東米澤街道の傍に在り元祿二年今の地に移しぬ

下小出村 此村は慶長四年神田右馬允季順といふ者開けり

鹽川村 昔此村の西南より潮出て流れて日橋川に入る村名之に因る

上遠田村 此村昔は下遠田村と一村なり寛永十九年分て兩村とす

入倉村 昔は此より東の方垣根内と云ふ所に在り田地の用水に便り惡しとて何れのと看にか今の地に移せりといふ

三橋村 村内に石橋三つあり鮎子橋がつかり橋御出合橋といふ村名之に因ると

小沼組

小沼村 此村も小沼あり故に名けたりきといふ今其所を詳にせず寛文中までは上下二村あり後今の地に移して一村となしぬ

中目村 此村もとは今の地より一町二十間餘東に在り何の頃にか今の地に移しぬ

宮目村 此村の鎮守諏訪社高地に鎮座し民居を見下して擁護し給ふ故に名つけたりといふ

雄國新田村 此村は萬治三年大鹽平左衛門といふ者開きし地なり其中民居數區あり數町を隔つ本稱

の村なければ各小名を分つ七本木本林章平獅子澤といふ

樟村 此村に昔大樟樹ありし故名つけたりといふ

上川前村 此村も大鹽村の端村なり寛文中分て一村とす此村大谷川の前に當て川上に在り故に名つけたり

下川前村 此村大谷川のほとり上川前村の下流に住せし故名つけといふ

大鹽村 村中に鹽井ある故名つけといふ

檜原村 此村昔は檜木谷地と云ふ本郡の東北に在り四方に大山峙ち其境内の廣きこと一組の地面に比すへしといへとも大抵山谷の間にて山野相交りみな萱原なり土地亦瘠薄不毛の地に等しければ村民専ら木地をひき望陀の皮を剥き或は旅店を設け駄馬を追ひて生計をなす故に歲入常額外の地にて租税丁役なく村と稱すれども諸組に屬せず耶麻郡に隸するのみ

熊倉組

熊倉村 往昔羽會部村といふ毎月六度の市あり慶安三年より三度とす其後廢せり

上勝村 此村もと原村といふ何の頃にか勝の前といふ女此地に來り病に遇ひて死す後中將其蹤跡を尋ねて此に到り其死を聞きて悲慘に堪へず數多の堂社を建立す因て勝村と改む後下勝村に對して上の字を加へきといふ

西中明村 此村もと中明といふ明曆三年東中明村を分てより西の字を冠らしめき

京出村 此村もと平林村の端村なり慶安元年に分ちて一村とす

平林村 昔此村を開きしとき平地に大なる林あるゆゑ名つけたりといふ

下吉村 昔は今の地より二町許り南に在り元和七年こゝに移す

高木村 此村も今の地より二町三十間北に在りしか耕作の便により明暦二年今の地に移せり

小田付組

小田付村 此村の奥に入田付中田付の二村ある故古は出戸田付村と云ふ天正十年華名の長臣にして此地の地頭たる佐瀬大和は中田付村の市場使り悪しとて九十三箇村の人夫を發し臺南條古屋敷

小田付といふ四區の民居を此に集めて町割し今の名に改めきといふ

大澤村 昔は中田付村と一村なり正保二年に分つ

入田付村 此邊は天正年中伊達氏築塲を構へて鹽川村へ飛脚の合圖をなし黒川の變を窺はしめし所

中田付村 此村も大澤村と一村なり正保二年に之を分つ北に入田付村南に小田付村あり其中に在る故に中田付と稱す

稲田村 此村の鎮守白山社もとは大社にて總門の冠木巨大なりしより村名も冠木村と云へりきとそ

上岩崎村 此村もとは岩崎村とて一村なり天正十八年下岩崎宮前の二村を分ち三箇村とせり

下岩崎村 昔は上岩崎村と一村なり天正十八年に田付川の流に因て上下に分つといふ

宮ノ前村 此村も上岩崎村と一村なり天正十八年別村となり八幡宮の前なるを以て村名とせり

天井澤村 昔天谷澤村といふ文祿三年今の名に改めき

小 荒 井 組

小荒井村 市日は天正年代佐瀬氏の家臣小荒井四郎左衛門の經營によりて生まれりといふ商賣の便

よく常に店を出して諸物を商ひ其さま若松の市井に異ならず

村松新田村 此村元和六年に開き新田町と稱す後今の名に改めきとそ

北原新田村 此村寛永十五年に村松新田村より分れ北の原野をひらきて家居し北原新田と稱せり

大荒井新田村 此村は元和元年に開くと云ふされと檜原村の穴澤加賀永祿中伊達輝宗の兵を拒きし

功により盛氏の賞を蒙り大荒井を領すと云へは往古大荒井村と稱し後衰廢せしを元和元年に至りて廢田をひらき民家を取立て新田の字を加へしにや

清次袋村 昔此村の農民によく酒袋を製れる者あり其名を清次といひければ人々もてはやし何頃と

なく村名となり近頃まで清次か袋と稱へきといふ

一説に曰く塚原農民清次といふ者の母此地に一茶店を構へたりしかは清次か御袋と稱せしより起る

此母元祿九年正月二十八日歿し塚原願入寺に葬らる法名妙春禪尼といふと

太郎丸村 此村は八幡太郎義家朝臣の宿陣ありし所ゆゑ名つくといふ

高吉村 此村も高吉と云ひしを天正十九年高石と改め寛文中古名に復す

柴城村 應安年間柴城民部重行と云ふもの此に居れり村西に端村西村及臺あり臺は往時月見臺と

稱する原野なりしか天正の末年より慶徳彌八郎始めて之を開拓せり

荒分村 此村も天明村と云ふ寛文中今の名に改めたり村の南部藥師堂の境内に六本杉と稱する巨

杉あり本縣第一の巨木にして全國第八位の大樹と稱せらる優に八百年以上を経たるものならんといふ

長尾村 此村昔岩田村と云ふ何の頃にか今の名に改めきと云ふ

下三宮村 昔は三宮村とて上三宮村と一村なり何の頃にか上下に分ちたりきといふ上三宮村の條下と併せ見るべし

五 目 組

五目村 此村もと郷明と云ひしか後今の字に改めき

上三宮村 此村昔は今の地より西北の所々に散居し加納村と云ひ八日町三日町榑木三島前願成寺

など云ふ小名あり後改めて三宮村と云ふ萬治寛文の間に至りて聚めて此に移しぬ其頃下三宮村も

分れて別村となりし故上の字を冠らしめきといふ

赤崎新田村 此村は寛文三年に新墾せし地なり

吉志田村 此村吉下とも稱へしか寛文中古名に復しぬ

中川原村 此村もと岩尾村と一村なり後分ちて別村とす

黒川村 此村倉川と書しか寛文中今の文字に改めき

五分一村 此村寛永の初めまで見えす大用寺の山號によれば舊讓屋村と一村なるにや

熱鹽村 此村もと慈眼寺村と云ふ後今の名に改めしか再び示現寺村に作り寛文中より古名に復して

今の村名とす村中に鹽湯ある故名つけきといふ舊記に永和元年七月十四日溫泉湧出つとあり

水澤村 此村もと今の地より南三町許りに在り何の頃にか此地に移せり

慶 德 組

慶徳村 村名往時は經徳に作れることあり

堀出新田村 此村は慶徳・松野・新宮・能力・綾金・太郎丸の數村の境内にて草萊なりしを瓜生利右衛門

と云ふ者元和三年に開發せし新田なり

萬力村 此村もと萬力村と云ひしか何の頃にか一人の行者一切經を牛車に積みて此地に來り其牛斃

れしかは經を石函に藏めて土中に埋めし故一切經村と云ふ寛文中古名に復しぬ

鎧召村 應永の頃新宮次郎盛俊出陣毎に此地に至りて鎧を著せし故名つくと云ふ其後轉して鎧目と

云ふ寛文中古名に復せり

赤星村 此村もと申の方七町五十間餘日橋川の邊に在り屢々水災ありし故延寶中端村七壇と共に

端村赤澤の地に移し今は一村の如し中頃轉して赤伏と云ふ寛文中古名に復せり

新宮村 此村源義家朝臣熊野新宮を此に勸請す因て名つくと云ふ或は傳ふ昔小松少將と云ふ人此地

に誦せられ居住せし故小松村と云ひしを後今の名に改むと

山崎村 此村の地形山麓に在りて日橋川に臨み出崎の如き故に名つけたるといふ

見頃村 村の東三町餘に一區あり反田そたといふ寛政九年本村より出て家居を開けり

木 曾 組

木曾村 もと三町許り南に在り寛文元年今の地に移しぬ

廣野村 もと今の地より西二町に在り寛文中木曾村と同じく此に移せり

三山新田村 此村は寛文四年堂山村の農民宮城某といふ者館原村の境内に田圃を開き三山の麓に民居を營み三山新田と名つけしと云ふ

寺内村 昔大同寺といふ巨刹あり其院内に在りし故名つけきといふ

河吉新田村 元和九年小布瀬原村の境内に田圃を開き民居を營みきといふ

下村 此村もと今の地より三町餘北に在り堂間と稱せしと云ふいつの頃此地に移し村名も改めしにか詳ならず

上林村 此村もと上野村と稱す寛永十一年今の名に改めきといふ

洲谷澤村 もと藤澤村の端村なり文祿中の洪水に田圃を押流し村民離散す後田地を墾拓し再び家居を營みしより分ちて一村とす

堂山村 此村至徳の頃堂平と稱せしか後何の頃にか今の名に改めきといふ

脊戸尻村 此村もと賢谷村の端村なり承應二年分ちて一村とす

一戸村 此村の入口に飯豊山神社の一の鳥居あり故に村名となせりといふ

本木村 此村に安置せる阿彌陀堂は開拓當時のものにして其本尊は漆の本木を以て彫刻せしを以て村名となせり

大谷村 此村昔大木と云ひしか何の頃にか今の名に改めき

三方村 昔此村に沼三ある故名つく又味潟或は味方とも書きたりといふ

大 谷 組

赤岩村 中山村 此兩村は田圃相雜り地界を分たす

大蘆村 里人の説にもと此地に周百間餘の池ありしか上林村の福池越後と云ふ者水をさくり田畝を開かんせしに池中に蛟住みて殃をなしければ池邊に舞臺を構へ兒童をして遊舞せしめ其隙に水を引きて終に此地を開きぬと云ふ大蘆と名つけしは池邊に蘆多くありし故なりとそ

利田村 此村もと蔭田と云ふ永正中今の名に改むといふ

荻野村 此村もと下濕の地にして蘆荻生茂れるに田畝を開きし故名つくと云ふ

黄檗村 もと此村薬師堂の境内に黄檗の大木あり因て村名とせしとそ

八重窪村 此村何の頃にか蘆名氏の臣武藏攝津守と云ふ者此地を開き領知せしといふ

橋屋村 此村もと熊野八幡富士等の八社鎮座し給ふ故八社村と云ふ何の頃にか今の名に改めき

漆窪村 此村舊鹽村とて平明村の端村なり本郡に同名ある故天正中今の名に改めき何の頃よりか分れて一村となりぬ

高目村 此村もと大蘆村と云ひしか寛永中今の名に改む

吉 田 組

新三村 もと新町村と云ふ本組に同名あるにより萬治中今の名に改めき

大船澤村 昔何時の頃にか矢部宮内と云ふ者こゝに來り山上なれども清水多く湧出し養水の便あれば新田を開墾し家居を營みきと云ひ傳ふも今この地より五町許り戌亥の方に在りしか慶長の頃此に移せりと云ふ會津三所の高地と稱する其一なり

77